

14.4

575

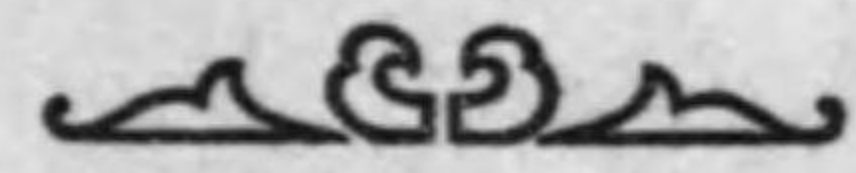
愛媛系勢要覽

同縣總務統計課

昭和十三年

144
575

愛媛縣勢要覽



昭和二十年刊行

中華郵政特准掛號認爲新聞紙類

中華民國三十一年五月



11.1
565

凡
張

11.1
565

14.4
575

凡例



本書は本縣の現勢を統計上より觀て如何なる状態にあるか又如何に推移せるかを表示するを本旨とする。

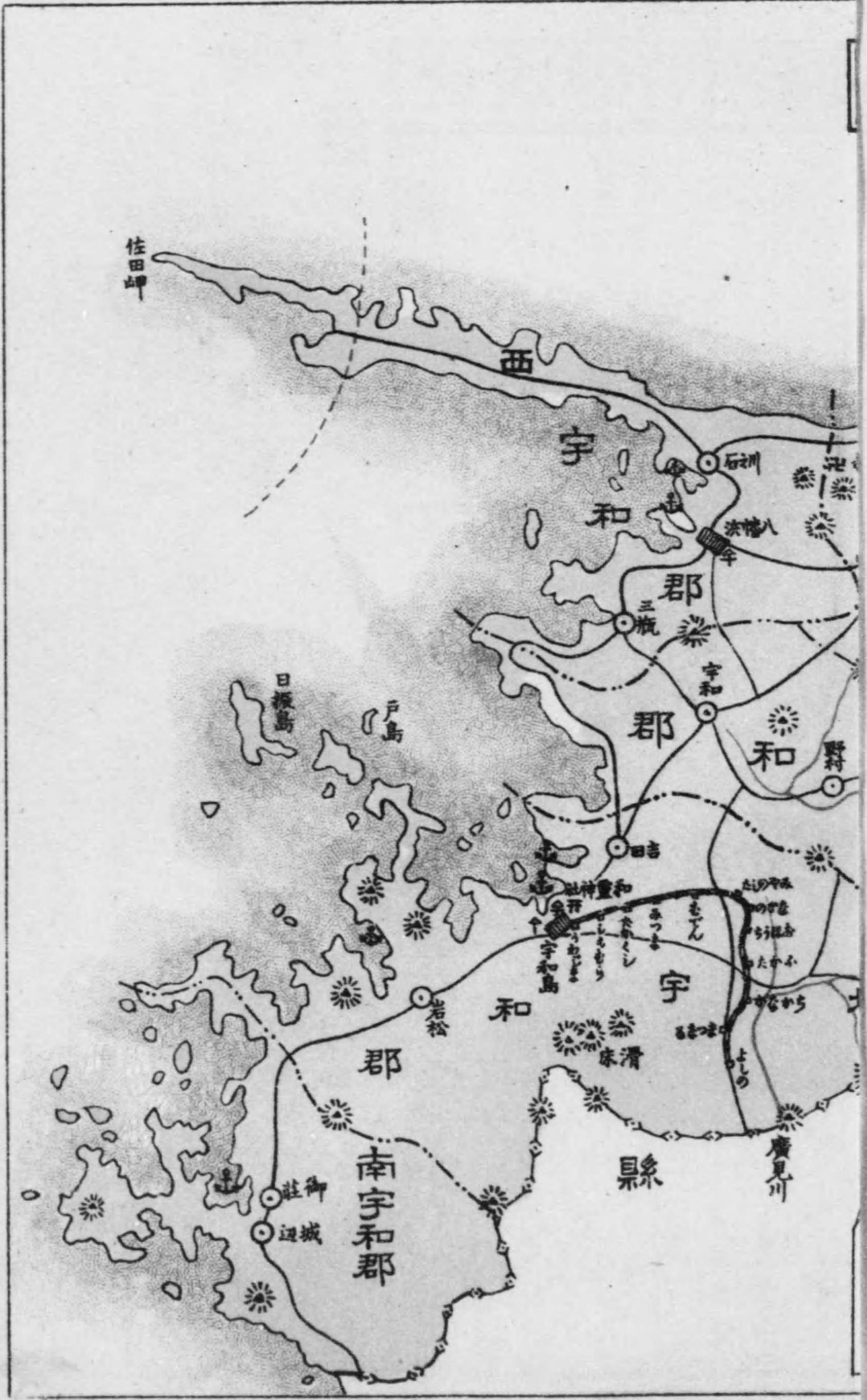
本書は可及的最近の事實に據る而して主要事項に就ては全國又は四國の比較を列記し本縣の現勢地位を一層明かにするに努めたり。

一、本書は史蹟名勝天然記念物等其の主なるものを集録したり。

昭和十二年三月

愛媛縣總務部





大正
11
570



昭和十二年三月

凡
圖

此圖係根據大正十一年三月
 宇和縣官報第一號圖表
 實測圖及航空測量圖
 繪製而成其比例尺為
 一厘米等於一公里
 凡圖中各處之名稱均係
 根據大正十一年三月
 宇和縣官報第一號圖表
 實測圖及航空測量圖
 繪製而成其比例尺為
 一厘米等於一公里





愛媛縣勢要覽目次

地圖	本縣管內地圖	二
第一章 總說	位置及境界—地勢—地形—山嶽—河川—島嶼—地質—氣象—沿革—區劃—教育—交通—都邑—物產	二
第一節 土地	一、面積	六
	二、國有地及民有地	七
	三、林野面積	七
	四、耕地面積	七
	五、耕地整理	八
第二節 戶口	一、人口	九
	二、戶數	九
	三、戶數增減趨勢	九
	四、人口動態	一〇
第二章 神社宗教及兵事	(出生—死産—死亡—人口自然增加—婚姻—離婚—月別の出生、死亡、婚姻、離婚表)	一三
第一節 神社及宗教	一、神社及神職	一六
	二、寺院佛堂及住職	一六
	三、教會講義所說教所	一七

第二章 兵	二七
一、壯丁	二七
二、海軍志願兵	二七
第三章 教育	二八
第一節 初等教育	二八
一、學齡兒童	二八
二、小學	二八
— 兒童—教員	二八
第二節 中等教育	三〇
一、中學校	三〇
二、高等女學校	三〇
三、農業學校	三〇
四、商業學校	三〇
五、商船學校	三〇
六、工業學校	三〇
七、青年學校	三〇
八、師範學校	三〇
九、青年學校教員養成所	三〇
十、職業學校	三〇
第三節 高等教育	三四
一、高等學校	三四
二、實業專門學校	三四
第四節 其他的教育	三五

一、盲啞學校	三五
二、各種學校	三五
三、幼稚園	三五
第五節 社會教育施設	三五
一、家庭實業學校	三五
二、松山夜學校	三五
三、圖書館	三五
四、青年團	三五
第四章 産業	三六
第一節 農業	三六
一、農家戶數	三六
二、農產物	三六
三、畜產物	三六
四、副産物	三六
第二節 蠶絲業	三七
一、桑畑	三七
二、養蠶戶數	三七
三、蠶種播立數量	三七
四、繭	三七
五、蠶絲	三七
第三節 林業	三〇

一、林產物	四〇
二、水產業者	四〇
三、沿岸漁獲物	四一
四、遠洋漁業	四一
五、水產養殖	四二
六、水產製造物	四二
七、製鹽	四二
第五節 礦業	四二
一、礦區	四二
二、礦產物	四三
第六節 工業	四三
一、工場	四三
二、工業物	四四
三、電氣事業	四四
第七節 會社及金融	四四
一、會社	四四
二、金融	四八
第八節 產業諸團體	四九
第五章 交通及通信	五〇

一、道路及諸車	五〇
二、鐵道	五〇
三、海運	五一
四、通信	五二
第六章 社會事業	五三
一、愛媛縣社會事業協會	五三
二、愛媛縣善鄰會	五四
三、愛媛縣教化聯盟	五四
四、縣方面委員	五五
五、救濟	五五
六、職業紹介	五五
七、公益質屋	五六
八、住宅組合	五六
九、公營住宅	五六
一〇、釋放人保護	五六
一一、託兒所	五七
第七章 財政	五七
一、國稅	五八
二、縣費	五八
三、市費	六〇
四、町村費	六〇
第八章 警察及衛生	六三

第一節 警察

一、警察官署及警察職員

二、犯罪

三、火災

第二節 衛生

一、醫師及齒科醫師

二、產婆及看護婦

三、藥劑師及藥業者

四、鍼灸按術業者

五、傳染病

『附

錄』

史蹟名勝天然記念物概要

歷代長官

三

三

三

三

三

三

三

三

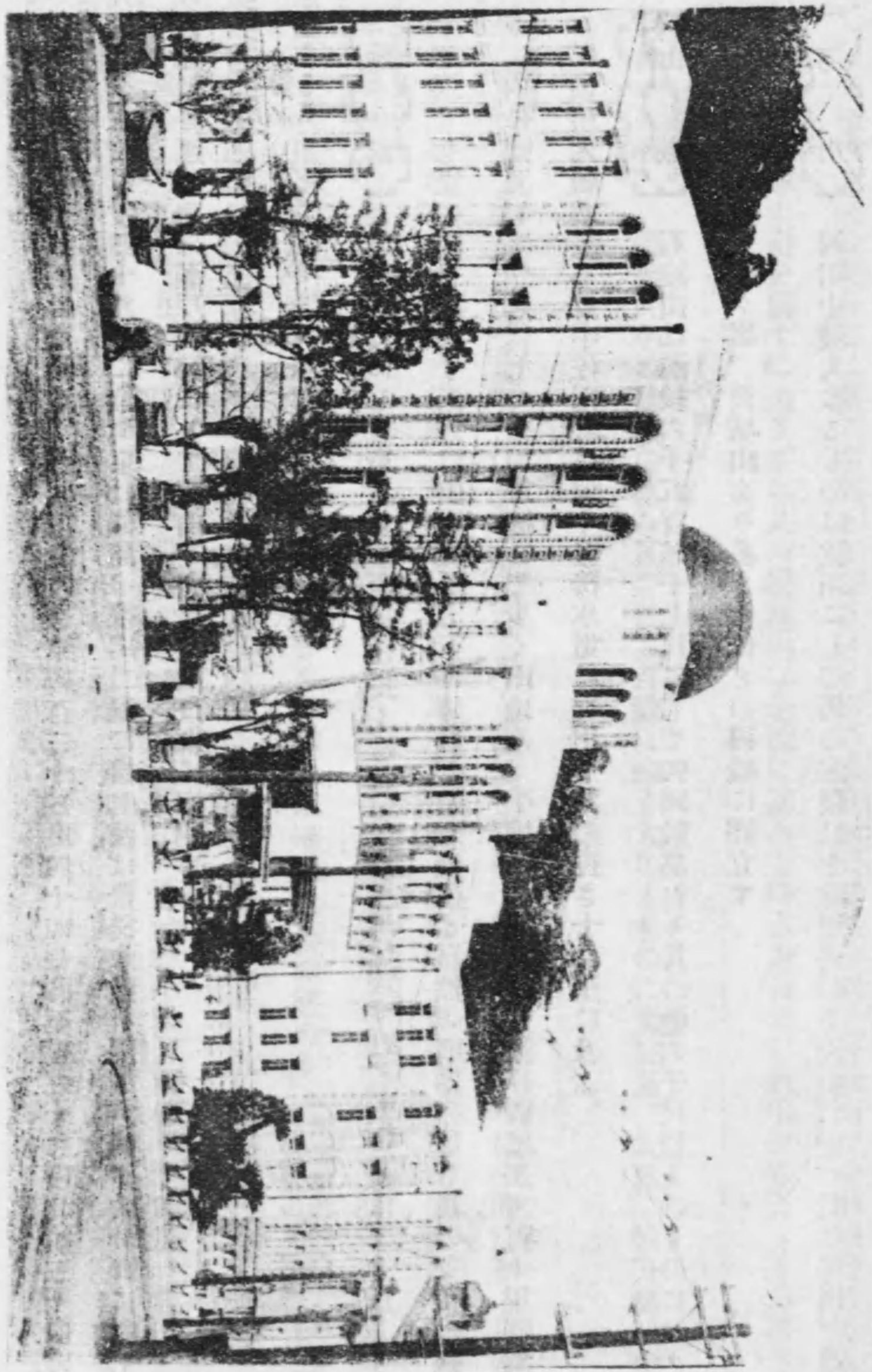
三

三

一

五

愛媛縣勢要覽



【 青 森 県 庁 舎 】

位置及境界 愛媛縣は南海道の西北部を占め東經百三十三度四十四分乃至百三十二度北緯三十四度十九分乃至三十二度四十八分に位す東は徳島、香川二縣に接し西は豊後水道を隔て宮崎、大分縣に對し南は高知縣と連る北は瀬戸内海にして岡山、廣島、山口縣と相臨めり

地勢

地形

地形狹長にして東北より西南に長く延長六十餘里に達すれども幅員は二十里より六、七里の間を出入す南方は山嶽巒々として障屏の如く土佐と自然の境界をなし其の支脈は縣内に連互し峯巒起伏して平地地極めて少く山地八、平地二の割合なり海岸線延長三百十里岬灣の出入頗る多く就中佐田岬は遠く豊後水道に突出し其の長さ十二里に及ぶ

山嶽

石鎚山は海拔六千五百三十七尺にして四國最高たり其の他六千尺以上のものに二ノ森、瓶ヶ森、笹ヶ峯、筒城山あり多く土佐との國境に聳立す

河川

河川中最大なるものは肱川にして其の流程二十餘里其の下流十二里の間は舟楫を通

す物資運輸の便あるは縣下本川あるのみなり其の他重信川、加茂川、荻社川、中山川等あるも僅に灌溉の用を爲すに過ぎざれ共一般河川は急流に富み近時水力發電に利用せらるゝもの多きを加ふ

島嶼

沿海大小の島嶼に富み其の數二百餘に達す大なるものに大三島、大島、伯方島、中島、興居島等あり

地質

南部石鎚山脈は結晶片岩帶より成り東方宇摩郡銅山川の溪谷より西方佐田岬に至る北部瀬戸内海斜面は白堊紀層、第三紀層、新生層、花崗岩地所々に連り概ね壤土質にして地味肥沃なり

氣象

氣温は地方に依り寒温乾濕の差著しく松山地方は平均攝氏十五度二にして最低零下四度三最高三十六度を示す一般に石鎚山系は寒冷甚しきも宇和地方は亞熱帶の感あり (西宇和郡三崎半島は亞熱帶の北限地なり) 雨量は各府縣中瀬戸内海地方は少雨宇和地方は多雨の部に屬す

沿革

明治四年舊幕領を廢して倉敷縣を置く全年又松山、今治、小松、西條、宇和島、吉田、大洲、新谷の各藩を廢して夫々松山、今治、小松、西條、宇和島、吉田、大洲、新谷の各縣を置きたるも亦倉敷、松山、今治、小松、西條の五縣を廢して松山縣に宇和島、吉田、大洲、新谷の四縣を廢して宇和島縣となす、明治五年松山縣を石鐵縣に宇和島縣を神山縣に改め同六年神山石鐵の兩縣を廢して愛

媛縣となす即ち伊豫の國を管轄するに至る明治九年讃岐を併管せしも同二十一年分離して今日に至る

區劃 縣内を四市、十二郡、三十三町、二百三十二村に分つ一支廳置かれ其の管轄區域内に二

郡(北宇和郡 南宇和郡)四町三十四村あり

教育 國家の要求と現下の國狀とに鑑み各般の教育に夫々努力すべき點を明示し以て實績を擧

ぐるに努めたり、小學校に於ては一般不況による地方財政逼迫の影響大なりしが尙學級の増加せられたるもの七〇學級外教員の増置三名計九名の教員を増加せり、實際の教育に於ては各種教育思想に眩惑せらるることなく常に中道を歩みて地方振興の源動たる人間養成に努力し地方の教育は益々緊張度を加へ來れり

中等學校に於ては意志の鍛鍊、人格の陶冶に主力を注がしむると共に特に國民精神の作興、實實剛健、勤勞の風を養成するに努力せしめたり

青年學校の教育は制度の改正もあり最も重要なを以て優良教員の養成には最も力を盡し青年學校教員養成所を獨立せしめ研究會、協議會、合同視察、教員及生徒の移動講習會等各種施設をなし學校當局を鼓舞激勵すると共に地方人士をして斯教育の重要性を理解せしむるに努めたるを以て成績は漸次向上し就學出席の狀況も極めて良好となりつゝあり唯地方財政逼迫の爲充分にはあらされ共專任教員の開設、

増置、設備の充實等次第に實現を見青年教育重視の聲は次第に高まりつゝあり

昭和十年度に於ける公立小學校四三校にして児童三〇、七六八人 就學歩合九〇・五にして前年度と同様なり小學校教員總數五、〇三三人にして本科正教員四、三〇八人(八割)を占め専科正教員三三人 准教員三五人代用教員三五人なり

中等程度の學校は四校にして生徒一七、五五人を有し卒業生三、七〇三人なり、専門學校程度以上のものに官立松山高等學校、私立松山高等商業學校あり、其の他青年學校三〇校 生徒一、七九八人 男女青年團數三三 團員數八三、七二人なり又不良兒感化の爲縣立家庭實業學校一盲啞教育の爲縣立盲啞學校一校あり

交通 地勢の影響に依り海運は夙に發達せるも鐵道軌道の敷設は僅に縣内の一部に過ぎず主要地連絡は自動車便に俟つもの多し

國有鐵道は香川縣に通ずる豫讃線縣内走行三三・三三杆及宇和島線三三・六六杆にして、宇和島線は昭和八年十月一日より私設鐵道宇和島鐵道を國有鐵道に移管したるものとす

私設鐵道は伊豫鐵道の經營せる松山附近と住友經營に係る新居濱端出場間とす
道路は國道一線九・三杆 縣道三三線二、六三三杆 市町村道九、七二杆なり
海岸線出入に富み港灣多數を算し其の顯著なるものを掲ぐれば今治、高濱、新居濱、三津濱、八幡濱、

宇和島港等にして阪神中國九州方面に毎日数回の定期航路備はり乗客物資の運輸至便にして交通繁し又昭和三三年より今治、三津濱と大連間との航路開始せられ物資直輸入の途開けたり

都 邑 松山市(白八、九〇〇)に亞ぎて今治市(白五、六〇〇)宇和島市(白五、三〇〇)八幡濱市(白三〇、五〇〇)

の四市あり、宇和島市は昭和九年九月一日九島村を合併したるものとす又八幡濱市は昭和十年二月十一日市制を實施したるものなり、其の他人口二万以上のものに西條(白一八、三〇五)三津濱(白三、三六五)新居濱(白二六、〇四九)大洲(白二六、三〇三)の四町あり(昭和十年國勢調査人口)

物産 本縣の昭和十年に於ける物産總額は二億七千五百餘万円にして其の中最も多きは綿織物にして年額四千二百四十二万円に達し主として今治、西宇和、松山に産す、綿絲三千百六十五万円、米二千五百八十五万円、繭一千六万円、生絲一千三百十万円、肥料一千四百八十一万円、銅九百九十三万円等之に亞ぐ、其の他清酒六百八十五万円、麥八百八十五万円、製紙五百三十万円、染物四百四十七万円、金三百五万円、菓子二百八十七万円、用材二百九十五万円、柑橘二百八十一万円、木製品二百六十七万円、粗製硫酸二百七十万円等あり尙百万円以上の産額ある著名なるものに木炭、イワシ、カマボコ、チクワ、醬油、甘藷等あり

第一節 土地

一、面積 面積は五、六〇七方呎にして全國中第六位にあり全國平均の八、二〇方呎に達せずして三重、山口、千葉、愛知の諸縣に近似す

二、國有地及民有地 國有地は四、五八町歩(昭和十一年)公有民有地三五、〇三町歩(昭和十二年)なり國有地の内農林省所管四、三九町歩にして其の大部分を占め大藏省四七町歩 鐵道省三九町歩 内務省三五町歩等を主なるものとす民有地の内有租のもの三四、四八町歩にして其の臺帳面に依る地目反別は次の如し

總數	田	畑	宅地	山林	原野	其他
三四、四八町	四七、二九町	五五、九六町	六、七七町	三三、八九町	六、九九町	八、〇〇町

三、林野面積 毎三年の定期調査による(昭和八年末)林野面積は三三、五九町歩にして國有林四、六〇町歩 公有林四、三六町歩 社寺有林三、三九町歩 私有林三九、三二町歩なり、内立木地九割二分無立木地分の割合なり

四、耕地面積 昭和十年末耕地總面積は九、五八町歩にして内田四、五四町歩 畑四、〇四町歩 農家一戸當七反歩に當る、耕作する耕地の廣狹別を見れば五反未滿の戸數五、六六戸、五反以上一町歩未滿四、三三戸にして農家戸數二六、三五に對し八割を占む而して一町以上三町歩未滿のもの三、三五戸、三町歩以上もの七〇戸なり

耕地の移動状況を見るに昭和十年中に於ける擴張總數七〇町歩にして開墾三〇町歩 荒地復舊三六町歩 地目變換二六町歩 埋立及干拓二町歩とす、又同年中潰廢總數三三町歩内田二三町歩 畑一〇町歩にして其の原因は宅地敷、道路河川敷、荒地、地類地目變換に依るものとす

平野の主なものは道前平野(越智、周桑、新居の各郡及今治市) 道後平野(温泉、伊豫郡及松山市) 三間平野(北宇和郡宇和島市) 等とす

耕地を自作小作別より見れば耕地總面積九、五八町歩の内自作畑田一九、九〇八町歩 小作畑田二、九六〇六町歩 にして自作の割合は概して南豫方面に高く小作の割合は東豫方面に高し

耕地面積 (昭和十年末)

全國	總數 六、〇五八、七五町	愛媛縣	總數 九、五八町	德島縣	總數 五、九三町
田	三、二九、三三六	田	四、五、五四	田	三、一〇九
畑	二、八三九、四二七	畑	四、六、〇七四	畑	二、八二四
香川縣	總數 五、四六町	高知縣	總數 六、九六町		
田	三、九、四二〇	田	三、九、九七		
畑	一、五、〇五	畑	三、九、九		

五、耕地整理 明治三十三年耕地整理法施行以來昭和十年迄に設立施行認可せるものは地區數四三九面積一九、九三町歩にして之が整理費九、〇四、二八圓に達す

昭和十年中に於ける認可地區數八面積六町歩 整理費一五、〇八〇圓 工事着手地區數五面積二四町歩なり

第二節 戸口

一、人口 昭和十年國勢調査(昭和十年十月一日)に依る本縣の人口は百十六万四千八百九十八人にして五年前の昭和五年國勢調査に比し二万二千七百七十六人の増加なり内新居郡に於ける増加は一万四千六百十二人にして其の六割四分強を占む

大正九年乃至大正十四年の五箇年間の増加割合は人口千に付四八人 大正十四年乃至昭和五年の五箇年間に於ける増加割合は人口千に付四三人 昭和五年乃至昭和十年の五箇年間に於ける増加割合は人口千に付三〇人にして最近増加割合著しく減少を示す

全國中人口は第二十七位に在り三重、山口縣に近似す

男女の割合を見るに總人口中男四九分四厘 女五〇分六厘を示し女百に對し男の割合は九十七人六分八厘にして全國平均百人六分二厘、香川縣九十九人五分七厘、高知縣七十八人七分四厘、德島縣九十八人七分三厘に比して低し尙全國中其の割合最も少きは沖繩縣の九十八人三分七厘、最も多きは東京府の百九人二分五厘なり

人口密度は全國中第十七位を占め一方料に付二百六人にして全國平均百八十一人よりも高く四國四縣に於ては香川縣の四百三人に亞ぎて高し(高知縣 百一人 鳥德縣 百七十六人)全國中密度最も高きは東京府の一方料二千九百七十人、最も低きは北海道の三十五人にして岩手縣の六十九人に亞ぎて低し

二、戸數 昭和十年末現在戸數三〇、七三戸にして内職業者のもの九、〇六三戸無職業者三、〇八二戸有職業者中農業は最も多く總戸數の四割八分四厘を占め商業一割六分六厘工業八分八厘之に亞ぐ又兼業戸數は三、三〇二戸にして農業三、二〇五戸にして最も多く商業一〇、九七戸水産業九、四九戸工業七、四三戸等之に亞ぎて多し職業毎に大正七年末を百として最近五箇年間の指數を比較すれば次の如し

職業別増減趨勢 (大正七年末を百とする)

業	昭和十年末		業	昭和十年末	
	全	専		全	専
農業	100.0	100.0	農業	100.0	100.0
林業	100.0	100.0	畜産業	100.0	100.0
畜産業	100.0	100.0	水産業	100.0	100.0
水産業	100.0	100.0	礦業	100.0	100.0
工業	100.0	100.0	工業	100.0	100.0
商業	100.0	100.0	商業	100.0	100.0
交通業	100.0	100.0	交通業	100.0	100.0
公務及その他	100.0	100.0	公務及その他	100.0	100.0
無職業者	100.0	100.0	自由業の職業	100.0	100.0
計	100.0	100.0	計	100.0	100.0

業	昭和十年末		業	昭和十年末	
	全	兼		全	兼
全	100.0	100.0	全	100.0	100.0
六年末	100.0	100.0	六年末	100.0	100.0
七年末	100.0	100.0	七年末	100.0	100.0
八年末	100.0	100.0	八年末	100.0	100.0
九年末	100.0	100.0	九年末	100.0	100.0
昭和十年末	100.0	100.0	昭和十年末	100.0	100.0

昭和十年末	昭和十年末		大正七年末	大正七年末	
	兼	専		兼	専
兼	100.0	100.0	兼	100.0	100.0
専	100.0	100.0	専	100.0	100.0

三、戸口増減の趨勢 明治二十一年末より昭和十年末に至る四十七年間に於ける本縣現住戸數の増加は四万五千六百五十三戸にして明治二十一年末の十八万五千九百九戸に對し三割四分七厘の増加を示す人口は現住人口に依れば明治二十一年末九十万六千四百十四人に對し大正十一年末百十三万九千六百十六人にして(大正十一年末限り廢止)三十四箇年間に三割四分七厘を増す國勢調査の現在人口に依れば第一回(大正九年)國勢調査より昭和十年國勢調査の十五箇年間に十一万八千七百七十五人を増したり而して増加の割合を見る

婚姻 昭和十年に於ける本籍人の婚姻は二、三三組にして前年に比し七三組を増す 人口千に對する割合は九・三なり之が種類別を見れば普通婚姻 二〇、五二（九四九分） 入夫婚姻 二四八（三分三厘） 婿養子婚姻 四三三（三分七厘）とす

夫妻相互の婚姻當時の年齢を見るに夫妻夫々一六歳より五歳括の區別に在りては夫 三六歳—三歳と妻 三歳—三五歳との婚姻 二、五五にして最も多く之に亞ぎて多きは夫 三歳—三五歳と妻 一六歳—三歳とのもの 一、七三なり

夫妻各自の年齢別より見れば夫は 三六歳—一、三七 最も多く 三五歳—一、二九 二七歳 九九七 二四歳 九八〇 等之に亞ぐ、妻は 三歳—一、四八 最も多く 二〇歳—四〇一 三三歳—一、三〇八 三三歳—一、〇三三 一九歳 九七七 等之に亞ぎて多し尙夫の年齢に付て見るに 三〇歳未満にて婚姻するもの 一、二二 三〇歳—二四歳 二、七六六 三五歳—三九歳 四、八四六 にして 三〇歳未満にして婚姻するものは（六割九分）に當る、 五歳以上にて婚姻するもの 三、六六あり

妻の年齢に付て見れば 二五歳—一九歳 一、八二九 三〇歳—二四歳 六、〇二五 三五歳—三九歳 一、九〇八 にして 三〇歳未満にて婚姻するものは八割五分にして 五歳以上のもの 一、七三なり

離婚 昭和十年の本籍人離婚は一、三四にして前年に比して充の減少にして人口千に對する割合は一・〇四なり離婚の割合は全國中最も高きものとす

離婚の種類は妻が夫の籍を去るもの 一、〇七 夫が籍を去るもの 五五 今籍内のもの 四三 なり

夫婦關係繼續期間別に離婚を見れば一年未満のもの 一、七六 一年以上三年未満のもの 三、七二 三年以上五年未満のもの 一、九一 にして二〇年以上のもの 九三 あり

本縣本籍人に對するもの（昭和十年）

總數	婚姻	離婚	出生	死産	死亡
一、〇〇六	一、〇〇六	一、二一六	五、三九五	一、一八八	一、九八八
二、〇六四	二、〇六四	二、二二二	四、六〇五	一、二二二	一、九二四
一、二八四	一、二八四	二、二二二	四、五五三	一、二二二	一、九八〇
九四九	九四九	九八	三、三〇四	一、七三	一、七九八
九三二	九三二	一〇一	二、九六四	一、七三	一、八五五
六四六	六四六	八六	二、六九五	一、三三	一、七四三
七三三	七三三	九二	三、一四九	一、四七	二、〇五九
七六九	七六九	八三	三、五九二	一、四〇	二、一七一
九七八	九七八	二〇〇	三、八一五	一、六〇	二、〇七三
八九六	八九六	二〇一	三、八三〇	一、六八	二、〇六〇
八八四	八八四	九八	四、〇五一	一、二九	一、九〇一
一、〇四三	一、〇四三	九五	三、四六四	一、三三	二、二二二

第二章 神社宗教及兵事

第一節 神社及宗教

一、神社及神職 國幣大社大山祇神社は大山祇の神を祭祀す越智郡宮浦村(大三島)に在り日本總鎮守と唱へ上 皇室の御尊崇篤く下武門武將の崇敬極めて深厚なるものあり境内の森嚴莊重なる他に多くの例を見ず本社所藏の寶物尠からず國寶百十四點を藏す其の内最も優秀なるものは甲冑にして各年代を逐うて系統的に保有せられたる點に於ては他に比儔を見ざる處なりと云ふ、縣社四十一 郷社九十七村社七百五 無格社四百八十九なり、神職の數は國幣社官司禰宜各一人 主典三人 縣社社司四十人 社掌十六人 郷社社司九十六人 社掌二十一人 村社以下二百五十二人なり(十四年)

二、寺院佛堂及住職 空海か讚岐に生れたる一事は本縣に於ける眞言宗の弘通上特種の因縁となりしもの、如く眞言宗に係る寺數は最も多くして臨濟宗のもの之に亞ぐ時宗の寺院は縣二箇寺に過ぎずと雖も温泉郡道後の寶嚴寺は一逼上人生涯の地と稱せられ全國に於ては四百八十餘寺の多きに達すと云ふ 昭和十一年末寺院數は一、〇八にして住職七二人 宗派別寺院次の如し

天臺	眞言	淨土	臨濟	曹洞	黃蘗	眞宗	日蓮	時宗	計
九	三四九	六	二五〇	一七九	一四	九四	三	二	一、〇八
寺院									

佛堂は地藏堂四五 觀音堂一八 藥師堂一八 大師堂八 阿彌陀堂六 其他二八

三、教會講義所說教所 昭和十一年末神道に屬するもの 三〇 内天理教 三五 にして其の過半數を占め 金光教 七 黑任教 三 之に亞ぐ

佛道に屬するもの 四 基督教に屬するもの 五 なり

第二節 兵 事

一、壯 丁 昭和十一年に於ける壯丁受檢の成績を見るに受檢總數 三、七七人にして體格等位 甲種 三、五二人(三割八分) 乙種 四、三〇七人(三割三分) 丙種 四、三三人(三割三分) 丁種 七六六人(六分) 戊種 二一人(二厘弱) なり

昭和十一年	身長平均	體重平均	讀書算術を知らざる者	
			甲種	乙種
全	一、五〇〇	五三・二七	二八・一八	三三・二二
全	一、五九四	五三・六九	二六・九七	三〇・六四
全	一、六〇〇	五三・〇一	二五・二七	二八・七七
全	一、五九九	五三・六二	二五・八七	三〇・四九
全	一、六〇一	五三・九八	二五・四九	二八・二五

二、海軍志願兵 海軍志願兵の状況を見るに受檢人員 九三人にして合格者 三一人 合格割合 三割三分に當る

昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年
受檢人員 2111	1,000	1,076	1,413	1,255
合格人員 1101	311	339	406	351
受檢者百に付合格 33.7	31.0	31.6	28.7	28.0

第三章 教 育

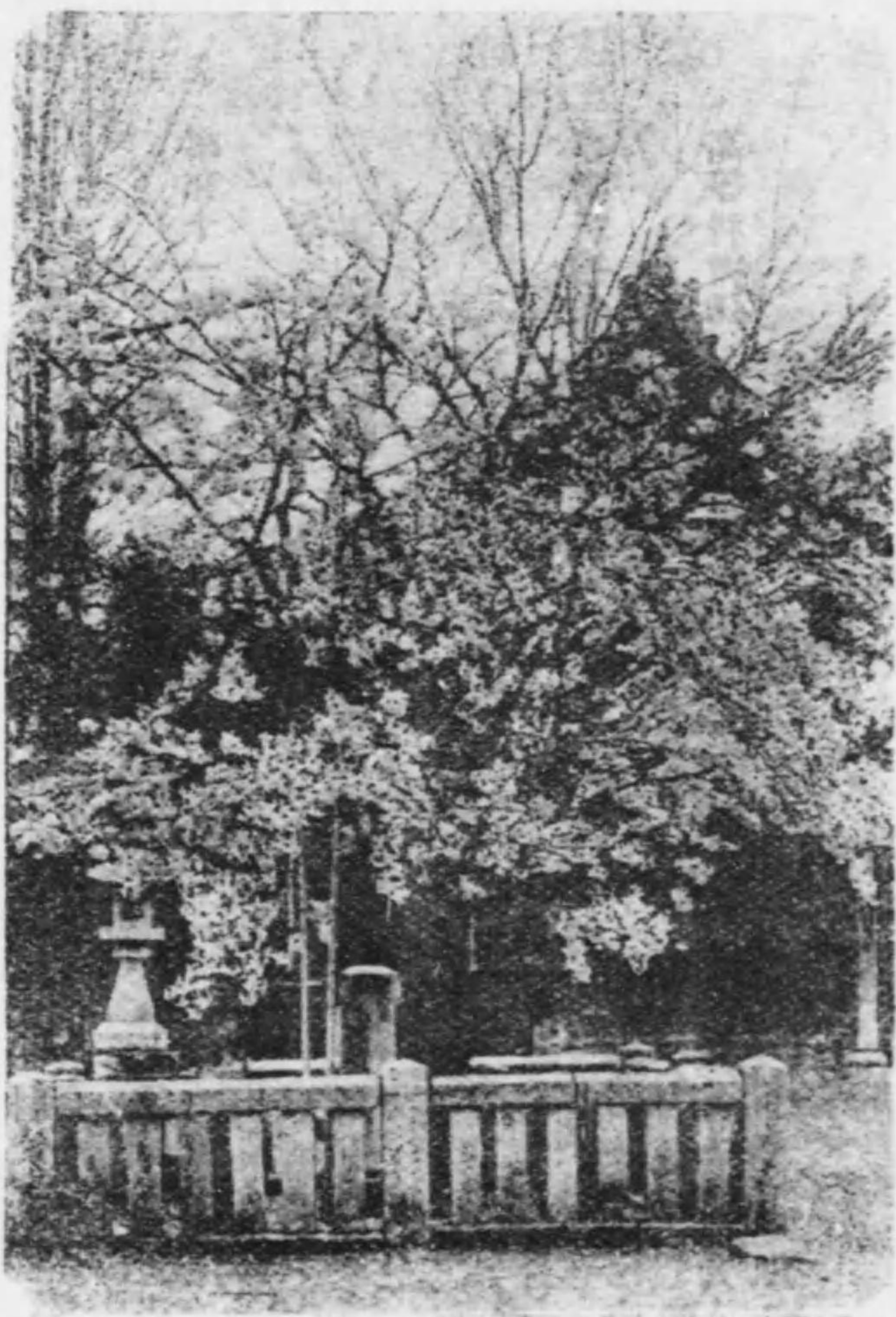
第一節 初等教育

一、學齡兒童 學齡兒童(昭和十一年)は男二九、五五人 女二七、三三人にして人口千に對し三〇三人なり就學歩合は九〇・五にして前年と同様なるも昭和九年度の全國平均九〇・五に比するときは稍低し縣には御下賜金を基礎とせる兒童就學奨励金ありて之より生ずる収入及毎年度國庫より交付せらるゝ補助金に更に縣費を加へ市町村の奨學施設に對し補助し來りたるが昭和七年度より學校給食臨時施設に要する經費の補助として縣に對し交付を受けたるを以て縣は之等の金額を合し三、六〇圓を市町村に交付したり

二、小學校 昭和十一年三月一日現在の小學校は市町村立に係るもの尋常小學校一〇三 尋常高等小學校三四 高等小學校二 師範學校附屬の尋常高等小學校二 私立に係るものは尋常高等小學校三にして

此の外分教場二〇三あり

(1) 小學校兒童數(昭和十一年)は尋常科一七、〇七一 高等科三、六三三 學級數は四、七八にして市町村立小學校の一學級平均兒童は尋常科四・五・四 高等科四・四〇 尋常高等兩科の兒童を合せ編成したる混成學級四・五



之に配置の本科正教員(市町村立)は學級百に付九・三に當る小學校の出席歩合(昭和十一年)は尋常科九七・四 高等科九七・三 尋常高等兩科の平均九七・八なり之を昭和九年度の全國平均(尋常高等兩科)九七・五に比するときは稍上位にあり

(2) 市町村立小學校教員數は本科正教員四、三〇人 專科正教員三

八人 准教員五人 代用教員五人 之が待遇に付ては深甚の意を拂ひ教員住宅供給又は住宅料支給の教員數九九人 昭和十年度中學事研究視察を爲したる實人員三、四五人 之が旅費額二、六〇圓を算し平均月俸

は左の如くにして尙隣縣及全國平均に比するに相當の優遇を示せり

市町村立小學校教員俸給平均一人月額 (三月一日)

昭和十一年	男	六四・一〇三	四九・五〇三	四七・九〇九	四五・六三五	三八・二四七	五九・四〇六
	女	四七・七七八	四三・三三六	四六・〇〇七	三九・三三三	三三・四〇三	四三・五五六
	小學校本 科正教員	尋常小學校 本科正教員	專科 正教員	准教員	代用教員	總平均	

隣縣及全國との教員平均給比較 (昭和十一年三月一日現在)

尋常科擔任	小正	六三・五四	五八・〇三	五三・二八	五七・七三
	尋正	四七・三二	四六・五五	四〇・四六	四四・九五
高等科擔任	小正	六三・二四	六四・九三	五六・八九	五七・〇七
					六一・六六

第二節 中等教育

一、中學校 昭和十一年三月一日現在縣立六町立一市町村學校組合立一私立一生徒は定員六、七〇〇人に對し五、三九一人あり

昭和十年度經費は縣立三三、〇六圓町立三、九一圓市町村學校組合立四、八三圓私立四、三九圓にして

縣立に係る經常費生徒一人當六〇圓餘なり、十年度第一學年當初入學者は一、三六人にして志願者百に付六人に當る

學校數	學級數	生徒數	教員數
九	一九	五、三九一	一〇七

二、高等女學校 昭和十一年三月一日現在 高等女學校は縣立一〇町立一私立五實科高等女學校私立一にして生徒は定員七、六〇人に對し七、〇三三人あり、昭和十年度經費縣立三六、七九圓町立三、六二圓私立一〇三、二七圓にして縣立に係る經常費生徒一人當五〇圓餘なり、十年度第一學年當初入學者高等女學校の本科は一、七五三人にして志願者百に付八四人に當る

高等女學校	學校數	學級數	生徒數	教員數
	一六	一四一	六、六四一	二四五
		(專) 二	(專) 一五	
		(實) 二	(實) 一〇五	
實科高等女學校	一	七	二九七	二三
		(補) 一	(補) 四	

三、農業學校 昭和十一年三月一日現在七校何れも縣立にして生徒一、五九人あり、昭和十年度經費一

六、八〇圓にして經常費生徒一人當二〇六圓なり、昭和十年度第一學年當初入學者は六四人にして志願者百に付略七人に當る而して甲種程度のもの四校學級二一生徒八八人 教員四一人 乙種程度のもの二校學級九生徒四〇人 教員一九人 甲乙兩種のもの一校あり 學級四生徒一九人 教員二〇人なり

四、商業學校 昭和十一年三月一日現在縣立松山商業、八幡濱商業及市立宇和島商業學校の三校にして何れも甲種程度のものなり、昭和十年度經費縣立四、〇八圓 市立三、八五圓にして縣立に係る經常費生徒一人當毛圓餘なり、昭和十年度第一學年當初入學者は四四人にして志願者百に付略六人なり

學校數	學級數	生徒數	教員數
三	四五	二、二二	七五

五、商船學校 縣立弓削商船學校一校にして甲種程度のものなり、昭和十一年三月一日現在學級本科八生徒 本科一二七人 練習科八〇人 教員二四人なり、昭和十年度第一學年入學者三人入學志願者百に付略四人の入學率を示す

六、工業學校 縣立松山工業學校一校あり從來の松山市立に係るものを昭和九年度より縣に移管したるものにして甲種程度のものなり、昭和十一年三月一日現在學級九生徒 三三人 教員一九人 昭和十年度第一學年入學者八四人にして入學志願者百に付三元に當る

七、青年學校 従前の實業補習學校と青年訓練所とを合一したる青年學校は昭和十一年三月一日現在の校數市立二五町村立三三私立二〇計三六校にして専任教員三六人 兼務教員三、七七人 指導員一、三六人なり、昭和十年度の經費四三、七三圓に達し近時青年教育に關する經費著しく増加せり之時勢の要求に依り青年教育の充實を示すものと謂ふを得べし

職業科別より見れば總數三七六校中 農業 三三校にして大部分を占め 農業水産 四校 農業商業 三三校 商業 二四校 其の他 二四校とす

八、師範學校 男子師範學校一校 女子師範學校一校あり何れも専攻科を設置す 近時入學志願者著しく増加し昭和十年度に於ける本科第一部第一學年入學者は志願者百に付男三人 女三人 本科第二部に在りては男二元 女四人にして入學志願者に對する入學者の割合は他の中等學校の増加せるに反し格段の少數を示せり

生徒數は本科男 四五人 女 三六人 専攻科 男 四人 女 五人にして本年度卒業者は本科男 二九人 女 五人 専攻科 男 四人 女 五人なり

九、青年學校教員養成所 青年學校教員養成所は元縣立愛媛縣實業補習學校教員養成所として松山農業學校に併置したりしを昭和十年度より名稱變更と共に單獨設置したるものにして修業年限二年にし

て昭和十一年三月一日現在學級一專任教員二生徒三人にして昭九年度生徒の募集なかりしを以て十年度の卒業者なし

一〇、職業學校 女子の學校として甲種乙種各一校あり、甲種は縣立宇和島高等家政女學校にして從來宇和島實科女學校を廢し昭和三年度より職業學校として開校せられたるものにして修業年限本科二年專攻科一年なり昭和十一年三月一日現在學級本科四專攻科一教員八人なり生徒は本科一六專攻科二〇人年度内第一學年入學者は本科一〇人專攻科三人卒業者は本科五人專攻科三人あり本科入學志願者は一〇三人にして本科入學者は志願者百に付九人に當る、乙種は三島高等實科女學校にして昭和十年度より開校し修業年限本科三年なり、昭和十一年三月一日現在學級四教員五人生徒一〇人あり本校は以前青年學校令に依り設置したる町立三島實科女學校を改組したるものにして生徒は従前の實科女學校生徒の學力を檢定し夫々の學年に編入し十年度の卒業者四人あり

第三節 高等教育

一、高等學校 官立松山高等學校は大正八年四月の開校にして昭和十一年三月一日現在の教員三人生徒三四人あり昭和十年度の入學者は二五人にして志願者百に付三人に當る 卒業者一三人卒業者累計三、二八人なり

二、實業專門學校 私立松山高等商業學校は大正十二年四月の開校にして昭和十一年三月一日現在の教員三〇人生徒三九人昭和十年度の入學者一四人にして入學志願者百に付一八人なり昭和十年度の卒業者は一〇人 卒業者累計八七九人なり

第四節 其の他の教育

一、盲啞學校 愛媛縣教育會の設立に係る私立愛媛盲啞學校を昭和四年度より縣に移管せられたるものにして盲部 聾啞部を置く昭和十一年三月一日現在教員一九人 盲部生徒初等部三人 中等部本科三人 選科六人 又別科は四人なり、聾啞部生徒は初等部五人 中等部一三人なり

二、各種學校 昭和十一年三月一日に於ける校數は實業學校に類するもの一小學校に類するもの一計二三校にして生徒一、四三人あり學校の多くは家事裁縫を主として地方的女子教育機關たり

三、幼稚園 昭和十一年三月一日現在の園數は女子師範學校附屬一市及町村立三私立に係るもの一六にして幼兒男六四人 女五九人 昭和十年度の保育滿期者男五八人 女四七人なり

第五節 社會教育施設

一、家庭實業學校 大正三年四月愛媛縣慈善會の感化部を縣に移管せしものにして不良兒の感化教育を施しつつあり昭和十年度末の在校者三人にして昭和十年度の經費九、三〇圓なり

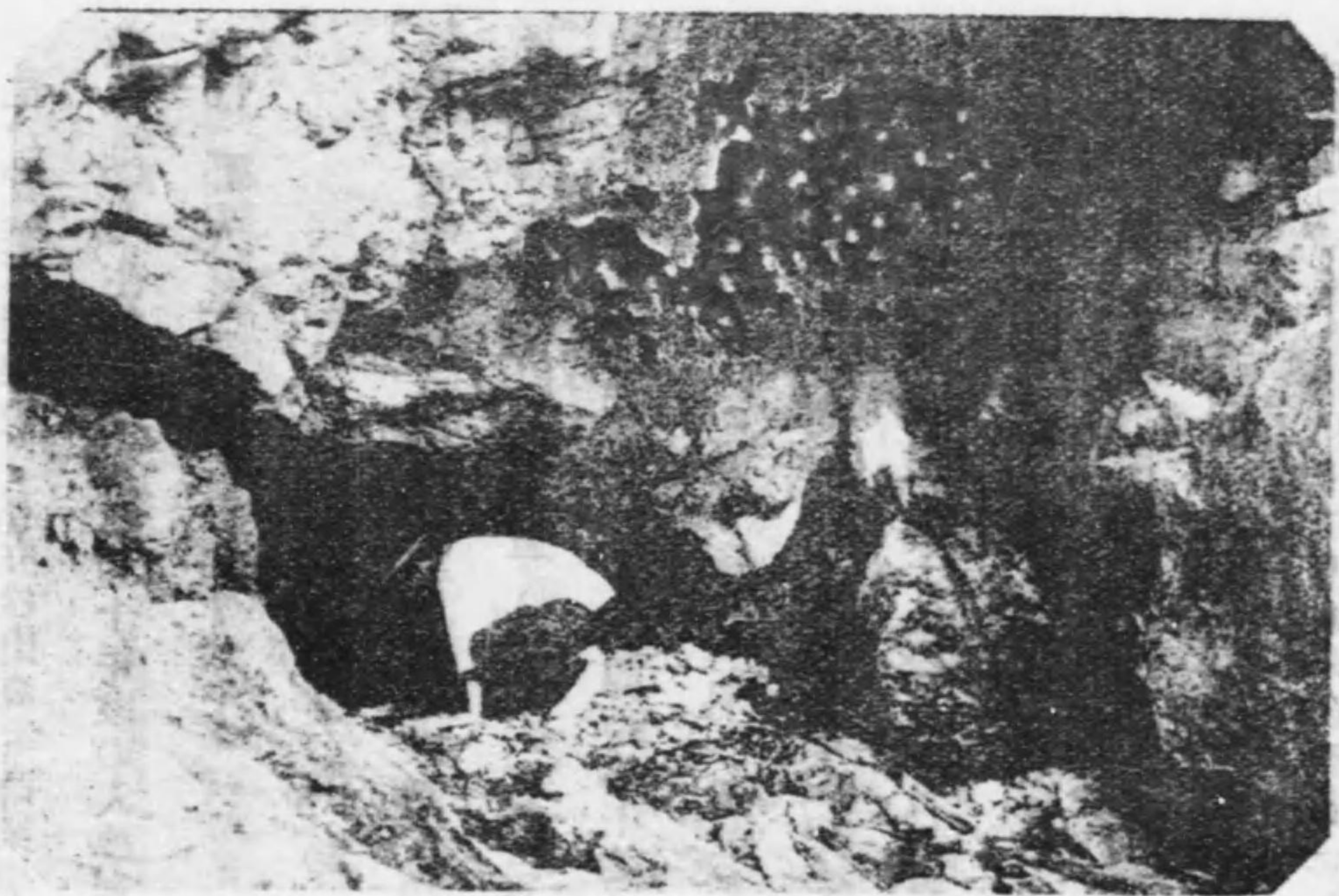
二、松山夜學校 本校は第四節の各種學校中に包含せるも尙再記す、明治二十四年一月創立に係り勞働子弟の教育を目的とせるものにして近來勞働に従事する青年間に向學心勃興し逐年入學志願者増加の傾向を示す、昭和十年度の經費七、六五圓にして昭和十一年三月一日に於ける在學者一三三人あり

【口入穴漢羅】

三、圖書館 昭和十一年三月一日現在圖書館は公立六私立三之が圖書冊數九、五八冊にして昭和十年度中の閱覽延人員三六、五八人に達す

四、青年團 社會教育の對照たる青年團を見るに昭和十一年三月一日に於ける男青年團三三之が正團員五三、八三人女青年團は其の數三〇之が正團員三〇、〇八人を有す

第四章 産業



本縣は各種産業旺にして四國四縣中遙に首位を占め關西方面に於て主要位に在り、而して歐洲大戰に依る經濟界の好況に伴ひ頓に振興し大正八年には三二三百萬圓の生産額を示し最高潮に達せり爾來全九年の財界不況の後を受け全十二年の關東大震災、全十五年の金融恐慌、昭和五年の金輸出解禁、世界恐慌、全六年の滿洲事變の發生、金輸出再禁止、全七年の上海事變、全八年の國際聯盟脫退、全九年の未曾有の大旱風水害等我が經濟上相當の大變動を現じたるも最近十箇年平均二八百萬圓の生産額を維持することを得たり昭和十年は三六百萬圓あり

昭和	總數	農業	林産	畜産	水産	礦産	工産
十年	二七五、六五四	六〇、四四三	七、一五七	三、二五五	二二、五三三	一九、一九二	一七三、二二六
九年	二二八、九三三	四四、六九〇	六、八七四	二、七八三	二二、四〇〇	一六、四八五	一三五、七〇一
八年	二二二、三六七	五七、六四一	五、五五三	二、四三三	二二、五三二	一六、九七〇	一八、二四九
七年	一六八、九八一	四九、七七七	四、八一五	二、二五八	九、四三六	二、一七一	九〇、五九四
六年	一五、五四四	四〇、三九一	四、六九九	二、五四三	一〇、三九四	二、一八五	八、六六六
五年	一七〇、二七六	四六、二九一	四、七〇九	二、六七五	一〇、三六三	一五、八六五	九〇、三七五
四年	二四八、四八八	七二、〇二四	六、六六四	三、三〇九	一三、八九五	三、二七七	一三三、三〇九
三年	二五、七六二	七二、九八二	六、四二五	三、三九九	一五、三三四	一八、七八三	一三五、八六九

全 二 年	三三、七九	七、七六九	六、五三	三、一四〇	二、七五三	一四、三四	二五、五九三
全 元 年	三三、七五	八〇、四〇	六、七九	三、〇三六	二、七三五	一三、七二〇	二四、九一五
大正十四年	二八、七五	一〇四、七三	六、三〇	三、〇一一	二、〇三三	一三、四〇六	一四、七、四五三

百萬圓以上の物産 (昭和十年)

米	三五、八四七、〇三	金	三、〇五三、二七四	染物	四、四六八、七四四
麥	八、八四五、六一	銀	一、六六六、三九六	製紙	五、二九九、〇六九
サツマイモ	二、一〇九、九二	銅	九、九九七、六五	醬油	二、二四〇、七三四
柑 橘	二、八〇八、六五四	銅硫化鐵	二、四五二、四八八	清酒	六、八五〇、一五五
(ミカ)	一、八二四、九九一	生 絲	一三、〇九八、八二二	菓子	二、八六七、七六一
繭	一〇、〇六一、五九三	綿 糸	三、六五三、六五四	菓 子	二、八六七、七六一
用 材	二、九四五、五六六	綿 織物	四、四一五、七二四	鷄 卵	一、二四三、三九四
薪 炭	一、四八七、九九四	綾綿布(廣巾)	四、八四一、五〇一	布 帛 製 品	一、六〇〇、八四一
木 炭	一、七五〇、五一九	粗 布(廣巾)	四、〇〇三、二五一	肥 料	一四、八〇七、三六六
煮乾イロシ	一、七五五、〇四五	綿 糸(廣巾)	七、一三三、一四三	木 製 品	二、六七三、四八二
カマホコ、チクハ	一、六七三、七五九	綿木綿及織色無地(廣巾)	二、三五四、〇三九	粗製硫酸	二、七〇一、九八一
イ ロ シ	一、八九〇、七六六	白木綿(小巾)	一、三五七、五四〇		
食 鹽	一、六七、九八六	緋木綿(小巾)	二、六七、一七〇		
		タ オ ル	四、四九四、七九〇		

第一節 農 業

本縣の農業は土性概ね壤土地味肥沃にして農業に適し縣内普遍的に最も旺盛を極め農産物の生産額(穀類等を除く)四九、七三、七三圓に達す、數回に亙る風水害を被りたりと雖も前年の未曾有の旱風水害の年に比し三割九分の増加を示す、又畜産は主として副業的に廣く行はれ畜産の生産額三、二五、三七圓に及ぶ更に耕地の擴張改良、農産物品種の改良、農業經營改善、副業獎勵、農産物並に副業品販賣斡旋、自作農の創設維持、農業團體の發達促進等農業施設の普及徹底を圖り技術的經濟的兩方面を有利に導くべく盡力しつゝあり

一、農家戸數 農家戸數は昭和十年末一八、三五五にして前年より一、〇九三戸減じ總戸數の五割七分に當り最近十箇年の趨勢に於て農家戸數は逐年減少を示したるに大正十三年頃より増加の傾向となり昭和八年來減少す而して總戸數に對す割合は逐年減少の傾向に在り之等は總て全國と趨勢を一にす

之を專業兼業別に觀れば專業農家九六、九〇五戸(七割二分)兼業農家三、四〇〇戸(二割四分)とす、最近十箇年間は兼業農家減少の傾向を示し專業農家は増加の傾向にあり昭和元年に至り頓に増加し全二、三年と減少せしも全四年來増加の傾向にあり之の主として兼業農家の專業となりしに由るものなり

之を經營の主體に別てば自作四、三六八戸(三割二分)小作三、四九五戸(二割五分)自作兼小作五、四五三戸(四割)に

して最近十箇年間の趨勢を觀るに自作農は漸減の傾向を示したるに昭和六年に増加し全七年より減少す又小作農は著しき減少の傾向を示したるも昭和八年來増加の傾向を示す、一方自作兼小作農は著しき増加を示したるも昭和八年來減少の傾向にあり

更に耕作耕地の廣狹により區分すれば五段未滿の過小農四割弱にて大部分を占め五段以上一町未滿の小農三割八分一町以上二町未滿の小農一割弱にして二町以上經營の中農以上は僅に三分に過ぎず、最近十箇年間の趨勢を觀るに大體に於て二町未滿の小經營漸増し二町以上の中經營以上のもの年々減少の傾向を示す

二、農産物

(1) 米 米は昭和十一年に於て作付段別 四、三六町 收穫高 九三、八四石 價額 三六、三九、七五圓 反當收量 三・三九にして前年實收高に比し一割二分の増加にして最近十箇年平均實收高 九〇、三三石に比して五分の増加を示す之本年は病虫害を被りたるも大體順調なりしに因るものなり今治及松山附近の平野に多産するものにして大正四年より米穀検査を實施して以來阪神地方市場に於ける伊豫米の聲價高し

作付反別	昭和十一年				
	收穫高	價額	昭和十年	昭和九年	昭和八年
水	四三、六七	九七、七五	三八、四八、三四	八七、八八	六四、一三
稻	四、三六	九七、七五	二八、四八、三四	八七、八八	六四、一三

陸	昭和十一年				
	收穫高	價額	昭和十年	昭和九年	昭和八年
計	四、三六	九七、七五	二八、四八、三四	八七、八八	六四、一三
一反歩收穫高	—	二・二九	—	一・九三	一・四二

隣縣との米收穫高比較 (昭和十年)

收穫高	本縣		
	德島縣	香川縣	高知縣
一反歩收穫高	一・七三	二・四七	一・三九

(2) 麥 昭和十一年に於ける麥作は作付反別 四、九〇町 收穫高 三、四、七二石 價額 一〇、〇三、〇三圓にして最近十箇年平均收穫高 三、九四石より多し稈麥は最も多く 五、四、四五石の生産ありて一反歩收穫高 田一・六二畑一・三六の割なり

作付反別	昭和十一年				
	收穫高	價額	昭和十年	昭和九年	昭和八年
大	四、三六	六、三六	五、七八	六、〇七	七、三二
小	六、九三	一〇、三、四八	一〇、五、〇七	一〇、七、四四	八、六、七九
稈	三、三六	五、四、四五	五、八、四七	五、四、〇五	三、九、八七

計	40,200	44,471	10,011,011	6,512,262	6,512,262	4,912,943	3,311,810	6,067,110
一反歩收穫高	石 1	石 1.549	石 1	石 1.776	石 1.776	石 1.333	石 0.955	石 1.533

隣縣との麥收穫高比較 (昭和十年)

德島縣	香川縣	高知縣	本縣
509,487石	847,947石	161,926石	695,296石

(3) 食用農産物 昭和十一年に於て食用農産物は總作付段別三〇、三七町之が産額四、六七、七三圓にして前年に比して八四、〇〇圓約二割二分増加せり食用農産物は食糧土地利用上重要な關係を有し就中甘藷は全國第十一位の産額(昭和十年)を有し一部縣民の食糧に供せられ又澱粉を製造し阪神地方に移出するもの尠からず又玉蜀黍は北海道に亞ぎて全國第二位の産額(昭和十年)を有し山間部に於ては食糧とし又牛馬の飼養糧に當てらる主なるもの次の如し

品名	昭和十一年		昭和十年		昭和九年		昭和八年	
	付反別	收穫高	價額	數量	價額	數量	價額	
大豆	二、八九九町	二五、三四石	四三、八八九圓	二、八〇三石	一六、六四石	二四、一六四石	二、四〇六石	
小豆	一、一三三	六五、一六	一三七、八五三	六一、七九	四、六七	六、七〇〇	六、四二一	
アワ	七三六	六、八〇七	一〇九、五三三	六、三六六	四、三二一	六、四二一	六、四二一	

トウモロコシ	四、三六八	四一、二四四	四七九、一八〇	三、三九六	三〇、〇六九	四六、五六六
サツマイモ	八、八七五	二八、九八一、四七七圓	二、五二六、〇四九	二五、四九四圓	一六、〇二六、八五九圓	二九、一五三、四三九圓
ジャガイモ	九三四	二、四七四、一九五	三八一、三四三	一、九二一、六三一	一、五〇七、三五二	一、六九四、八七九

(4) 果實 果實は全國屈指の産額を有し昭和十年度産額四、二四九、三三圓にして青森、静岡、和歌山の各縣に亞ぎて多産す殊に蜜柑、夏橙、日本梨等は氣候風土に適應し風味に富み美味にして一般の嗜好に適し又出荷、販賣に統制を加へし爲近年東京、阪神方面に需用増加し聲價著しく高し梨は松山附近柑橘は宇和島附近を主産地とす主なるもの次の如し

品名	昭和十年		昭和九年		昭和八年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
日本梨	二、五六三、九〇圓	四七〇、〇六圓	一、八〇九、〇二圓	三三、六八圓	二、八二二、六五三圓	五七、七六九圓
ミカン	一〇、三九二、九九六	一、八四、九九一	三、九四一、六九九	五七、三五〇	六、九七五、一五二	一、八五五、七三二
ネーブルオレンジ	四九三、一七六	一九三、四二四	五〇二、四二〇	一九二、七六三	四七三、六八〇	一九一、〇三五
夏橙	三、四四八、九九九	七七、六六九	三、九四一、六九九	五七、三五〇	二、九五八、九四六	五八四、九三八
生柿	一、四三六、九三三	三六、三三七	一、二〇九、四三三	二六、二六五	一、三六二、三〇五	三三、五三〇

(5) 蔬菜及花卉 昭和十年に於ける蔬菜及花卉の産額は總作付面積九、三二町之が産額三、八四三、六〇五圓に達す主なるもの次の如し

作付反別	昭和十年		收穫高		
	收穫高	價額	昭和九年	昭和八年	昭和七年
ソラマメ	一、七五町	二、五六一石	二七、二七三石	二二、八八五石	二二、〇三三石
キウリ	二九六	九七、二六五貫	八六、七三九貫	一、〇三四、五七五貫	九四、五一八貫
シロウリ	一三八	三三、〇九四	二九、二三八	三五、五四二	三三、五九四
カボチャ	三三〇	九七、〇九五	七七、〇七六	九五、〇九四	九四、〇四五
スイカ	七八五	四、六二、〇九〇	三、六四、七四八	三、六九、〇五〇	三、〇七四、二六八
ナス	三七三	一、三二、三四七	九七、〇五六	一、三五、九四九	一、二四〇、八四六
トマト	一三四	四一、五四七	三三、六八一	二七八、一七六	一五〇、一三八
生大根	一、八六五	二、九六、二九一	二、〇八、三四四	一〇、九八、三六六	一一、〇二二、九九七
カブラ	二四九	八九、三六六	八七、六三五	八七、二〇一	八三、六三二
ニンジン	一三六	三六、八六七	三五、六八八	三三、二〇九	三四、三八八
ゴボウ	三七〇	一、〇二、九二四	九三、六七五	一、〇七、六〇五	九八、七七六
サトイモ	一、二七九	四、〇五、六七三	三、二四八、二五二	五、四七〇、六七九	五、六九〇、〇五六
レンコン	六六	三三、四六三	二八四、九一三	三九、六九二	三三、〇五九〇
ネギ	一八八	四八、〇〇八	五〇、七九三	四八、四六八	四八、四八七
タマネギ	三三九	一、五四三、九二五	一、三八〇、〇五五	一、三九、六四二	一、三六、四四五
ツケナ	四八	一、五五三、三三三	一、二四、六五二	一、六三、四五三	一、四六、五九三

(6) 工藝農産物 米麥作を主とする本縣に於て多角經營として工藝農産物の栽培を獎勵指導せる結果

昭和十年に於て總作付面積七、四七町之が産額二、八四八、三九二圓となり全國第十位にあり主なるもの次の如くにして何れも全國有数の多産地とす

作付反別	昭和十年		收穫高		
	收穫高	價額	昭和九年	昭和八年	昭和七年
コウカ	六七九町	一五、八〇六貫	九、二二四	一五、〇九七貫	一六、六八二貫
ミツマタ	二、五八	七〇、五九〇	四五、一五九	八〇、二六〇	八七、四六三
シヨチユウキク	一、七八	四三、六八二	九三、九五	三七、七五七	一五四、三六五
ハセ	九七	八四、三三六	二〇、三三七	六八、四三三	八四〇、五三二
葉煙草	六六七	三三、一九九	九八、八九三	三六、三四〇	三三、二八五
ナタ	四九一	六、八〇六	一〇四、三八一	六、三九	四、二四八

三、畜産物

(1) 家畜及家禽 元來本縣は氣候温暖なるに依り家畜家禽の飼育に適し家畜としては牛、馬、豚を主とし家禽は鶏を主とし鶯之に亞ぐ牛は五萬餘頭ありて早熟早肥の性を有し柔順なるに依り農耕、運搬等の力役に適し又肉質優良なるを以て東京、阪神地方に多數移出し食用に歡迎せらる南豫地方は畜牛に適し就中御莊牛及三崎牛は夙に良牛を以て有名なり、馬は凡六千餘頭あり一時畜馬旺にして二萬頭以上ありたるも明治二十四、五年頃より漸減したり之一般に馬は主として農業用運搬用に使用せられたるもの

にして養蠶の旺盛と交通機關の整備變遷によるものなるべし我國現下の産業經濟界未曾有の難局は農業經營の集約となり自給肥料の使用となり豚、鶏等を副業的に飼育し茲に家畜家禽の飼育旺になれり

飼養戸數	昭和十年			昭和九年			昭和八年			昭和七年		
	頭數	生産頭數	頭數	頭數	頭數	頭數	頭數	頭數	頭數	頭數	頭數	
牛	五、七三六	五、七四七	四、五九九	五、七九四	五、二〇七	四、八〇三						
馬	五、七八九	六、〇三四	一一一	六、一六〇	六、一六七	六、五三三						
豚	二、八六九	六、八二一	四、七九六	五、三五六	四、七九七	七、〇七七						

飼養戸數	昭和十年			昭和九年			昭和八年			昭和七年		
	成禽	雛	計	數量	價額	羽數	產卵數	羽數	產卵數	羽數	產卵數	
鷄	五、一五三	四、九五、三三二	二、九三、〇六四	六、八、四四六	五、三九七、二八〇	一、二四三、三九四	七、五〇、五七三	五、四一、七四四	九、九六六	六、五三、〇三三	四、六六、五三二	
鶩	二、九七	四、〇〇六	三、三三四	七、三三〇	三〇七、〇五五	五、九七七	二、四四四	一、三九、一八九	二、六四二	二、四四、四九五		

(2) 屠殺 昭和十年の屠場數二〇屠殺頭數五、八三頭中成牛四、一五頭 犢九九五頭 馬二四頭 豚五四六頭にして之が肉量三三、〇三貫 價額七六、七三圓 人口一人當一九匁なり

(3) 牛乳 牛乳は之を調理又は飲料として用ふるもの極めて尠く大部分は病者又は哺乳用として使用するに過ぎざるなり昭和十年に於ける搾乳場三乳牛頭數三九頭 搾乳高四、〇三石 之が價額二六、一七四圓なり

なり

四、副業

關西第一の小産業國たる本縣の農村をして益々勃興内容充實を促すべく三十二種の指定副業を定め山部には三極、楮、茶、椎茸等の栽培加工平坦部に在りては薬工品、真綿、綿織物等の製造加工を圖りつゝあり之が助成の爲獎勵金を交付し副業組合を處々に設置せしめ共同經營により生産、販賣施設をなさしめ之に依り疲弊せる焦眉の農家經濟の一端を緩和し其の效果一般に知られ既に副業組合は二百有餘を算す而して縣下の之等組合統一連絡を圖り見本市、展示即賣、市況調査、販賣斡旋等を爲す爲全國に卒先して副業協會を設立し範を示す副業的生産額は凡そ昭和十年に於て一、〇七〇万圓に達す

第二節 蠶絲業

蠶絲業は本縣の主要産業に屬し昭和十年に於て三、四七、九四圓の産額あり養蠶は主として副業として近來縣下各地に普及せられ東中豫地方は中、小規模經營者多く南豫地方にありては大體に中規模經營多く南宇和郡を除いては大經營者相當ありて殊に旺なり常に之が助長に盡力し町村を單位とせる養蠶組合により共同經營を獎勵し又蠶品種の整理或は桑園の改良蠶兒飼育の向上刷新等逐年生産の改良増殖の實を收め來れるが共同繭倉庫及共同乾繭装置の設置を獎勵して斯業經營組織の根本的改善策たる乾繭取引



【市朝ノ津三】

の普及を計り又松山に繭検定所を設置し以て繭取引の公正圓滑を計り且つ製絲講習所を設置し製絲に關する學理技術を教授し傍ら製絲教婦の養成をなすと共に製絲に關する試験研究を行ひ製絲業の改良發達に努めつゝあり

一、桑畑 昭和十一年(精り)に於ける桑畑段別一〇、四七町にして前年に比し九三町を減じたり桑の仕立方に依り區別すれば根刈一〇、三九町 中刈三町 高刈一七町 立通一五町にして之を栽培地別に觀れば本畑九、九三町其の他の畑四八町 其他空町なり

二、養蠶戸數 昭和十一年に於ける養蠶實戸數の總數は四〇、五五戸にして中春蠶三九、四七戸 夏秋蠶三六、四六戸(内春蠶を飼育した)なり而して最近の趨勢を觀るに急速なる増加の傾向なりしも昭和五年より減少の傾向となれり

前年に比し券の減少とす

三、蠶種掃立數量 昭和十一年に於ける蠶種掃立數量三、三五、三三グラム中白繭種二、七八、五七グラム

黃繭種五三、七〇五グラム又季節に依り觀れば春蠶一、五九、八九グラム 夏秋蠶一、七五、四三グラムの掃立あり

最近十箇年の趨勢を觀るに急速に増加したるも昭和五年より物價下落の爲飼育數減少の傾向となれり

四、繭 繭は關西第一の産地にして品質優良として其の名高し昭和十年繭産額は一〇、三〇、三三六貫にして

春蠶 五、九七〇、四七二貫 夏秋蠶 五、三〇八、八六四貫 なり之を白繭、黃繭種に區別すれば白繭種一、六六、八九貫(八割分) 黃繭種三三、五七貫(二割分)にして又上繭一、八六、五六貫(九割分) 玉繭一〇六、三三貫(分) 屑繭七五、八七貫(四分)の成績を示す

最近十箇年間の趨勢を觀るに著しき増加の傾向にありたるも昭和六年來減少の傾向にあり而して前年に比し四、四三貫を減少せり

五、蠶絲 昭和十一年に於ける製絲場數二三 繰絲釜數六、二七五 職工數七、五〇三人にして前年に比し場數三 繰絲釜數三六 職工三三人 夫々減少せり 生産額は生絲 一、四、三九六、四三三圓 屑物 九〇、三三三、三三圓 にして總價額一五、三九、九二圓 前年に比し三、三二、二七九圓の増加とす 其の品質に於ては本邦第一を以て目せられ所謂伊豫絲の稱あり南豫地方に多産す

三九

第三節 林業

四〇

本縣の昭和八年末林野面積は三三、五五町にして公有林四、三六町 社寺有林三、三三町 私有林三九、二九町 町國有林四、三〇町なり、亦之を林況別より觀れば針葉樹林(四二%) 闊葉樹林(三二%) 針闊混淆樹林(二六%) 竹林(二%) 無立木地(一分)を示す、公私有林立木の總蓄積六、三五万石 竹の總蓄積一、三万石を算す從來の施設は公益的林业の助長に努めたるも近時一般民有林の造林促進の方面にも努め官行造林の促進模範林の造成、水源涵養林補助、林道改修に對する補助等相當見る可きものあり、林业は造林並に林道完成の曉には縣産業の重要地位を占むるに至るべきなり

一、林産物 昭和十年に於ける林産物七、二五、八四圓にして公私有林の年伐採量は用材、薪炭材を合して四百萬圓内外に達す、近時財界の影響を受け伐採量増加の趨勢に在りて過伐の嫌ひあり殊に伐採齡の漸次低下しつゝあるは最も考慮を拂ふべき現象なり、山林の樹種は主として杉、扁柏、松、クヌギ等とす

主なる産物は用材 三、三三、五八〇圓 薪炭材 一、四八七、九四四圓 竹材 一、二二、五六五圓 椎茸 六七、五二八圓
ケノコ 四八、八五二圓 マツタケ 七〇七、六七四圓 木炭 一、一七五、五二九圓 等なり

第四節 水産業

本縣は三方海に面し海岸の出入に富み海岸線の延長は三百十里にして全國第五位にあり三崎半島は外海と内海とを割し魚族の分布、漁業の状態自ら異り隨て漁業の種類も多様なり、概して外海は魚族豊富なるも内海は漸次集約に向ひつゝあり古來鰯、鯛、鯉、鯪等を主なるものとす、東部一帯は淺海にして魚介藻類の養殖に適す、昭和十年に於ける水産物價額は三、五三、〇三圓に達す

一、水産業者 昭和十年末現在縣下の水産業者四、〇三九人 男 三、六八二 女 三、二七二にして内業主は三分被用者は六三分なり又本業者三、〇〇七人 副業者三、〇三三人にして従業別に觀れば漁撈は七分養殖は二分製造は三分の割合なり

二、漁船 昭和十年末漁船數一六、七九隻にして北海道、長崎、千葉、山口縣に亞ぎて多數あり内動力を有するもの一、六三隻 動力を有せざるもの一五、〇六隻にして動力を有せざる漁船は漸減し動力を有する漁船は漸増の趨勢に在り

三、沿岸漁獲物 昭和十年に於ける沿岸漁獲物價額五、七五、九五圓にして全國中第六位なり、魚類の主なるものは鰯 一、〇六、七一九圓 鱈 一、八九、〇七六圓 タヒ 八、九六、八二四圓 アヂ 二、五八、九七一圓 サハラ 一、〇二、三六二圓 ボラ 九、八、六四三圓 カレイ、ヒラメ 一、七、七三三圓 エビ 三、七五、六七七圓 タコ 一、三六、九八一圓 イカ 一、三三、九六〇圓 等なり、鰯は全國中第四位、鯛は山口縣に亞ぎて多産す

四、遠洋漁業 昭和十年に於て内地沖合遠洋漁船は 三隻(九九噸)にして乗組員 五五人 漁獲高 八三、一四、一〇〇圓
 漁船を漁業の種類により區別すれば沖曳網漁業 一〇隻 鯉釣漁業 三隻 其他 二五隻とす、之等漁獲高の
 中主なるものはカツナ 二五、八、一〇〇圓 サバ 五、二〇、〇〇〇圓 マダロ 三、七、五〇〇圓 等なり、又樺太、朝鮮、臺灣等の沿海に
 出漁せるもの船數 三五隻(三五噸) 乗組人員 三〇五人 漁獲高 三〇、九、五〇〇圓 に達す主な漁獲種類は鱈、鯖等なり
 五、水産養殖 昭和十年に於ける水産養殖場數 八八 面積 二、八五〇、〇三坪にして 收穫高 八、〇七五圓 養殖の
 主なるものは鯉、鰯、真珠、アマノリ等にして年々旺になりつゝあり

六、水産製造物 昭和十年の産額 四、七四九、六三圓にして全國屈指の生産なり、其の主なるものは鯉節
 七、製 鹽 食塩は本縣中越智郡、新居郡地方に産するものにして昭和十年に於て製造人員 七人 従
 業者 二、二〇人 塩田段別 三五町 之が收納 三、八、二〇、七九六圓 なり

第五節 鑛 業

一、鑛 區 鑛山の最も著名なるものは住友別子鑛山株式會社の經營に係る別子銅山にして其他大
 小の鑛山點在す、昭和十年に於ける鑛區數 三五 中試掘鑛區 一六鑛區 探掘鑛區 三、九八、八六坪 九三鑛區 なり之

が總従業員 四、三九人を示す鑛區の大なるものは住友、三菱、日本産業、矢野、岩城等の經營にして金、
 銀、銅鑛、銅硫化鐵鑛、硫化鐵鑛を主産とす

二、鑛産物 昭和十年に於ける鑛産額 一九、一九、三三圓にして中金 三、〇五、二二七圓 銀 二、三三、六六一圓 銅 一、三三、
 七三、七三圓 銅硫化鐵鑛 二、四、五、四八八圓 硫酸 九、六、一、四九三圓 等主なるものにして銅は秋田、栃木に亞ぎて産額多し
 鑛物は概ね縣内にて製鍊せられ製鍊所に住友經營の四坂島製鍊所、新居濱電氣分銅所等あり

第六節 工 業

工業は本縣の主要産業にして海運の發達原料品及勞力の供給潤澤豊富なる發電水力の利用等有利なる
 條件の備はれると相俟ち昭和十年に於て總生産額の凡六割を占め 二六、二五、三三圓 (金除く) の産額あり

一、工 場 昭和十年に於ける常時職工五人以上を使用する工場數 一、三三七にして業態別により其の
 狀況を見れば次の如し

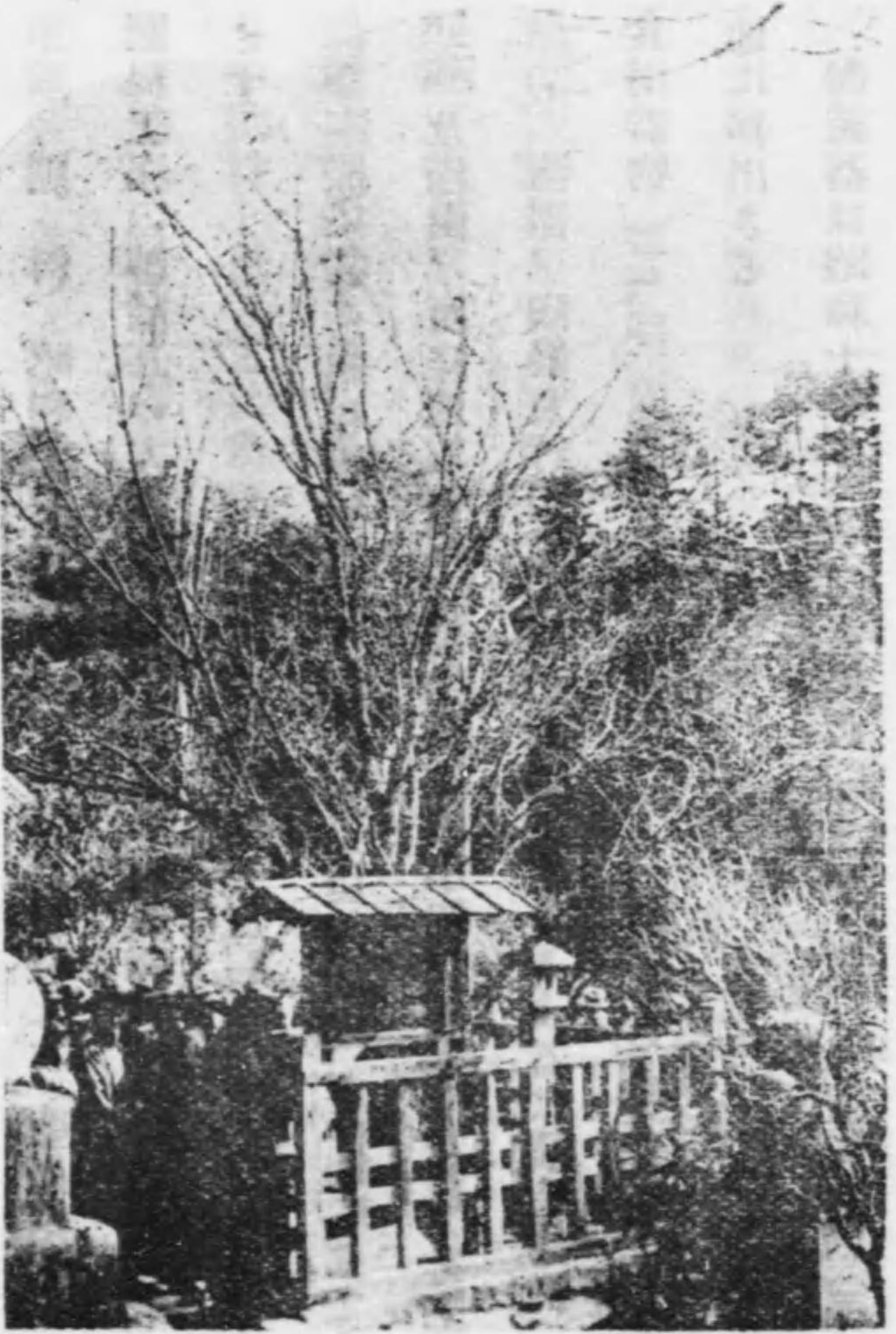
工場數	紡織	機械器具	化學	食料品	金屬	窯業	製材及木製品	印刷製本	瓦斯電氣	其他	計
	無動力 元	七	三	三三	一	二六	七	二	四	一七	二四〇
有動力	二七六	八三	三三	二六八	一八	七	一三	六	二六	三三	一、四〇七

職工數	男		女	
	男	女	男	女
生産價額	一〇九、四〇一	六、六三八	三、七九四	九、〇六九
二、工産物	三〇六	四九〇	三、〇四七	六三三
(1) 織物	二七三	四九六	二、〇七二	三三三
纖維工業殊に旺にして昭和十年末に於ける綿織物機業場數	二七、四六	職工數	三七、五九人	三〇〇
機臺數	三、二五	力織機	三、八七(四二分)	一五、一〇四
にして中手織機	一八、三五(五割九分)	なり而して機臺數十臺	未滿の機業場に從事する職工數	六割八分
に當る機業場數の多きこと	全國第一位	職工數は	愛知、大阪に亞ぎ	て多し

昭和十年に於て綿織物産額四、四五、七四圓にして全國第六位なり、内廣幅物は三、九〇八、七〇六圓を示し中綾綿布 三〇、三六〇、六〇九圓にして大阪、愛知に亞ぎて多産し粗布 三二、八四七、〇四一圓 綿ネル 三九、一五七、四七〇圓 綿木綿及織色無地 一八七、八七九、三二〇圓等主なるものにして綿ネルは大阪に亞ぎて多産す之等は凡て何れも今治を中心として製織し中華民國、南洋方面、アフリカ、印度及北米の一部に輸出せらる、又小幅物四、四三、七〇圓主なるものは白木綿 三三、三三八、一六〇圓 緋木綿 三六、七三三、三三〇圓等なり 特殊物八、〇八一、三四八圓主なるものはタオル 六、七七六、四六二圓にしてタオル地を含めて全國第一に多産す、緋木綿は伊豫緋と稱し全國第一に多産

し價格低廉を以て全國に知られ概ね松山附近に製織せらる 近時織物業界は人絹交織の異常なる進出に依り一大轉換期に當面し之に對する設備準備對策として權威ある試験及指導の爲昭和九年度より染織試験場を設置せり

【櫻日六十】



【櫻日六十】

(2) 清酒 昭和十年度酒造の清酒醸造場數三六 生産高八、八七石六、八五〇、一五圓にして温泉郡、周桑郡地方に多く産し製品は大阪、廣島、高知及九州方面に多く移出せらる

(3) 綿絲 昭和十年に於ける綿糸紡績工場七職工五、九六人 あり産地は今治、松山、三島、川之江、川之石、三瓶の各市町とす

(4) 製紙 昭和十年に於ける製造戸數九四戸 職工四、六五人 製紙 昭和十年に於ける其産額五、三九、〇九圓に

達す、主産地は宇摩郡地方にして三、三六、三三圓を産し總額の六割分に當る、紙の主なるものは美濃紙
一三五、九五七圓 改良判紙 一、四三〇、三六五圓 奉書 七六三、七五五圓 塵紙 一、五五八、五六五圓 薄葉紙及コツビー 二〇七、六四二圓 仙
五九一、一八五圓 障子紙 一、〇七九、二二三圓 等なり 四、五三九、〇二四圓

(5) 肥料 昭和十年に於ける肥料製造戸數一三三生産總額一四、八〇七、三六圓にして新居濱町にある住友
 肥料工場の製品其の大部を占む、肥料の内臓物質肥料 一、五八、七七六、〇〇九圓 配合肥料 一、三三三、七三六、七六〇圓 を主なるもの
 とす

(6) 捺染物 昭和十年に於ける染物染賃四、四八、七四圓にして中今治地方の綿無地物綾木綿 五二、八三九、二
七四〇圓 及松山、西條地方の綿捺染物機械製小幅物 一、三〇〇、三〇〇圓 を主なるものとす

(7) 漆器、陶器及竹製品 昭和十年に於ける漆器は製造場數四職工數三五人産額一五、八〇圓中飲
 食用器物一七、三〇圓家具及裝飾品四、六〇圓等主なるものにして主産地は櫻井町にして中國、九州の各
 地に移出さる

陶磁器は昭和十年に於て製造場數四〇職工數三〇八人産額一三、七〇四圓 内地向 九〇、三八三圓
 輸出向 一八六、六五八圓 あり大部分伊豫郡に産し砥部焼最も名高く内地各地及海外に多く移出さる製品の主なるものは茶碗及コ
 ーヒー碗六八、四八圓にして其の他花瓶、置物、裝飾用品、皿類、鉢類等とす又樂焼として二六燒(宇摩郡

松柏村)水月燒(松山市及道後湯之町)江山燒、五色燒(郡中)等あり

此の外瓦の産額八五、五八圓ありて越智郡菊間地方に最も多く産し菊間瓦の名高し

竹製品は昭和十年に於て製造場數七五職工一、三二二人産額二四、五五圓にして松山市、西宇和郡に多産
 し主として籠及箆等なり

(8) 木蠟 昭和十年に於て製造戸數一四職工數六人産額一、三三〇、七五圓 晒蠟 一、八三三、八八〇圓 の産額あり、製
 品は阪神地方の商賈の手を経て海外に輸出さる

三、電氣事業 電氣事業は近年製産工業の發展に伴ひ甚だ旺盛に向へり、昭和十年に於ける會社數九
 總資本四、三三三圓 電線路互長五、〇六七キロメートルにして總發電力九、一五〇キロワットに達す、而して光
 力の供給を見ざるは島嶼、山間等の極めて僻陬の一部のみにして常時燈取付燈數五五、五五燈にして一戸
 當三燈空の割なり、大口電力契約三、五〇キロワット 小口電力契約一三、〇四キロワット、電熱用其他
 電氣裝置三三、〇三九キロワットに及び

第七節 會社及金融

一、會社 昭和十年末本縣に本店を有する會社數は一、〇二之が資本金一四〇、四三、〇六圓にして組織別
 より之を觀れば株式會社 社數 一、〇二 資本金 一、〇二〇、一八五、〇〇圓 社數の三割資本金の九割四分を占め 合資會社 社數 一、五五三
 資本金 五、二七三、二六四圓

昭和十年末に於ける産業諸團體は水産關係一〇（漁業組合一五同聯合會九水産會三）養蠶業組合
 三養蠶實行組合七〇同聯合會一其の他養蠶關係六畜産關係二四同聯合會一農事實行組合三九茶業
 組合一農會一七同業組合一八（果物四養蠶二除蟲菊一木炭一紙一漆器一材木二肥料一油揚一織
 物四同聯合會一）等あり、尙産業組合数は三七同聯合會五にして各其の目的に向つて活動しつゝ
 あり

第五章 交通及通信

一、道路及諸車 昭和十年末國道一線延長九六九、縣道延長三、六三九、市道三、七九七、町村道九、三三四、
 鐵道軌道の敷設未だ乏しく樞要地點の連絡は自動車便に依つもの多く鐵道未成の地方にありては自動車
 の定期往來比較的旺なり

昭和十年末に於ける諸車數次の如し

- 乗用Ⅱ 馬車 三、自轉車 九、二四、自動自轉車 一七、人力車 三〇
- 荷積用Ⅱ 馬車 三、〇六、牛車 六一、荷車 六、六七、其他 一〇、五〇

二、鐵道 國有鐵道の敷設は未だ縣内の一部に過ぎず豫讃線の縣内走行は三三・三九及宇和島線三五・
 六九にして宇和島線は昭和八年十月より國有鐵道に移管されたるものとす

昭和十年年度縣内各驛の乗客 乗車人員 五、六二一、四九六人 降車人員 五、六四〇、五〇三人 乗客賃金 一、七四、八五圓 小手荷物 發送 三、九二、〇三五圓 到着 六、七二、八六七圓 貨物 發送 一、〇九九、六〇三圓 到着 一、〇九九、六〇三圓 運賃は小手荷物 七、六三圓 貨物 五二、三八圓なり

私設伊豫鐵道は我國に於ける輕便鐵道の嚆矢にして明治二十一年の開通なり、松山市を中心として郡
 中線（松山間）森松線（松山間）横河原線（松山間）あり又松山道後及松山高濱間は電車に依る
 伊豫鐵電に係る乗客賃金次の如し

乗客	發送貨物	乗客賃金	貨物賃金
鐵道	五、六五、七六六人	七四、〇五圓	四七、二五圓
軌道	三、四〇、五九人	—	二五、六三圓
尙新居濱端出場間に住友經營の輕便鐵道一〇、三九あり其の業績次の如し			
乗客	八五、九六人	發送貨物 七三、〇四噸	乗客賃金 三、四七圓
			貨物賃金 二四〇、三九圓

三、海運 海岸線の延長三〇里岬灣の出入に富み天然の良港多く古來沿岸航路能く開け阪神、中國、
 九州地方に毎日數回の定期航路あり我國海運史上夙に其の名顯著なるものあり殊に今治港は開港場とし
 て最も股賑を極め新居濱、高濱、三津濱、長濱、八幡濱、宇和島等の各港亦旺なり

主要港灣移出入貨物、入港船舶並乗降船客

港名	移出		移入		入港船舶		乗降船客	
	數量	價額	數量	價額	船數	純噸數	乗込	上陸
今治	二六五、八七三	三三、六三三、二八〇	五〇六、三〇三	五三、一一一、〇六	三三、三七	二、四三九、八三	三八四、六八九	四三、七六二
宇和島	三九一、四二九	二二、〇九九、二七五	三三五、六五五	三四、四九〇、八九四	四四、三五九	一、九〇七、〇八四	六六三、七九〇	六五九、一九三
八幡濱	一八四、〇一八	三九、二八六、一六九	四八六、五〇一	三七、四六七、七三三	四七、九六二	一、六三四、二四	三三、六八二	三〇九、四三九
三津濱	四四、四二二	三六、七九二、七二〇	五六一、四三三	四三、四四九、三九五	七五、八六四	二、八三三、五〇三	九四、二〇三	八九、九九二
高濱	四三、九三七	八、五四四、一三三	一四四、八八三	一三、六〇三、八四七	一七、五〇一	一、七二〇、九九九	一四八、七三〇	一四六、二八四
川之江	一一六、九一六	七、四三三、三三〇	一〇六、八五一	七、七九五、五三三	六、三三〇	八三三、一四七	六、五二五	六、二五七
新居濱	七九七、八七〇	四六、五五四、七八七	八四〇、六六〇	三四、八一九、七五四	二〇、三七六	一、三九一、五四〇	三三、四五六	三三、二九六
長濱	五七八、〇八六	一〇、八〇一、九七八	七八、八七三	七、四七七、五四	一四、八七五	一、六八八、六六	六四、五三七	七四、九八六
三島	二六、九二四	一一、九〇二、五九二	一一五、五五九	一一、三三三、六一	一〇、五三〇	一、三〇四、九六〇	九、九三六	九、八四五
川之石	三六、六四一	九、六五、二〇九	三九、二二五	七、八四三、一八九	二七、三〇〇	一、〇二八、四七九	七三、三五	七三、二二三

四、通信 昭和十一年三月末現在郵便局所 三五 電信取扱局所 一五 公衆電話 三 電話加入者 八、九六七
にして通信機關は概して普及せり尙昭和三年度より縣費を以て補助を爲し町村役場に電話架設を獎勵

したる關係上現在電話未設の町村は 三六五 中五箇村なり

第六章 社會事業

本縣に於ては社會事業に付慈惠救済及特種兒童の保護教育等に關し夙に施設せし所ありしが世界大戰



【腹 龜 一 溪 河 面】

以來思想上社會上の激變を來し社會問題に對し一般の注意を惹きに至りしに依り民力涵養、地方改善、社會教育方面等に力を盡せり而して大正十年四月始めて縣に社會課を設け亞で全十一年三月愛媛縣社會事業協會又全十二年七月愛媛縣善鄰會なる事業團體生じ事務所を縣社會課内に置き茲に漸く施設機

關整ひ新事業に一新機軸を開くに至り救済事業、福利事業、教化事業、兒童保護事業等の社會的施設年と共に進展しつゝあり

一、愛媛縣社會事業協會 各種社會事業の發達を期し縣下に於ける社會事業團體の連絡を圖る機關にして社會事業研究會、講習會、講演會、兒童健康相談所、乳兒審査會等の開設、機關雜誌の發行並視察旅行を行ひ社會事業從業員の養成を計りつゝあり

二、愛媛縣善鄰會 社會民衆をして各其の志を遂げしめ國內諸方面に涉り克く協調偕和の實を擧げしむることは現代世相に於て最も緊切なる事たるべし依つて社會の弊習たる因襲偏見を芟除し融和善鄰の促進を圖るため創設せるものにして本會は相互善鄰の趣旨を宣傳し因襲的偏見の除去に努め矯風教化の振興を圖り日常生活の改善を促し其の他必要と認めたる事項を實行し又縣下に於ける該事業統一聯絡機關なり之が經費は國、縣等の補助金其の他寄附金等に據るものとす

三、愛媛縣教化聯盟 昭和三年五月中央教化團體聯合會長山川氏等を招聘し縣下教化團體關係者の座談會を開きしに端を發し凡ての教化團體並教化事業關係者の聯絡提携を圖り斯業の改善發達に資する目的にて本縣教化團體聯合會の設立當時には全國十數府縣に過ぎざりき爾來教化網の普及に努め昭和五年八月更に規約を制定して愛媛縣教化聯盟と稱し一層之が目的の充實を期せり而して之が下に郡市教化聯盟を設け郡教化聯盟には町村を單位とする町村教化聯盟を屬せしめ其の組織に至りては全國の範たるものあり

四、縣方面委員 大正十二年十一月方面委員制度を創設し松山、今治、宇和島の三市に實施したり昭和二年以來縣下一圓に普及を圖りたる爲昭和十一年三月に於ては四市の外三箇町村に實施し委員數四三名あり方面委員は擔當區域に於て一般社會狀態を調査し其の改善向上に努め保護又は指導を要する者及現に公私の救助を受くる者につき其の實狀を視察し適切なる方法を盡し社會施設の適否を調査し其の完備改善を期し且各種社會事業團體との聯絡を保ち其の目的の達成に助力する等熱誠以て活動しつゝあり

五、救濟 昭和十年度に於ける救護法に依る救護人員は實人員三、七二人にして救護に要したる金額七、六三圓なり、救護の種類を見れば生活扶助三、五九人 醫療三二人 助産一人 生業扶助四人とす

又行旅病人及行旅死亡人取扱法に依る救護人員は行旅病人五人行旅死亡人三人にして之に要したる縣費一、四四圓なり

六、職業紹介 大正十一年一月愛國婦人會愛媛縣支部婦人職業紹介所の開設あり續いて今年松山市、宇和島市、今治市、三津濱町、八幡濱町の五箇所其の後大洲町、川之石町、長濱町、宇和町、三島町、西條町に各一箇所の開設を見現在に於ては其の數一二に及ぶ而して昭和十年中に於ける取扱狀況左記の如し

求人 男一、三七一一人 求職 男七、六四七人 就職 男四、〇〇六人
女一、二六八一人 求職 女五、二八八人 就職 女三、二〇八人

團體別に觀れば縣債八、七千圓 市債六、三七千圓 町村債五、七三三圓 水利組合債七千圓なり又目的別より之を觀れば教育費二、五五五圓 水道費二、〇九八圓 土木費一〇、六九千圓 社會事業費六千圓 財政整理費五、〇千圓 時局匡救農村應急事業費二、七六千圓 衛生費三、三三三圓 勸業費一、八六千圓 其他七、九千圓なり

一、國稅 昭和十年度國稅收入濟額は總額六、九千圓にして内直接稅三、二五九圓 間接稅三、八〇千圓なり直接稅中地租三割五分 所得稅四割五分 營業收益稅一割五分を占む

稅別金額次の如し

地租	所得稅	營業收益稅	資本利子稅	續業稅	相續稅
七九、七〇七圓	一、三五五、五三三圓	五四九、八四七圓	八六、四六六圓	九七、一四三圓	一七九、七四九圓
酒稅	清涼飲料稅	砂糖消費稅	織物消費稅	臨時利得稅	
三、七二六、八〇八圓	四六、〇四八圓	四、九三三圓	三、九五九圓	九八、六六一圓	

二、縣費 明治三十年十月縣制實施當時の縣費は六十八万七千圓にして稅收入の如きも五十五万一千圓に過ぎざりしが爾來時勢の進展に伴ひ經費も逐年増加し其の間多少の消長ありと雖近年著しく増加す、昭和十二年度當初豫算八、三五、七三圓（特別會計）稅收入四、六六、六三圓にして明治三十年に之を比すれば前者三倍二倍後者八倍四に當れり、縣費一人當七、七七稅一戸當三、〇二なり、歲出に於ては教育費三割五分 土木費一割五分 警察費一割五分 縣債一割五分を占む又稅收入は歲入の六割二分に當る

昭和十二年度歲入歲出豫算

科 目	金額	百分比	科 目	金額	百分比
國稅附加稅	二、三五、三〇圓	二六・六	縣職員費	五二、一五九圓	六・一
家屋稅	一、四七、八八〇	一三・七	警察費	九六、五〇七	一一・五
營業稅	一〇九、五八八	一・一	土木費	一、二九、四六五	一三・五
特別地稅	三三六、六八八	三・二	教育費	一、九六、四三二	二二・四
雜種稅	九〇七、四六六	八・八	衛生及病院費	七六、二八一	〇・九
計	四、六六、八三二	五四・九	勸業費	一、四七、九四三	一七・六
國庫下渡金補助	一、〇三、一二七	二・三	社會費	三三、二八〇	〇・四
交付金、助成金	三七、七三三	〇・五	社會事業費	二六、二八〇	〇・三
財產收入	七六、一五五	〇・九	縣稅取扱費	一三、六五八	一・六
使用料、手数料	二四三、一五八	二・九	土木補助費	一七六、〇三八	二・一
雜收入	一、五、九七七	〇・二	教育補助費	一、二六、一三二	一・五
寄附金	八、八、〇〇〇	〇・一	衛生補助費	四七、五五七	〇・六
縣債	五三、八、五三一	六・四	勸業補助費	三七、二八六	〇・四
負擔金	一、三三、三〇〇	一・四	社會事業補助費	七五、五八四	〇・九
其他	一、三三、三〇〇	一・四	統計補助費	一〇、九七三	〇・一
計	三、七八、八八一	八二・一	縣債費	八七、七三三	一・〇
合計	八、三六、七三三	一〇〇・〇	其他	三三、三六一	〇・四
			合計	八、三六、七三三	一〇〇・〇

三、市費 明治二十二年十二月二十五日市制施行當時は松山市のみなりしが大正九年二月十一日今治市、大正十年八月一日宇和島市、昭和十年二月十一日八幡濱市、何れも市制を実施するに至り現在四市となる

昭和十一年度に於ける四市の豫算總額三、九二九、四〇〇圓にして松山市一、七三〇、四九圓 今治市八四、三三圓 宇和島市九四、八三圓 八幡濱市四七、五六圓なり、歳入中稅收入一、三四、八三圓にして三四分を占め平均一戸當三七、五五なり、市稅松山市四七、四八圓 一戸當三五、五三 今治市三八、三五圓 一戸當三六、八八 宇和島市三五、六〇圓 一戸當三九、七七 八幡濱市一七、五三圓 一戸當三六、九七なり

昭和十一年度市歳入歳出豫算

歳入		歳出	
科目	金額	科目	金額
市稅	一、三四、八三圓	役所費	二八九、五五七圓
財產收入	三三、四六二	土木費	七五、四八〇
使用料 手数料	五五、六二五	教育費	七〇三、五八三
交付金	四六、〇四一	衛生費	二九、六七七
國庫下渡金	一六、〇八二	病院費	一五九、六七九
國縣補助金	二六、八九六	勸業費	二〇、九三六
計	三、九二九、四〇〇	計	三、九二九、四〇〇

歳入		歳出	
科目	金額	科目	金額
寄附金	一八、四四五	警備費	三四、〇〇〇
繰入金	六〇、七六三	基本財産造成費	八、〇七四
財產賣拂代	七五、五四六	社會事業費	五五、一八八
繰越金	一〇六、三四六	水道費	八八、二二九
公債	一、〇三四、〇〇〇	公債費	七四八、一〇八
其他	二六四、四三三	補助及寄附	四二、四四三
		積立金	七五六
		諸稅負擔	四、二四
		其他	一、五九、五七七
計	三、九二九、四〇〇	計	三、九二九、四〇〇

四、町村費 明治二十二年十二月二十五日町村制實施當時二六町村なりしが其の後廢置分合に依り現在三五町村となり、昭和十一年度町村豫算歳入一三、三三三、三三圓にして内稅收入三、四八八、四八圓 國庫下渡金一、〇三三、三三圓 交付金補助金一分 町村債六分 に當り町村稅一戸當三五、九三二なり、歳出に於ては教育費三四分を占め役場費一分 土木費二分 公債費一分 に當る

町村基本財産は毎三年の定期調査にして昭和十一年三月末現在一〇、四〇、三五圓にして内土地建物價額四、七〇〇、六六圓 有價證券及現金三、九八、二五圓 其他一、九一、五〇圓なり

昭和十一年度町村歳入歳出豫算

科 目	入		出	
	金額	百分比	金額	百分比
町 村 税	四、七四六、四六四	三六・五	一、五三三、一八六	二二・四
夫 役 現 品	七二〇	〇・一	五三、九四九	〇・四
財 産 收 入	三、五三、八〇三	二・九	七九、二六三	五・八
使用料 手数料	四、八六一、一六五	三・九	四、三三二、三三八	三三・三
國庫下 渡金	一、六八、六六七	一・三	二九三、一八六	二・四
交 付 金	二二七、九九一	一・〇	九八、二六〇	〇・八
國 縣 補 助 金	四、六三、三九二	三・八	一、四六、一七一	一・二
助 成 金	三、七、八四八	〇・二	一、三、四六七	一・一
寄 附 金	三、四一、二七九	二・八	六九、五五一	〇・六
繰 入 金	九、五、九三七	〇・八	四、五、三三一	〇・四
財 産 賣 拂 代	四、七、一八〇	〇・四	一、二、九、三五四	九・九
繰 越 金	九、五三、六六六	七・七	五九、〇〇二	〇・五
雜 收 入	二、五、六七〇	二・一	四、五、六七〇	〇・四
町 村 債 債	六、七、七四一	五・五	一、七〇、三五九	一・四
貸 付 戻 入	九、四七、二六九	七・七	三、四三、四五九	二・八
其 他	一、一七、二〇八	九・五	三、八、二九二	〇・三
計	一三、三三三、三三一	100.0	一三、三三三、三三一	100.0

隣縣との地方費比較 (昭和十一年度)

府 縣 費	市 費	町 村 費	總 額	一 戸 當	一 人 當
愛媛縣	七、七七、八九五	三、八三、四五四	一一、六一、三四九	九七・七五	二〇・四一
高知縣	五、一九五、一九九	一、七九、五三四	七、七五、一三三	七〇・九七	一七・〇五
香川縣	五、四〇、三三五	二、六九、四九八	八、一〇、八〇三	八六・〇九	一七・五〇
徳島縣	六、九一、八四四	二、〇五、三三五	八、九七、一九九	一〇七・四九	二〇・五一

第八章 警察及衛生

第一節 警察

一、警察官署及警察職員 昭和十年末警察署一七警部補派出所五 巡查部長派出所一九 巡查派出所四
 水上巡查派出所六 巡查駐在所三九にして警察部長一人 警視五人 防疫醫二人 技師五人 技手六人 屬
 七人 警部三人 警部補四人 主事補二人 巡查部長二人 巡查三人 雇四人 其他六人 而して巡查定
 員一人 當人口一、五五人なり

二、犯罪 昭和十年に於ける刑法犯發生件數一四、三六、檢舉件數一四、四〇一なり、尙規則違反一、三、五人

男六七三人 女五八三人にして内法律違反三人 勅令違反二人 省令違反三、三四人 縣令違反四、〇六人なり

三、火災 昭和十年に於ける火災度数三五にして内失火三九 不審火一一 放火一二 其他二六なり

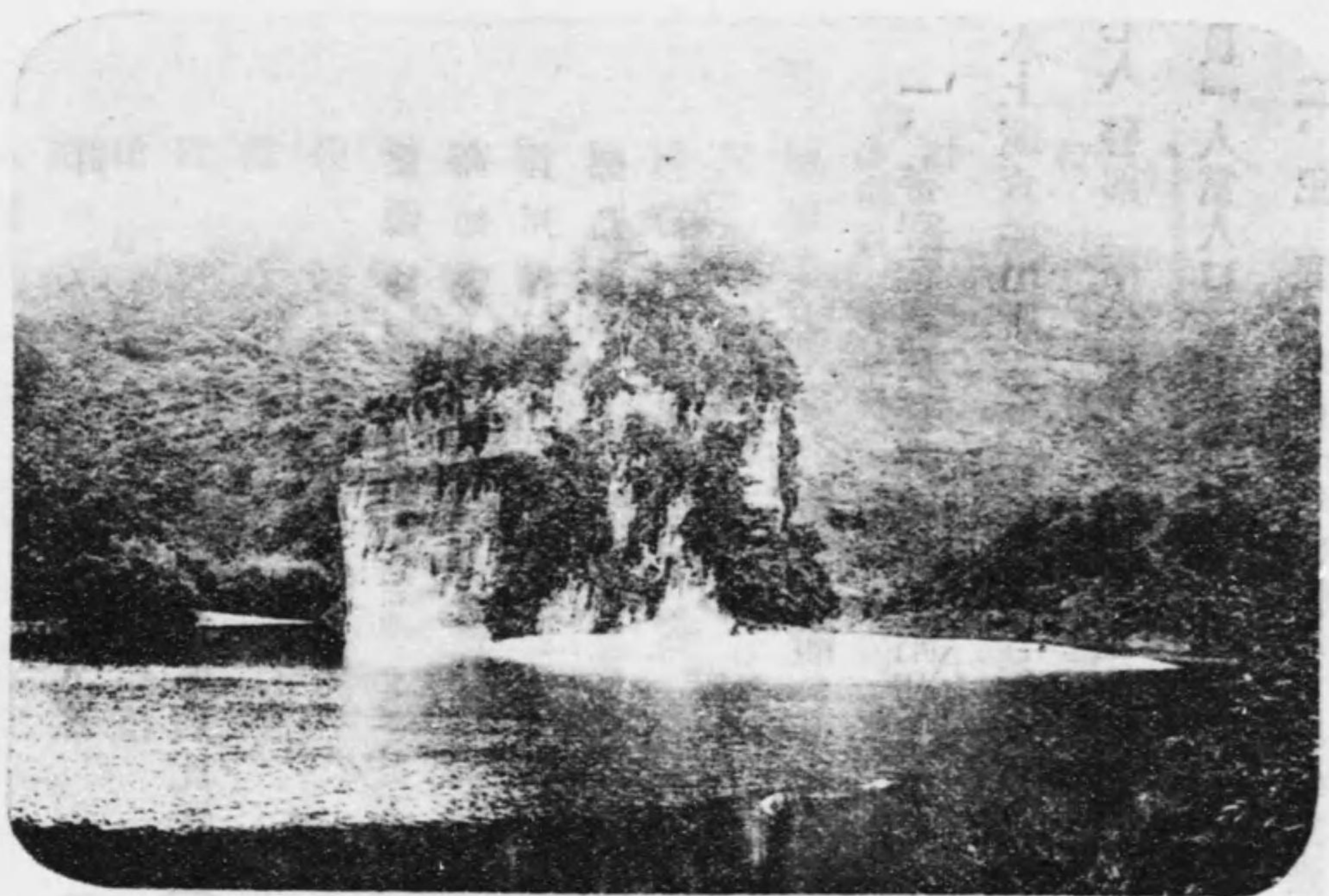
家屋数は全焼四六棟 半焼三三棟之れが損害見積額四七、八五圓に達す

【戸 三 御】
原因別に見れば使用火不始末 一三五 最も多く 吸殻 四
燈火 三三 不審火 一一 弄火 三 放火 一二 等を主なるものとす
尙一箇年を通じて見れば一月、二月、三月に多く三箇月
間に六三度あり本年中に於ては七月、九月、十一月最も

少し

第二節 衛生

一、醫師及齒科醫師 昭和十年末に於ける醫師は六
一人 男六五人 女三二人 内開業醫 六二人にして人口一、七六三人に對し



醫師一人の割合を示す

又市部開業 三九人 町部 二七三人 村部 三五九人にして之が分布農村に少く開業醫なき村落さへあり而かも交通機關の整備と相俟つて收容又は往診により僻地に於ける缺陷の緩和を計りつゝありと雖是等の可能性を缺ぐの地あり

尙齒科醫師は 三三人 男三二七人 女三四人にして診療に從事する者の分布状況は市部 三二人 町部 八四人 村部 三三人なり

二、産婆及看護婦 昭和十年末現在産婆 七六人にして之が分布は市部 三〇人 町部 二七九人 村部 三三九人なり、看護婦 一、三七人 准看護婦 二四人 看護人 一人あり

三、藥劑師及藥業者 昭和十年末現在藥劑師は 一五五人 男一三二人 女二三三人にして之が分布状況(藥劑師の業務に從事するもの)は市部 五五人 町部 三三人 村部 一一人 病院其他 三三人なり

藥業者は藥種商 四六八 製藥業者 二〇二にして藥劑師 三 藥劑師使用のもの 四 其他 二五なり 尙賣藥製造業者 四〇四 賣藥請賣業者 七、三五一 賣藥行商者 二、二九あり

四、鍼灸按摩業者 昭和十年末鍼術、灸術、按摩業者 一、五〇人にして晴眼者 男五三七人 女一四二人 盲眼者 男五六九人 女三四二人なり

五、傳染病 昭和十年中の傳染病患者は二、三九二人にして内死亡者は四三人患者百に付死者二十一人の割合を示す、病類別に之れを見れば赤痢患者三四九人 死亡一七九人 腸チフス患者一、一七五人 死亡一七五人 パラチブス患者四一人 死亡一人 痘瘡患者一人 死亡一人 流行性腦脊髄膜炎患者一人 死亡一人 猩紅熱患者九〇人 死亡一人 チフテリア患者二八〇人 死亡五九人 腸チフス疑似症患者二八五人 死亡三五人 赤痢疑似症患者二九人 死亡二人 なり

昭和十年末に於て傳染病院 二 隔離病舎 三 一にして外に公立病院 四 私立病院 五 娼妓病院 一 精神病院 二 あり

道府縣歲出豫算(昭和十一年度)及諸稅負擔(昭和九年)

道府縣	直接國稅		府縣稅		市町村稅		道府縣歲出
	稅額	一人當	稅額	一人當	稅額	一人當	
北海道	七、六〇〇 <small>千円</small>	二、四八	六、六九三 <small>千円</small>	二、一九	一四、八四四 <small>千円</small>	四、八五	二二、五三三 <small>千円</small>
青森縣	一、九〇八	二、〇四	二、八六二	三、〇七	四、二〇一	四、五〇	六、一九二
岩手縣	一、五四三	一、四九	二、四二四	二、三四	三、八三八	三、七一	五、四一六
宮城縣	二、七九	二、三三	三、六六一	二、九八	五、三八五	四、四一	九、四四四
秋田縣	二、七四八	二、六七	三、三三八	三、三五	五、一〇八	四、九七	五、八四九
山形縣	三、三三二	二、九	三、六九一	三、二九	五、三四〇	四、七六	六、八九六
福島縣	二、八〇五	一、七九	四、六九五	三、〇〇	六、二九五	四、〇二	八、九六〇

茨城縣	二、九二八	一、八九	四、九七九	三、二	六、〇二〇	三、八九	一〇、三四〇
栃木縣	二、七〇八	二、二九	四、三七〇	三、七〇	四、四四一	三、七六	六、九八〇
群馬縣	二、六九五	二、一七	四、一五	三、三	五、〇七一	四、〇九	八、一三三
埼玉縣	三、三二二	二、一九	五、八二三	三、八六	六、四三八	四、二六	九、四一八
千葉縣	三、五〇四	二、三〇	五、三二九	三、四三	五、三三六	三、四九	一〇、一四九
東京府	一〇四、八二六	一七、〇七	二九、九四二	四、八八	四七、〇九四	七、六七	六五、〇六〇
神奈川縣	九、九七一	五、六〇	七、三四六	四、三	一〇、三八六	五、八三	一一、四二二
新潟縣	六、九九二	三、五〇	八、〇七四	三、一五	九、五二四	四、七六	一五、一五三
富山縣	二、六六九	三、三三	四、三三二	五、四二	四、七六四	五、九四	一〇、五九五
石川縣	二、四六九	三、二四	三、四七三	四、五六	四、六一五	六、〇六	七、〇七八
福井縣	一、九〇五	三、〇〇	二、八六一	四、五一	三、二九七	五、二〇	五、九七四
山梨縣	一、一三四	一、七三	二、〇八四	三、一八	二、二六四	三、四六	四、九二六
長野縣	三、二四九	一、八二	六、二九七	三、五二	八、六六四	四、八五	一一、七〇四
岐阜縣	二、八九三	二、三八	四、四六二	三、六七	五、八六〇	四、八二	九、三三七
靜岡縣	五、〇八一	二、六八	六、八六七	三、六二	九、一五七	四、八二	一一、四一六
愛知縣	一六、二七九	五、八九	一〇、八二二	三、九一	一六、二八八	五、八九	二五、九七〇
三重縣	四、〇五七	三、三九	四、四九九	三、七六	五、五八〇	四、六六	一〇、〇五四
滋賀縣	二、六〇六	三、六五	三、九八一	五、五七	四、一六九	五、八三	七、二四七
京都府	一〇、七九五	六、四七	七、九一九	四、七四	一一、二二九	六、七二	一四、四九二
大阪府	五七、五四二	一四、六七	二〇、六一六	五、二六	二九、六九七	七、五七	三四、六四三

沖繩縣	鹿兒島縣	宮崎縣	大分縣	熊本縣	長崎縣	佐賀縣	福岡縣	高知縣	愛媛縣	香川縣	德島縣	山口縣	廣島縣	岡山縣	鳥根縣	鳥取縣	和歌山縣	奈良縣	兵庫縣
二七一	二、五三九	一、五八八	二、三四七	三、七三二	三、〇九七	一、八三六	二、一四八	一、四〇八	二、九八九	一、八一	一、三〇四	四、八〇九	六、二五五	六、二六八	一、九一九	一、一三五	二、二六三	一、八六一	三、八九一
〇・四六	一、五六	一、九五	二、四三	二、六九	二、四〇	二、四	四・二	一・九〇	二・五四	二・三九	一・七七	四・二	三・五七	四・七五	二・五五	二・二六	二・六二	三・〇七	八・一八
七八〇	四、四〇七	三、〇六五	三、五八三	四、三九八	四、一五〇	二、五六	一〇、二四二	二、六四九	四、六一	二、八五三	三、〇四五	四、六四五	七、四一五	五、六一	三、〇三五	一、八一	三、二〇六	二、七二三	一、二九五
五・一七	二・七一	三・七六	三・六九	三・六九	三・三三	三・六三	三・七九	三・五七	三・五三	三・七六	四・一三	三・九八	四・二三	四・二九	四・〇三	三・七二	三・七一	四・四八	四・六四
一、三八六	六、九二三	三、八七八	四、六四	六、三二	六、一九九	三、四三六	一四、七八二	二、六二〇	五、三八〇	三、一五四	三、九八八	六、七八一	九、六一	七、〇六一	四、三〇五	二、七二五	三、七〇三	三、五二八	一七、八九七
二・三四	四・二六	四・七六	四・七六	四・四四	四・八一	四・九三	五・四六	三・五三	四・五七	四・一六	五・四一	五・八〇	五・五二	五・三五	五・七二	五・四〇	四・二八	五・八一	六・四〇
一、八七〇	八、〇七八	六、四〇〇	七、一九九	九、〇三〇	六、八七七	五、六二三	二、八八五	五、一九五	七、五七八	五、四二〇	六、一九二	九、一七六	一三、八六三	一七、五四三	八、三三一	一〇、七三三	六、七四〇	四、二四九	二九、三九九

附錄

史蹟名勝天然記念物概覽

並
歷代長官



【景全城山松】

松山は、山陰地方の中心地として、古くより重要な地位を占めてきた。その歴史は、古くは縄文時代の遺跡から始まり、中世には武家文化の中心地として栄えた。松山城は、その歴史を象徴する重要な遺構である。また、松山は、自然豊かな環境に恵まれており、四季折々の美しい風景を堪能できる。松山の歴史と文化を、この写真を通じて紹介する。



【景全市山松】

松山市勢

面積戸口一面積一万里一六九 世帯數一八、三六四
人口 八一、九四〇

重要生産物—綿織物 二、六八、五〇圓 菓子 四一、〇〇〇圓

捺染物 五、六、〇七圓

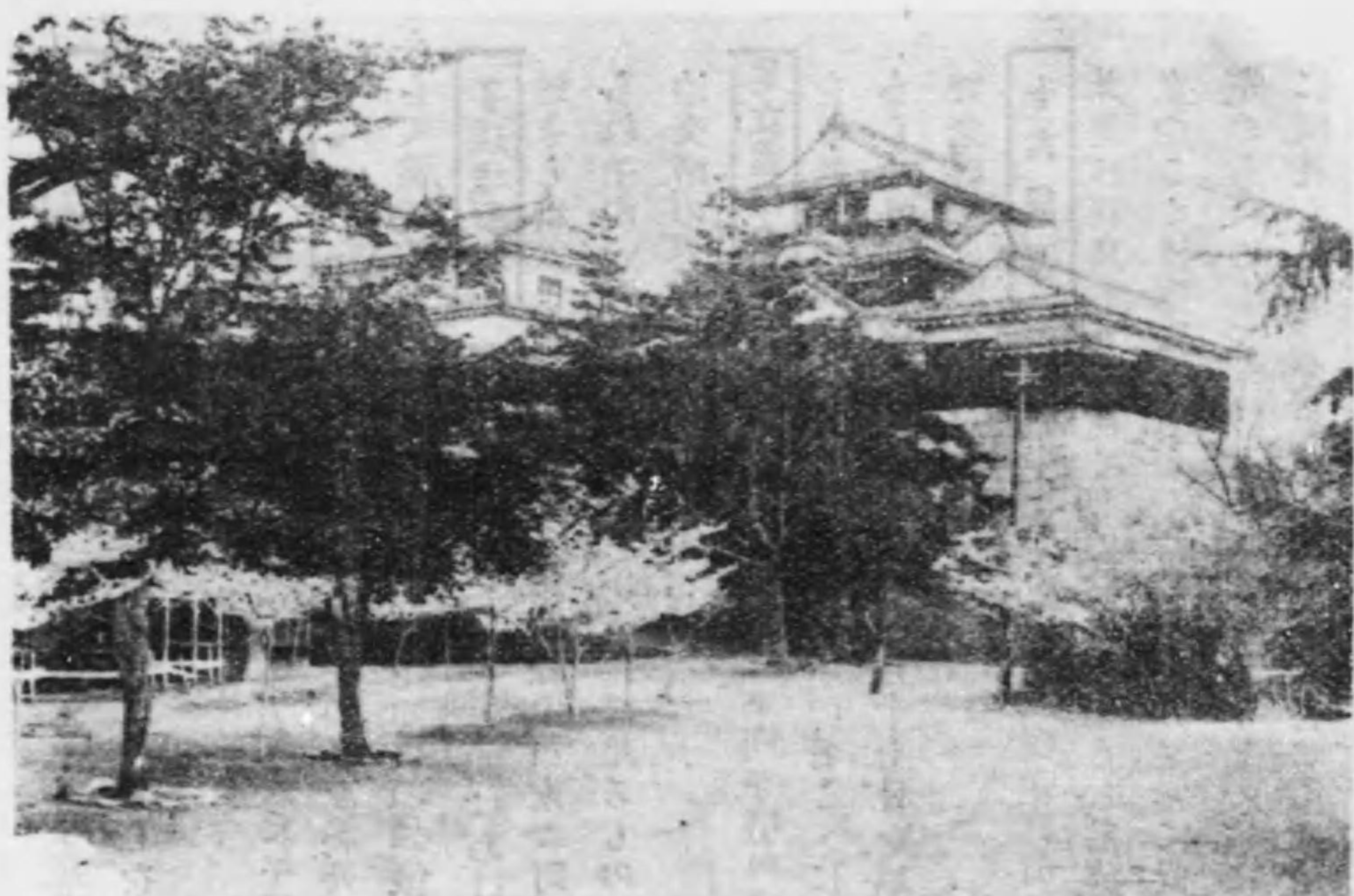
諸官 衙—愛媛縣廳、松山警察署、工業試驗場、松山測候所、農産物検査所、同松山支所、蠶業取締所、同松山支所、松山土木出張所、松山財務出張所、愛媛縣南檢定所、愛媛縣警察練習所、松山稅務署、松山聯隊區司令部、歩兵第二十二聯隊、松山陸軍病院、松山憲兵分隊、松山地方裁判所、同區裁判所、同供託局、松山刑務所、松山郵便局、廣島地方專賣局松山出張所、商品陳列所、松山市役所

諸學校—松山高等學校、愛媛縣師範學校、同附屬小學校、同附屬幼稚園、縣立松山中學校、松山高等女學校、松山城北高等女學校、松山商業學校、松山工業學校、青年學校一、小學九、私立松山高等商業學校、北條中學校、濟美高等女學校、東雲高等女學校、松山技藝女學校、松山商業女學校、松山夜學校、愛媛縣立盲啞學校、愛媛國學館、幼稚園五

名所舊蹟—松山城址、石手川公園、阿沼美神社、大寶寺、子規埋髮塔、足立重信の墓、十六日櫻

鐵道—國有鐵道豫讃線松山驛、省營バス、豫土線（松山佐川間起點）

私設伊豫鐵道の高濱線、横河原線、森松線、郡中線（各線基點）電車 松山驛道後間 松山市驛高濱間



【閣主天と園公山松】

松山公園

舊松山城址にして市の中央にあり金山樹木繁茂し頂上の城櫓壘壁今尙舊形を存し宏壯雄大にして眺望絶佳、山の高さ七十二間、周圍三十町十五間其の面積五万九千坪なり。

松前城主加藤嘉明（十万石）關ヶ原の戦功により二十万石に加封せられ慶長八年此の地に五層の城廓を築きて移居、寛永四年嘉明會津に移封せられ、同年蒲生中務少輔忠知二十万石を以て入城、同十一年忠知京師に歿し嗣子なく、同十二年松平隱岐守定行十五万石を以て桑名より入城、世襲して定昭に至り城邑を奉還す、定行入國のとき城山は恰も赤土山の如くなりしかば臣下に命じ麥、粟等を蒔かじめ鳥類を集めて其の散糞により草木の繁殖を計り且つ日向の松實を蒔き子孫と共に其の繁殖保護に努めしかば比年ならずして鬱蒼たる林相を爲すに至る、降て寛永十九年天主閣を改築して三層となせしも天命四年の雷火に天主閣及本丸を焼失す、文政三年更に工を起し三十五年の久しきに亙りて安政元年漸く竣工せしもの即ち現在の城廓なり、（昭和八年七月怪火の爲支關、多門、北隅櫓、十間廊下、南隅櫓、小天主を焼失し之が復工計畫中なり）建造物中加藤嘉明の築造に繋るものは僅に筒井門並乾櫓を存するのみ、明治維新廢藩の際縣は之を公園とせしも同十九年陸軍省所管と其の後明治四十三年松山市貸下を受け現今市の公園として經營せり、大正十二年久松定謨伯大藏省より拂下を受け更に松山市に寄附する處となる、城廓は昭和十年五月國寶に指定せらる。

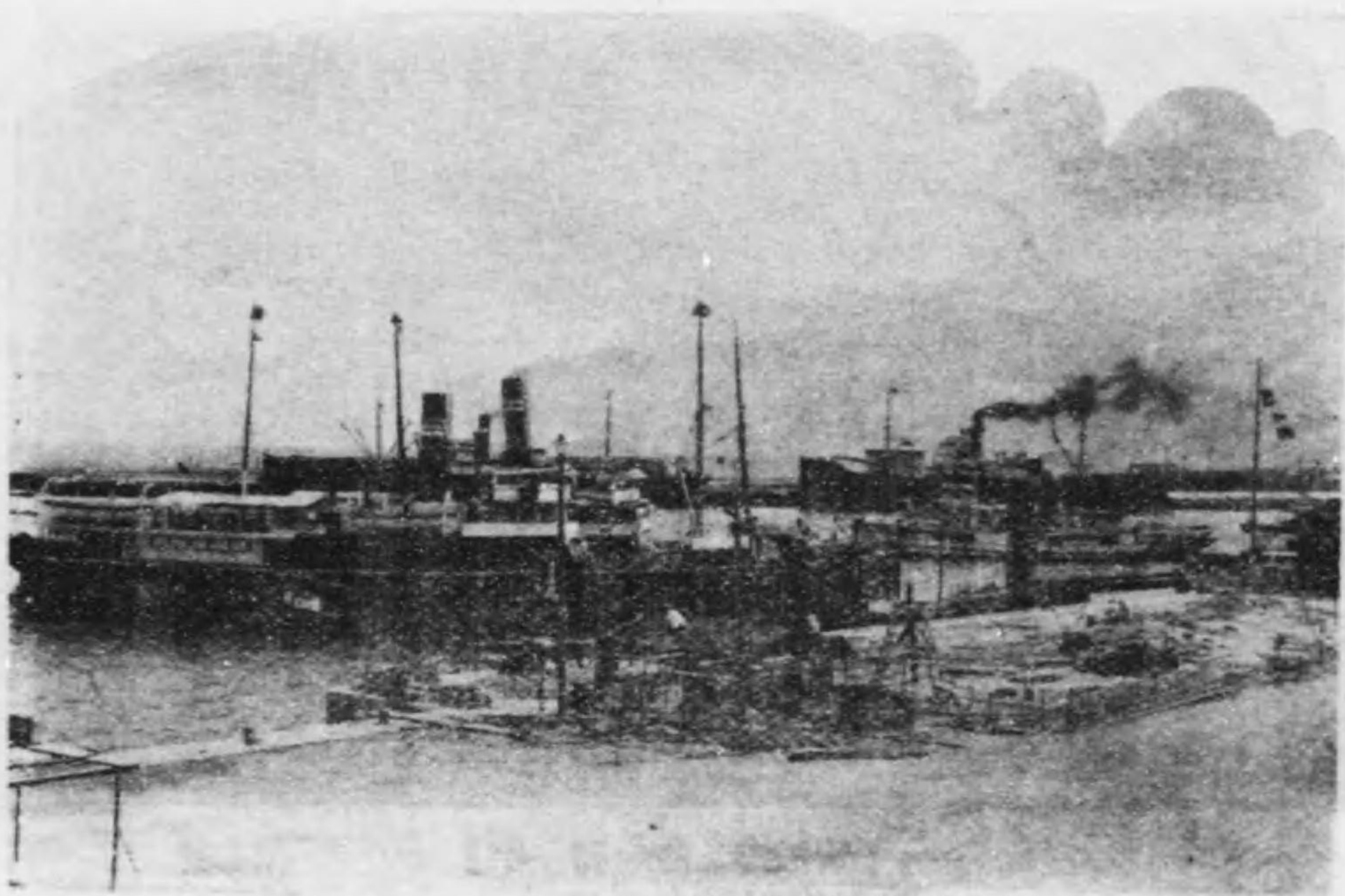
阿沼美神社 松山市宮古町に在る縣社延喜式内の大社にして最も歴史に富み大山積命を祭る、境内廣く古松鬱蒼として森嚴を極む、往古勝山の巔に在りしを慶長八年現所の地に遷座累代松山城主の尊崇篤く神田の寄進神社の造營等屢々なり。

大寶寺 松山市南江戸に在り大寶元年の建立にして崇徳院讀岐よりこの地へ行幸の時御車を返し櫻を觀覽ありて「名にしほまたも来て見ん花の春夕影殘す雪の古寺」の御製あり一に古寺といふ、堂前の姥櫻は開ゆる名花にして當寺安置の釋迦如來、阿彌陀如來の二像は國寶なり、本堂は特別保護建物となれり。

子規埋髮塔 「痰一斗へちまの水も間にあはず」の辭世句を残して明治三十五年九月十九日東京上根岸の寓居に逝きし俳人正岡子規の埋髮塔は松山市末廣町一丁目正宗寺境内に在り、大正十五年本堂に接續して子規堂を建設せられ子規の青年時代の面影を偲ぶに足るものあり、子規名は常規慶應三年九月十七日松山市大字新玉町に生れし明治文壇の異彩なり。

足立重信の墓 松山市の北方山越來迎寺境内に在り足立重信は加藤嘉明の重臣にして松山築城の際重信川、石手川を改修して民生に資したり重信川の名こゝに因す、又松山城廓の結構經營に力を致し以て松山市の開市を見るに至らしめり、重信は寛永二年十一月十七日を以て逝く大正八年十一月正五位を追贈せられ大正十四年同寺境内に頌功記念碑を建設せり。

十六日櫻 松山市の北方山越龍穩寺庭前に在り毎年舊正月十六日に開花するを以て此名あり、其の由來は往昔此里に花鳥風月を友として餘生を樂しむ翁或年病床にあり正月十五日夜吾子吉平を呼びて自分は、や八十黄泉に旅立つことは露程も惜しくはないがたゞ常に愛している庭前の櫻花の開期を待たずして逝くこゝが誠に口惜い花にも靈あらば心して咲けよと嘆す、吉平其の情に堪へず終夜樹下に井水を被りて身を淨め祈願せしに十六日の拂曉見事に開花したり、父子之を眺めて狂喜せんばかりに打喜び翁の病忽ち去りて更に十年の齡を保つこゝを得たりと傳へられ爾來毎年正月十六日には必ず花を開くを例とし觀客多數なり。



【港 治 今】

今 治 市 勢

面積戸口—面積 ○、八五二方里 世帯數 一一、〇二〇

人口 五一、六〇二

重要生産—綿織物 二二、〇五三、一五九圓 捺染物 三、三三

五、〇六二圓 漁獲物 四二〇、八六八圓 菓子 九一五、

三七六圓

諸官衙—今治警察署、今治區裁判所、今治稅務署、今治

郵便局、神戸稅關今治支署、今治土木出張所、今治財務

出張所、農産物検査所今治支所、今治市役所

諸學校—縣立今治中學校、今治高等女學校、組合立越智

中學校、青年學校二、小學校 六、私立今治實科高等女

學校、今治實踐商業學校、今治精華高等女學校、今治中

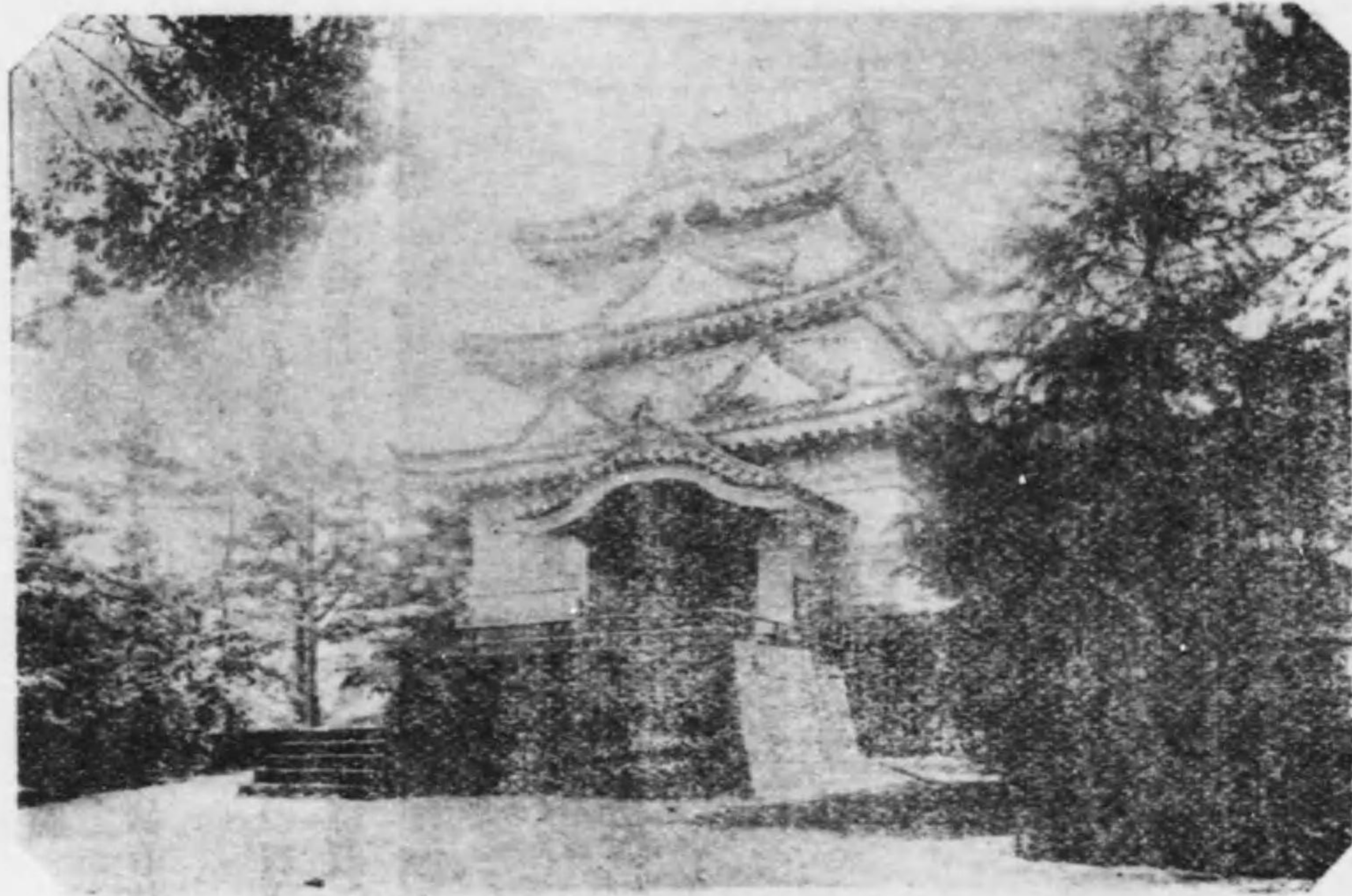
等夜學校、幼稚園 三

名所舊蹟—今治城跡、天保山、姫坂神社、東禪寺

鐵道—國有鐵道像證線 今治驛

港—今治港、大正十一年二月開港場となる

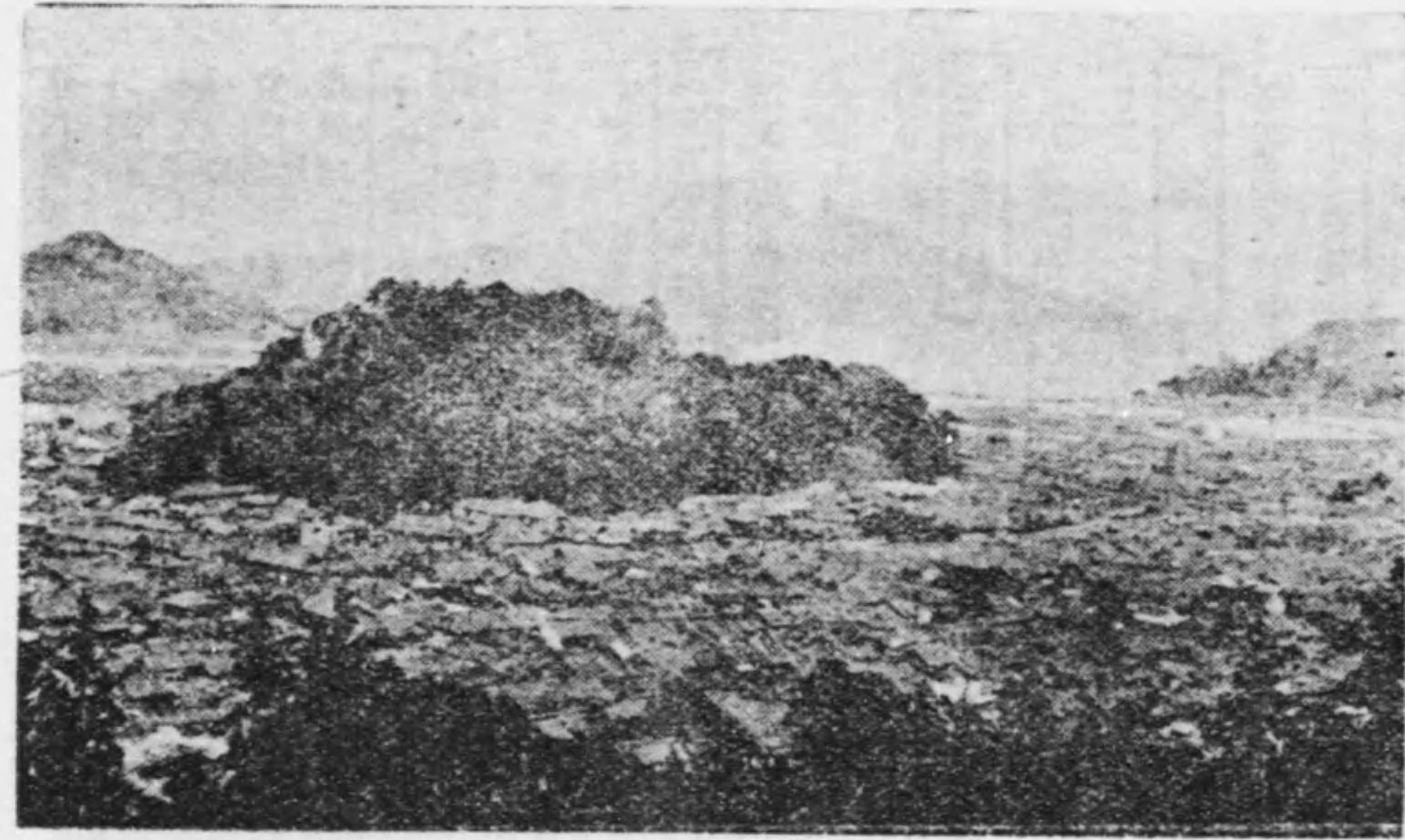
本港は天保二年藩主定茂新地港に波除石垣を築造し翌年七月竣工せるものにして其の後若干の補修を加ふる所ありたるも規模狭少にして和船の碇繋に便なるのみ汽船に至りては港外に碇泊するの止むなく不便尠からざりしが市に於て築港を計畫し大正九年より防波堤の築造、港内浚渫、埋立、棧橋の築造をなし防波堤被覆内面積二〇二、六三九平方米にして面目一新せり。



【(天主閣) 城島和宇】

宇和島市(元板島と稱す)大字丸之内にあり、城山高き海拔三十八間餘、周圍七百四十四間、地積十町二反四畝二十一步、城廓内一帯に樹木數多密生す、從來枯損木の外伐除をなさず爲に大いに繁茂す、戰國時代板島丸串城と稱し西園寺宣久(高六千六百石)城主たりしが天正十五年戸田勝隆に屬す、文祿四年藤堂高虎(七万石)此の地に封ぜられ宇和島城(一名鶴島城)と稱す、次に富田知信城主たり、元和元年伊達秀宗(十萬石)居城寛文年間伊達宗利之を改修す、維新後陸軍省の所管なりしを後伊達宗徳拂下を受けて所有現今に至る。

天主閣、追手門、上り口の門、城井は完全に存在す。
天主閣、追手門は昭和九年一月國寶に指定せらる。



【景市島和宇】

宇和島市勢

面積戸口—三方里五一二 世帯數一一、一二七
人口 五一、二八〇

重要生産物—綿織物 二、〇二二、二四三圓 繭 四四九、一一四圓 生糸 二、七二四、一五八圓

諸官衙—宇和支廳、宇和島警察署、宇和島區裁判所、宇和島稅務署、宇和島營林署、宇和島郵便局、愛媛縣水産試驗場、松山刑務所宇和島支所、松山測候所宇和島支所、愛媛縣蠶業取締所宇和島支所、農産物檢査所宇和島支所、宇和島土木出張所、宇和島財務出張所、宇和島市役所

諸學校—縣立宇和島中學校、宇和島高等女學校、宇和島高等家政女學校、市立宇和島商業學校、青年學校 七、小學校 八、幼稚園 四

名所舊蹟—宇和島城、和靈神社、宇和津彦神社、天教園、滑床

鐵道—國有鐵道宇和島線(基點宇和島吉野間)

港—宇和島港

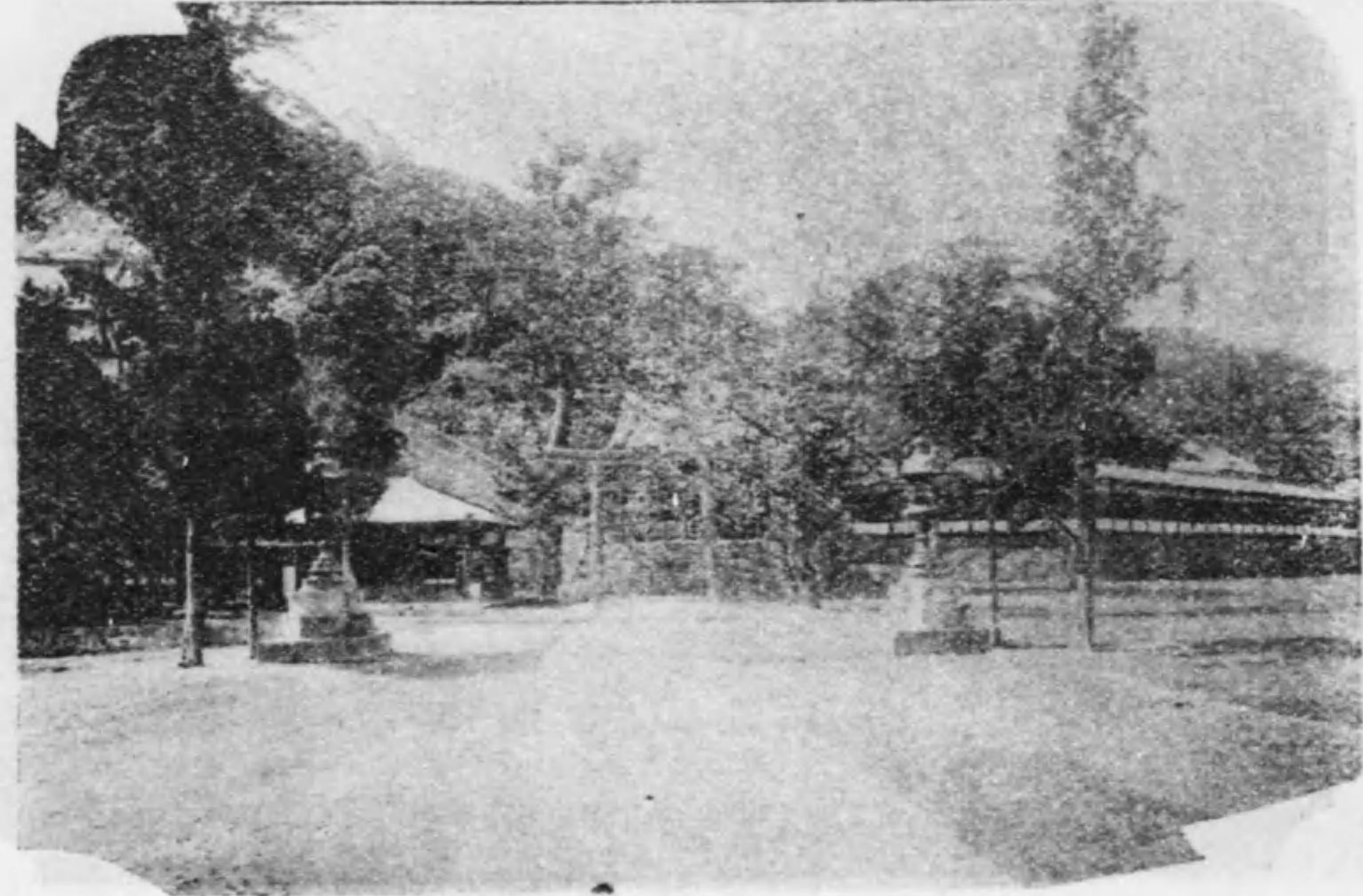
宇和島市大字丸穂字野川の滑床山にあり國有林地積千二百二十八町八段四畝二歩にして市を距ること三里半一日にして行遊を爲すことを得。

瀑布と云ふよりも奔湍と云ふべく、急斜の石上を奔流すること約三十間、幅六七間其の流水點々渦紋を爲して下る其の狀雪奕の輪形をなして降るが如く實に奇觀美景雪輪の稱ある所以なり、其の水上に奔湍六七段あり何れも浪花水



【(景全約のもるたし寫りよ下) 瀧の輪雪】

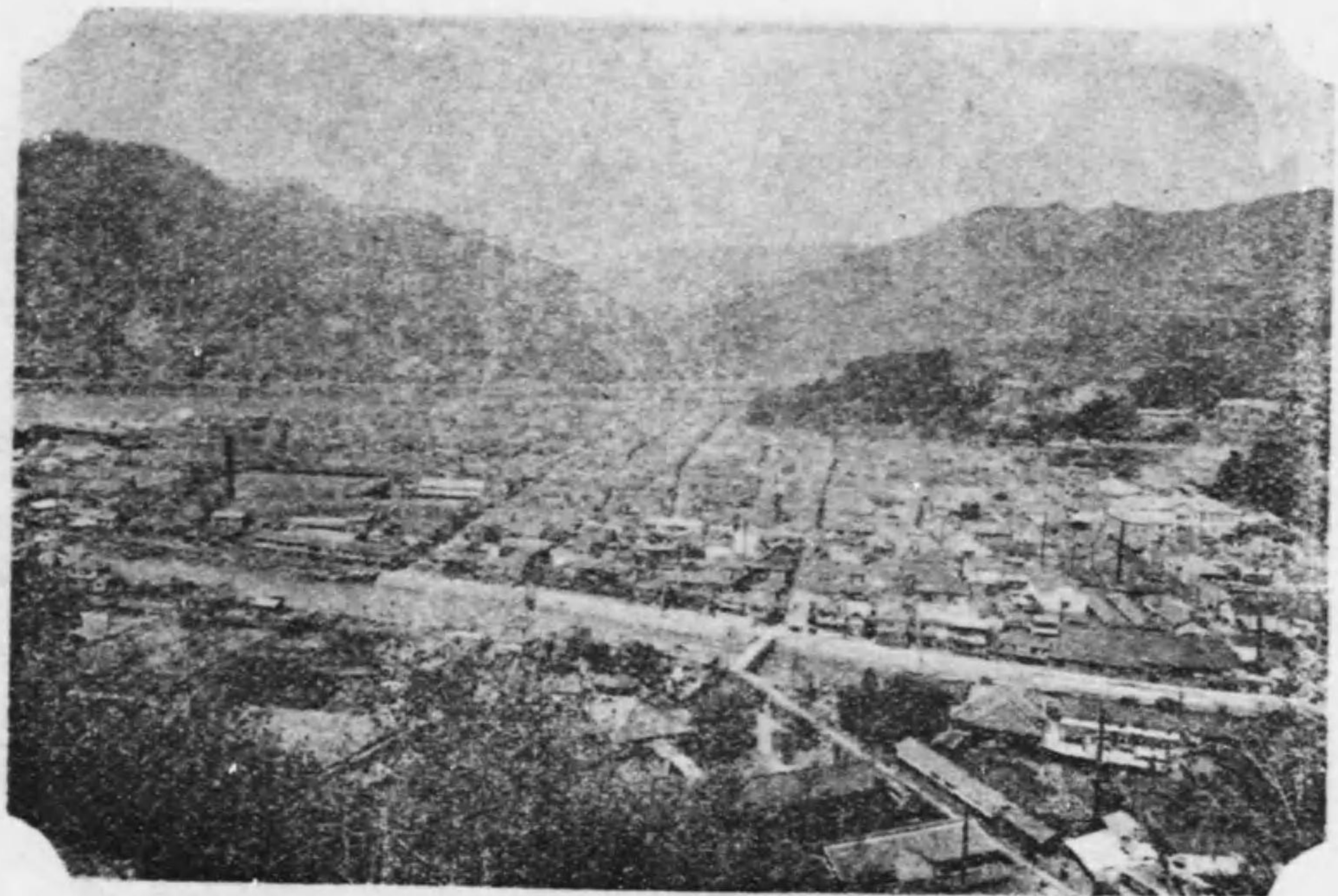
紋をなし湍末の本流五六歩の右傍に接して銚子の深淵あり、圓形の淵潭にして水色紺碧其の深さ知るへからず探險家も未だ淵中に入りて其の底を極めたるものなく水勢激甚なれば其の深度測量し得ず暫く傍に佇立せんに凄愴の氣に打たる如何に剛膽の者と雖も單獨にて探訪するものなしと云ふ、此の瀑淵の邊樹林蒼鬱として繁茂し秋霜する時は紅葉峽谷を點綴し水色と相映し美觀比なし、秀麗美觀の點に於て縣下此の山水に勝るものあらざる可し。



【社 神 靈 和】

和 靈 神 社

宇和島市大字八幡字鎌江に在り、伊達家の忠臣山家公賴を祀る神徳を渴仰する者歳々共に多く遠くは近畿、中國、九州より到り一ヶ年賽客七十万を下らず。公賴通稱を清兵衛と稱す、伊達政宗の臣なり、爲人端正篤醇廉介以て身を持す、政宗の子秀宗宇和島に封ぜらるゝに際し家老職として之に隨ふ其の封土に就くや公賴万勵治を圖る、佞臣之を擇ばず從て讒構し公賴遂に非命に斃る。後人其の忠烈を欽仰し崇敬日に盛なり。



【八幡濱市景】

八幡濱市勢

(昭和十年二月十一日市制實施)

面積戸口—面積 二方里五 世帯數 六、五三七

人口 三〇、五〇〇

重要生産物—綿織物 三、九八九、五九四圓 蒲鋒六一九、二

〇〇圓 漁獲物 七五〇、一〇〇圓 生糸 一、一二五、〇

五四圓

諸官衙—八幡濱警察署、八幡濱稅務署、八幡濱區裁判

所、八幡濱郵便局、蠶業取締所八幡濱支所、農産物検査

所八幡濱支所、八幡濱財務出張所

諸學校—縣立八幡濱商業學校、八幡濱高等女學校、青年

學校六、小學校七

港—八幡濱港



【道後温泉】

温泉郡勢

面積戸口—面積 三九方里八六六 世帯數 二九、三七六

人口 一四五、〇七一

重要生産物—米 五、六七七、七〇四圓 綿織物 一、一八八、

九六一圓 麥 一、八三三、九七六圓 柑橘六〇五、七五九

圓 酒 九七九、三六〇圓

諸官衙—三津警察署、愛媛縣農事試驗場、廣島遞信局海

事部三津濱出張所

諸學校—愛媛縣女子師範學校、同附屬小學校、同附屬幼

稚園、縣立松山農業學校、町立北條實科女學校、町村立

青年學校 五三、小學校 五二、幼稚園 一

名所舊蹟—道後温泉、道後公園、伊在爾波神社、湯神社、

一遍上人誕生地、石手寺、太山寺、岩堰、湧ヶ淵、白猪

の瀧、唐岬の瀧、興居島、鹿島、腰折山、星の岡、三津

の朝市、荏原城趾

鐵道—國有鐵道豫讃線淺海驛、伊豫北條驛、粟井驛、

堀江驛、伊豫和氣驛、三津濱驛

私設伊豫鐵道松山高濱間(電車)、松山横河原間、松山

森松間、道後松山驛間(電車)

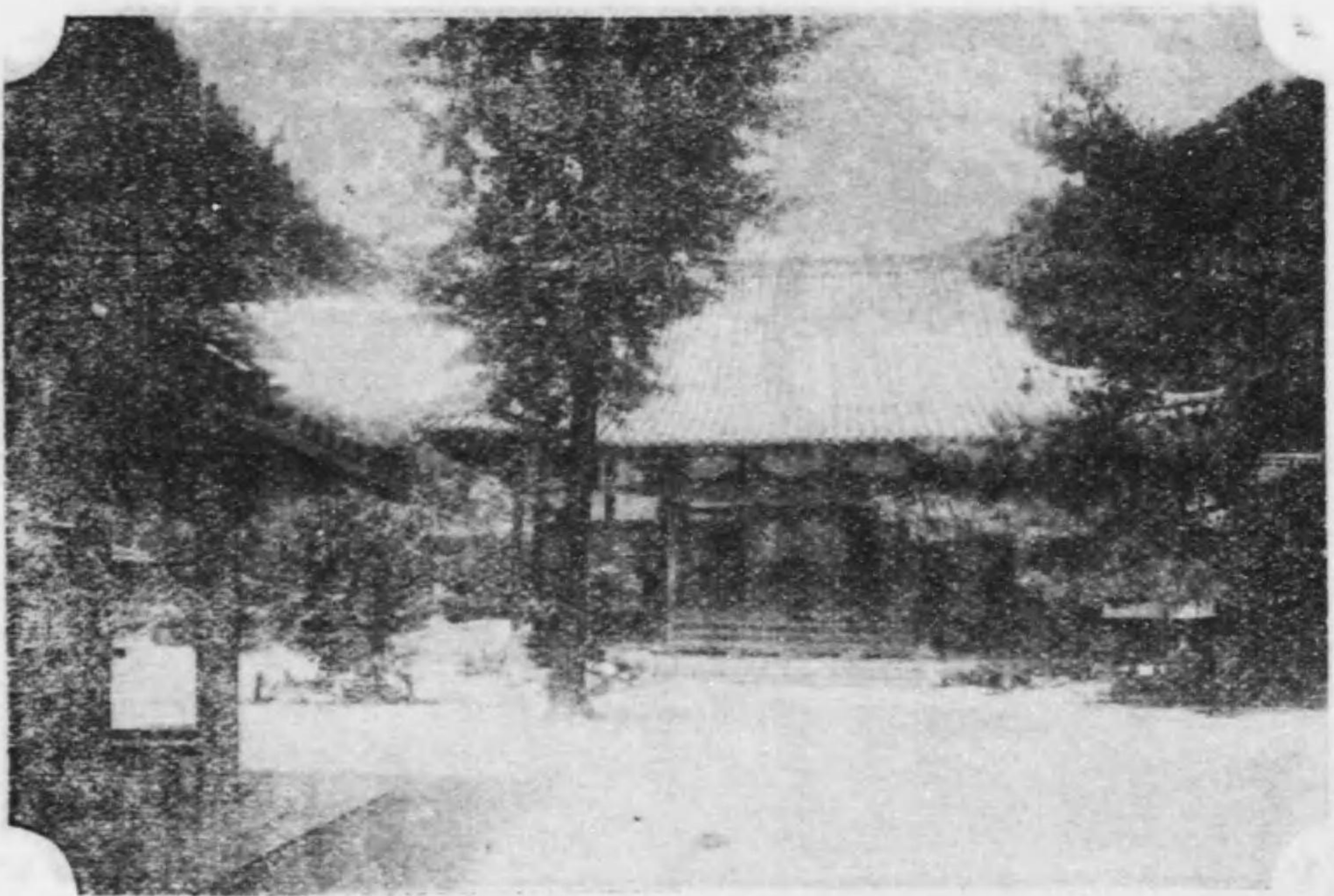
港—北條港、堀江港、高濱港、三津濱港

温泉郡道後湯之町字湯月に在り、面積一段八歩、源泉は第一、第二の二箇所より湧出し、一晝夜に付約三千二十四石に及び之を靈乃湯、養生湯、神之湯、鸞之湯、西湯の各浴槽に分湯す、外に皇族御専用之又新殿の浴槽在り。

道後温泉は上古大己貴命、少彦名命の二神國土經營の爲出雲より播磨を経て、此の地に來らせ給ひし時少彦名命病に罹らせ給ひしかば大己貴命直に温泉を汲みて浴せしめしに暫くにして蘇生し給ひ歌を詠じて「眞暫假寢哉」と宣ひ、勢猛く側の石を踏みて起ち給ひたりと云ふ、今尙其の石温泉の側に在り、之を靈の石と稱ふ、如斯上古より靈驗著しき歴史を有し御歴代の天皇、皇后、皇太子にして此の地に行幸啓在らせ給ふこと屢なりき、蓋し此の地を外交の策源地として、熊襲、韓土の經營に資し給ひしによれり。

推古天皇の御宇聖德太子此の地に行啓す、太子命して伊佐庭の岡に碑を建て、其の事を勅せしむ、其の後何時しか碑石の所在不所となりたるも碑文は釋日本紀に明かなり、其の後地震の變災によりて温泉の閉塞せしこと久し、或時一鷺其の脛を傷ひ朝夕來りて溪水に濯し、目を累れて癒え去りしかば觀る人之を奇とし其所を掘鑿して再び泉源を探究して、復舊するを得たり、其の後震災の爲一時温泉の止まりしこと屢ありき、寛永十五年松平隱岐守定行命じて砌石浴池を修營し、其の上に屋を架し三區域と爲し且つ士庶の分を別ち男女の混浴を禁す、現在の建造物此に起源す、其の後明治五年改築して新に樓を架し浴客の休憩に便し之より入浴料を徴するに至る、同十一年更に浴室の増設を爲し、同二十五年再び改造して大に輪奐の美を整へり、其の後一部の改増築を爲し現今に至る、本温泉は町營に係り昭和十一年中に於ける浴客九、二八人、之が収入六、三九圓なり。

明治三十六年、大正天皇猶皇太子に在らせ給ふ時此の地に行啓車駕を駐めて又新殿に臨御あらせらる、大正十一年十一月、今上天皇陛下皇太子に在らせ給ふ時、此の地に行啓あらせられたり、本温泉は泉質單純泉にして殆ど透明なり。著名の温泉として其の名古より人口に膾炙せられ入浴の爲此の地に來る者頗る多し。



【(地生誕人上遍一) 寺嚴寶】

寶 嚴 寺

温泉郡道後湯之町湯月谷に在り、元誓願院と云ひ天智の御宇の創立と傳ふ延應元年四月八日時宗の開祖一遍上人誕生の靈跡として其の名高し、昔は子院十二坊ありて盛況を呈したりと云ふ、其の中林光庵に安置せられたる一遍上人の木像は今猶當所に保存せられ國寶に指定せられたり、其の像の頭の柵は左の如し。

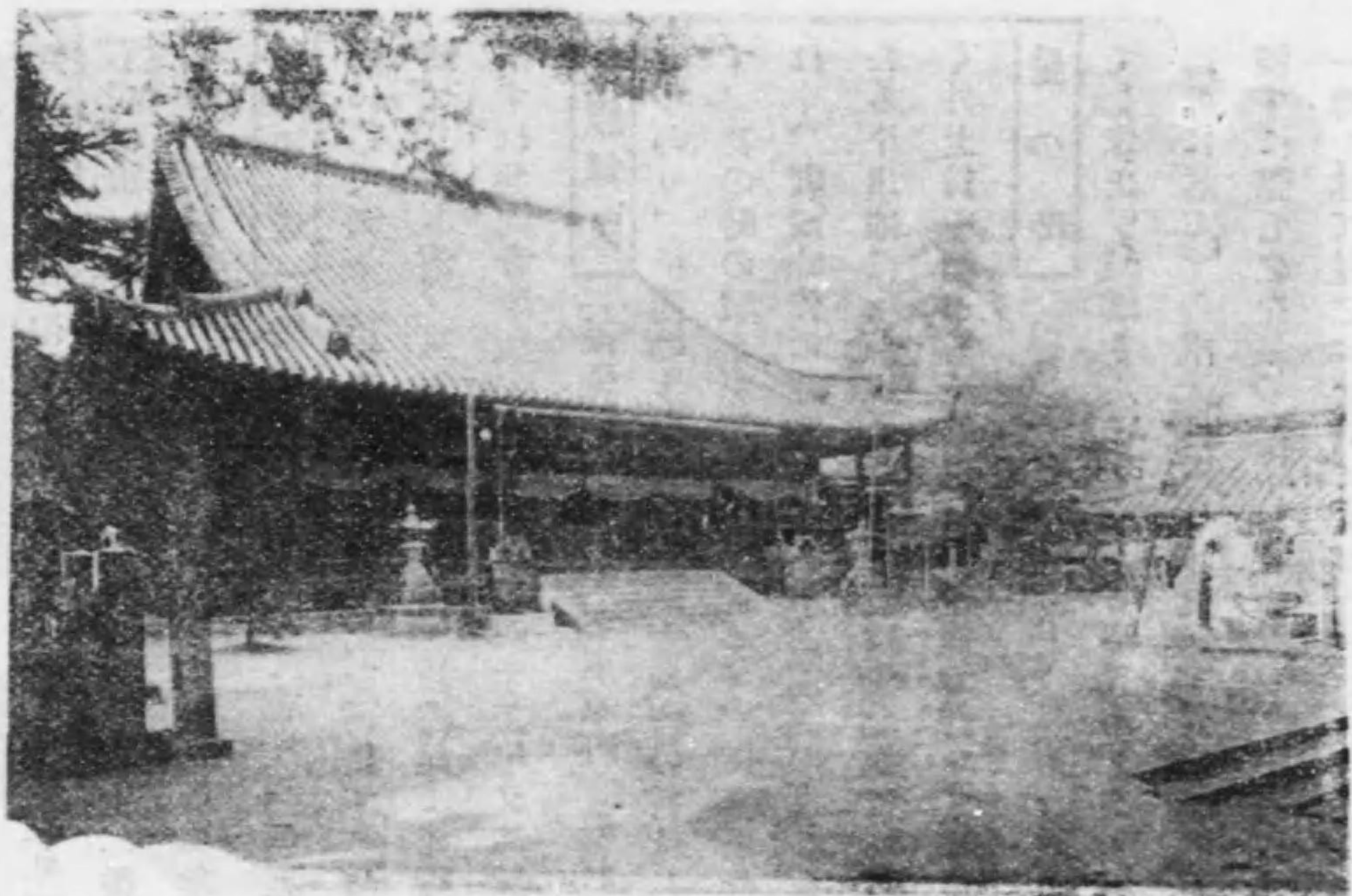
當 住

其 阿 彌 陀 佛

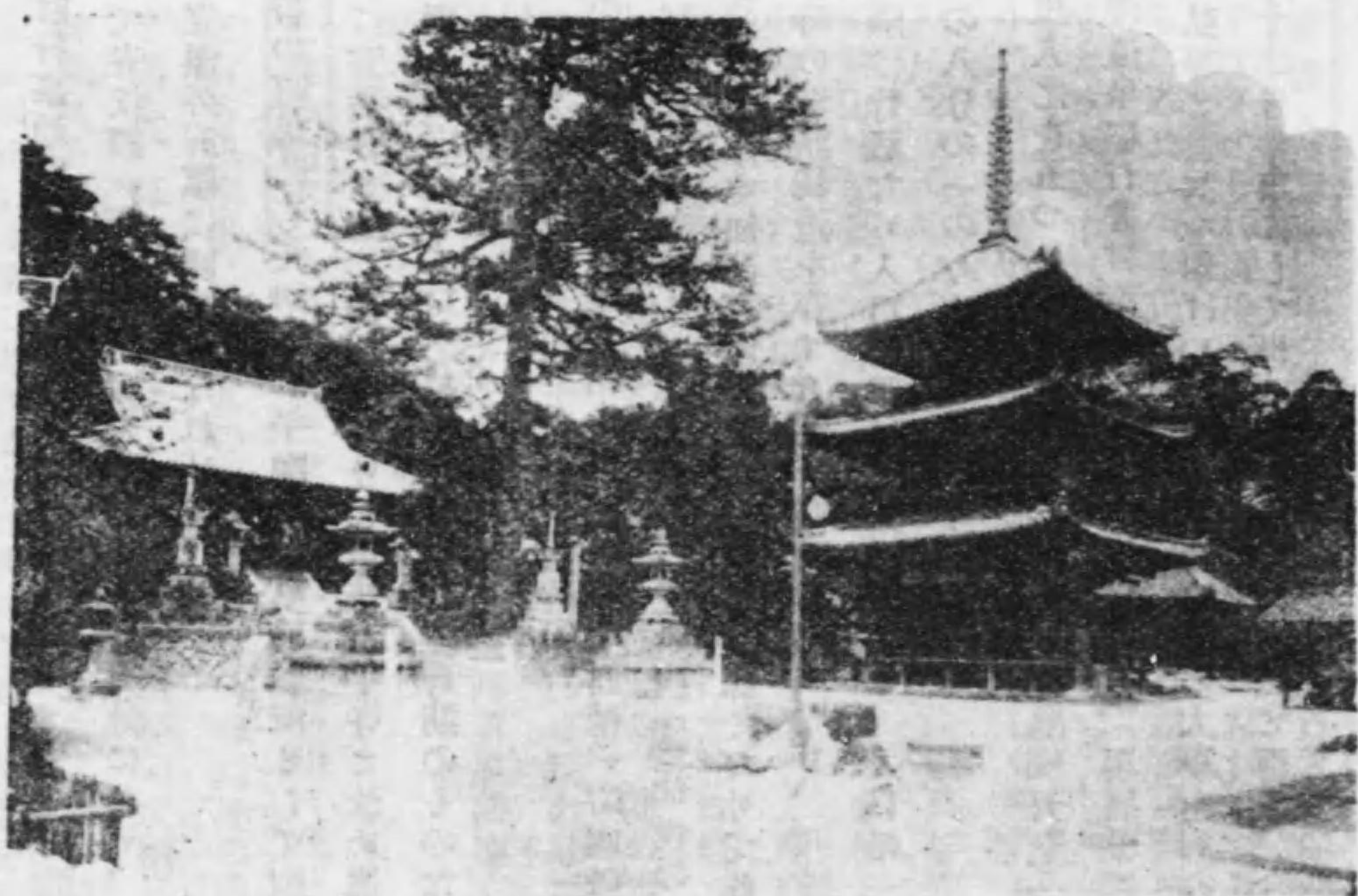
檀 那 通 直

願 主 彌 阿 彌 陀 佛

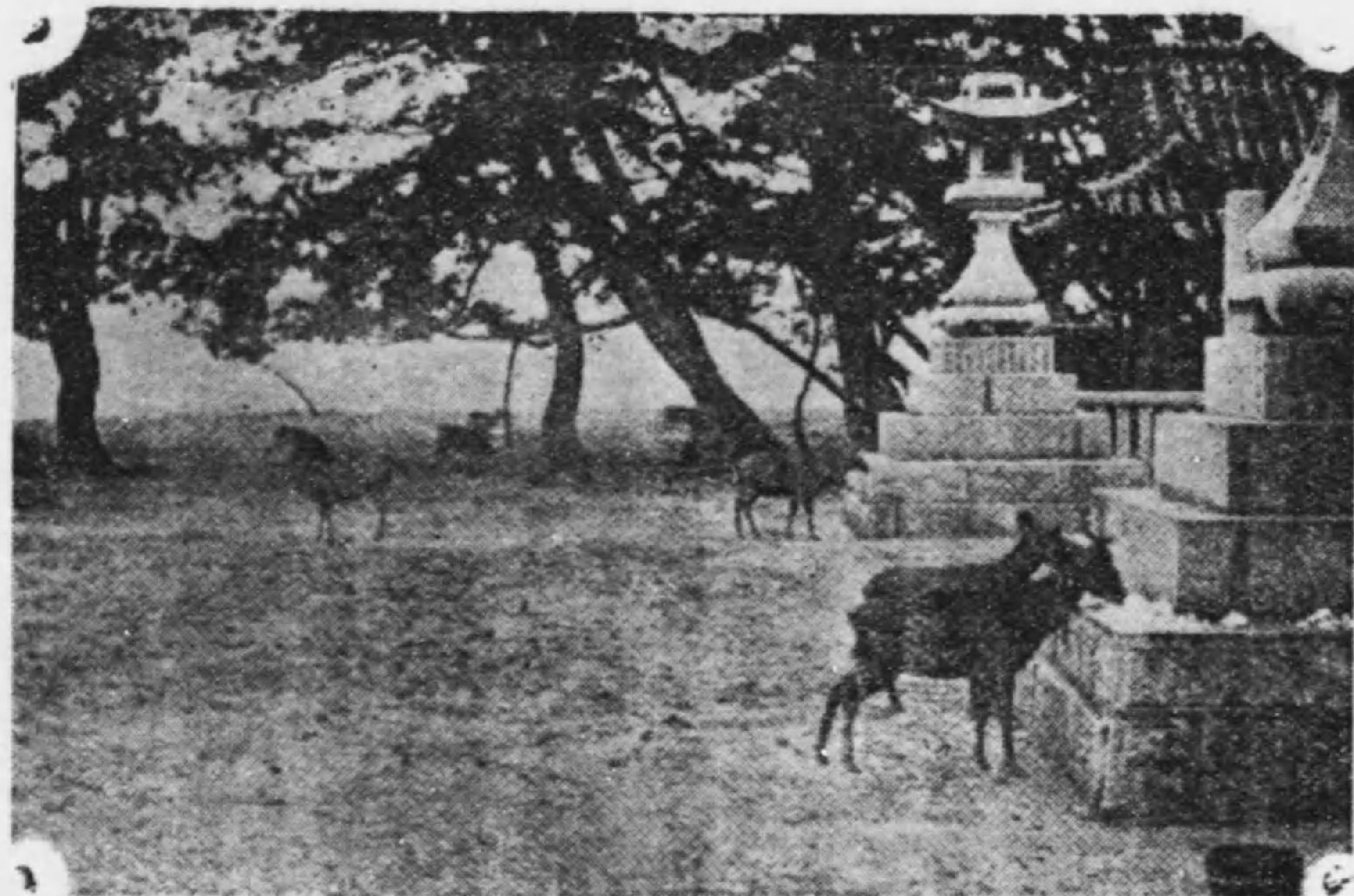
文明七年乙未十一月十九日



【太山寺】



【石手寺伽藍全景】



【鹿島の神鹿】

鹿島の神鹿

鹿島は温泉郡北條町大字辻、北條町の海岸を距ること西
 方四町の處に在り、面積十九町七段八畝六步高さ三百八十
 尺、周圍約十五町にして島の西半は花崗岩、其の東半は
 安山岩の露出多し、南西北の三面は絶壁をなし、東側のみ
 稍緩斜にして、其の麓に鹿島神社を奉祀す、島の東北頂に
 近く一小平地あるは舊鹿島城趾にして、曾て海上豪族の活
 躍を恣にせし所なり、全島老樹繁茂し、魚付保安林として
 保存せらる、神鹿は一時五十頭を算せしも近時著しく減少
 して十數頭棲息するのみ、鹿に付ては準據すべき記録全く
 なきも一説に常陸國より鹿島神社を遷せし際共に鹿を放養
 せり又松山藩主久松氏軍神鹿島神社を崇拝し記念の爲に
 奉納せりとも云ふ。

太山寺

温泉郡和氣村大字太山寺に在り天平十一年僧行基勅を奉じて創建す、鳥羽天皇のとき七堂伽藍竣成して龍雲山太山寺と稱せり、四國靈場五十二番の札所として寺は經ヶ森の中腹樹木鬱蒼たる別天地にあり、本堂と仁王門は國寶建造物にして歴代勅納の佛軀本尊十一面觀音立像外五軀は國寶となれり。

石手寺

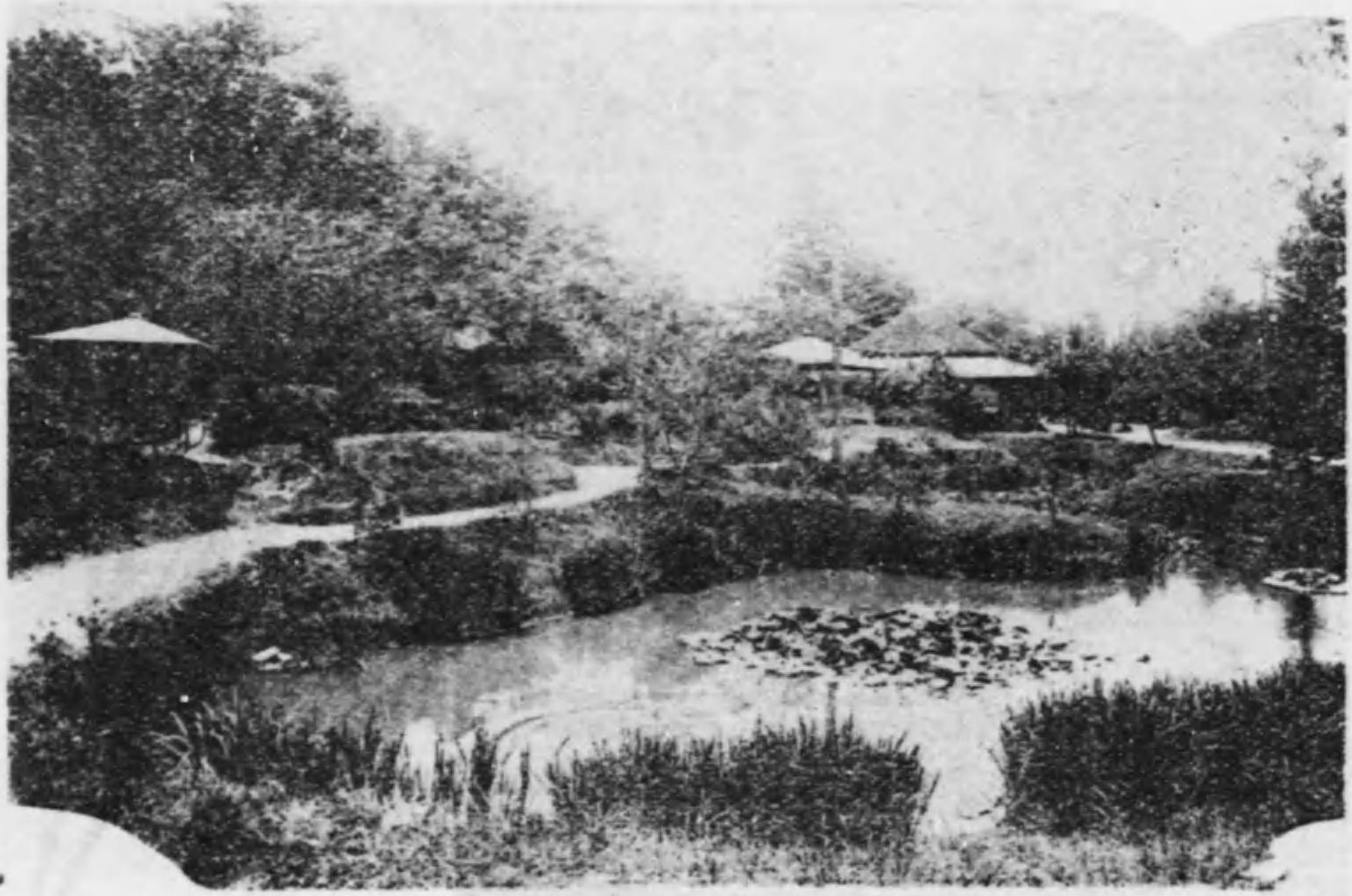
温泉郡道後湯之町に在り四國巡拜第五十一番の靈場にして神龜五年聖武天皇勅願所として創營する所にして天平元年三月越智玉澄之を再建すと傳へらる、昔は安養寺と稱し法相宗なりしが後石手寺と改め眞言宗に轉せり、本堂、三重塔、仁王門、鐘樓並に梵鐘は何れも國寶に指定せらる、之等の建造物は鎌倉期のものならんと稱すれ共同寺所藏の棟札には文明十二年又鐘銘には建長三年の如くあり。

荏原城址

温泉郡荏原村大字惠原町字堀前に在り一名平岡城又は棚居城と謂ふ古城にして面積一町四段九畝十五歩あり、伊豫の主權者河野家十八將の首位たる平岡氏の居址にして天正十三年九月豊臣氏の四國征伐の時落城す、其の時の城主を遠江守通倚とす、慶長五年九月平岡善兵時の領主加藤嘉明に反し一揆の首謀となりて此城に據れり、戰國時代の地城通稱土居(邸宅)の址にして完全に當時の形狀構造を存する縣下唯一の標本なり、現在其邸址たる平坦地は全部畑となり其の内東北隅は杉林となり西北隅は竹藪なり入口の門址は田となれり、入口の一部を除く外土封を廻らし土封上は大小樹木雜生す堀は殆ど存し其の八分の一のみ田地となれり。

星の岡

温泉郡石井村に在り、五つの丘陵より成り里人之を五つヶ森と呼ぶ、元弘年間後醍醐天皇兵を擧げて北條氏を滅ぼさんとし給ひし時、河野の一族土居通増(現温泉郡石井村南土居に居る)得能通綱(現周桑郡徳田村得能に居る)の兩人は同族重見通宗並に忽那義範、村上義弘等と義兵を擧げぬ、尋で北條時直の大軍を率ゐて來り侵すに際し之を星の岡に打ち破りたり、實に元弘三年三月十二日の事にして世に之を星の岡の戦と稱す、今頂上に一碑を建て星の岡忠碑と銘せり。



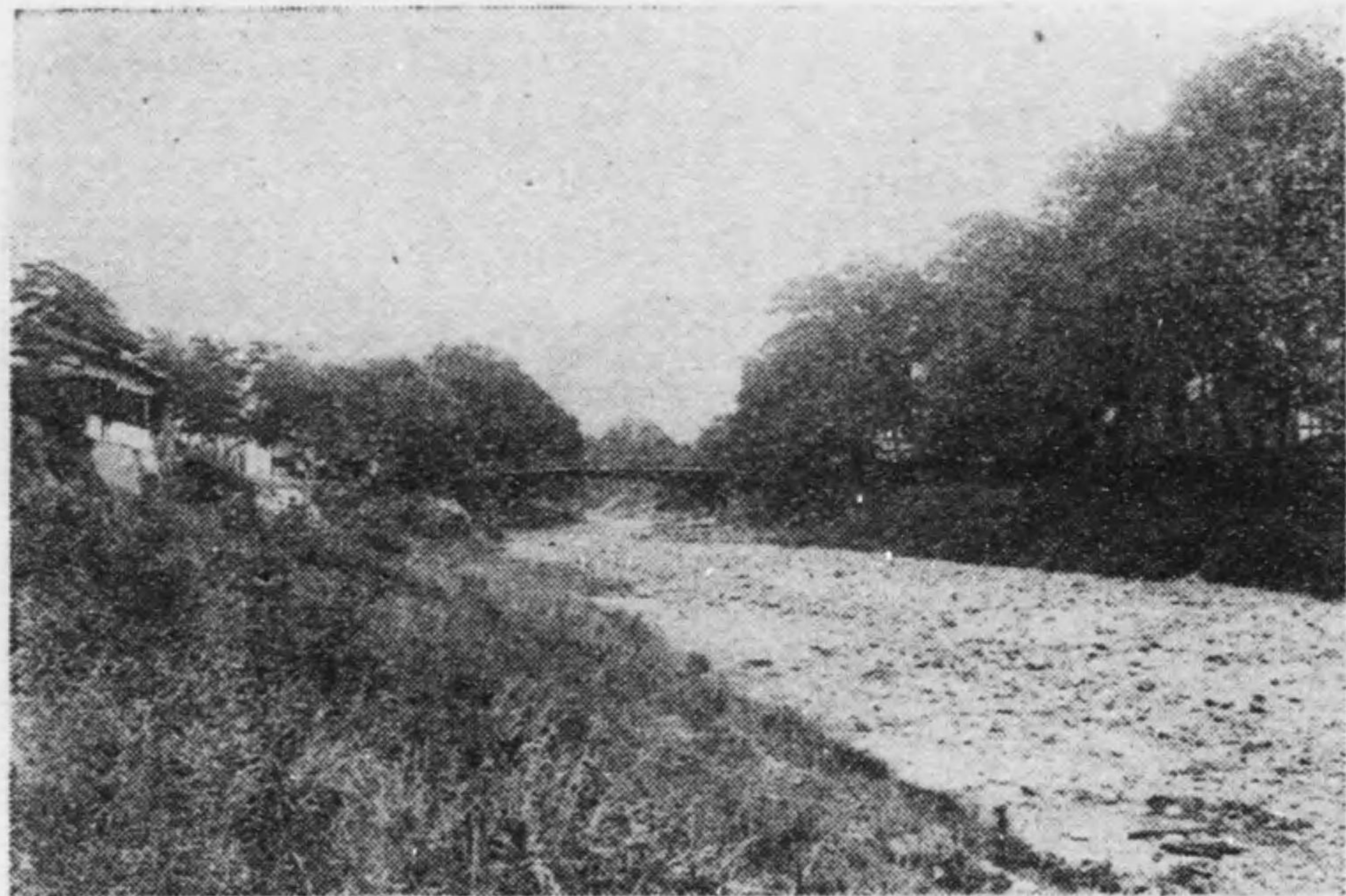
【園 公 後 道】

道後公園

往古伊佐庭岡と稱し推古天皇の朝聖徳太子行啓せられ道後温泉の碑を建てさせ給ひしは此丘上ならんと云ふ、建武年間伊豫の豪族河野通盛湯築城を築きてより天正十三年其の滅亡に至るまで其の居城となせり、天正十五年福島正則湯築へ入城せしも幾許もなく國府に移り湯築は永く廢墟となる、然るに慶長年間加藤嘉明勝山城を築くに際し其の礎石等を取り之を移して築城の用に供したるを以て全く廢墟となり久しく荒廢して竹藪なりしを縣が明治十九年拂下を受け之を改修して同二十一年六月本縣公園とし以て現今に至る、園の周圍八町二十間餘面積二万九千八十三坪中央に小丘あり櫻樹最も多く花季の殷賑地方に冠たり、丘頂四望廣豁遠く瀬戸内海の絶景、近く市坊悉く眼下に在り。

三津の朝市

温泉郡三津濱町の三津港頭に在り古來有名なる魚市場にして其の創業は遠く元和二年の昔にありと謂ふ、毎朝生魚各地より參集し取引極めて敏活にして群集せる漁夫商人は千を以て數ふべく加ふるに近來果物蔬菜の市も同時に開設せられ其の狀實に壯觀を極む。



【石手川】

石手川及重信川堤防並木 温泉郡湯山村、道後湯之町、桑原村、石井村、余土村、垣生村、伊豫郡岡田村、松山市に在り石手川流路岩堰より出合迄及重信川流路出合以下流末迄三里三町三十間の間保存せらる石手川の沿革を見るに石手川は源を温泉越智二郡の境上南三方森に發し温泉郡湯の山溪間の諸流を集め道後湯之町大字石手字岩堰に至り(以下舊流路)夫より北に寄り石手寺の前を流れ湯築城の南方を過ぎ持田の中央を一貫し松山市玉川町に入り二番町及八股を通り妙清寺並松山驛邊を經過し田畦の間を西走して温泉郡生石村吉田濱に至りて海に注げり、慶長五年加藤嘉明勝山に築城せんとするに當り石手川の流路變更する事となり老臣足立重信をして岩堰の石百三十間の開鑿行ひ其れより西南に向ひて流路を穿ち市ノ坪に至り重信川に合流せしむ、依て此處を謂ひ此開鑿流路二里三十間工事施行は慶長六七年の交と想はる、重信川は元浮穴村大字高井より南に偏方し丘陵に沿ふて流れ西南に向て斜走し松前の南海に注ぎしが水害絶へざるに準り慶長元年前後に之を變更穿鑿し高井以下垣生村に至りて海に入る迄殆む直線となす此の流路三里なり、出合より流末迄一里二町の長さを有す、石手川流路變更により松山市は作られ松山城は築かれ多くの田園は開かれ灌漑は至便となり水害は減少す、然れ共今日蜿蜒として長龍の横はるが如き堤塘樹林鬱蒼として繁茂し氣候を調節し風土を保ち絶好の美觀怡も繪畫の如く常に文人墨客の雅懷に觸れ或は吟詠に上り繪畫となり地方人共樂の場所として四時人の絶ゆることなきは之自然の美を語るものなり、並木の一部は石手川公園として松山市の管理に屬す。



【腰折山】

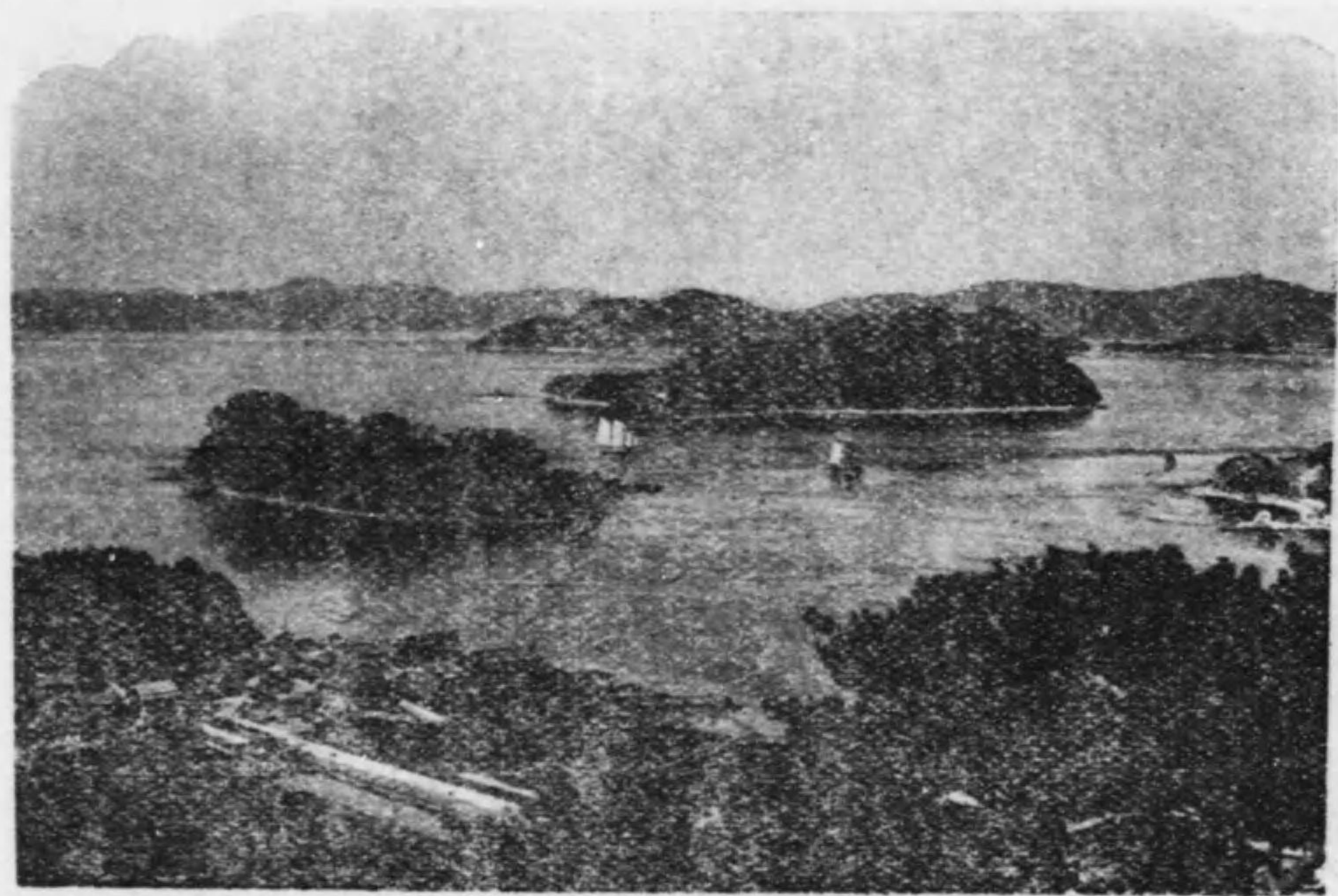
三月末より四月の始に互りて三、四寸の花莖を抽出し其の頂に一花を着し、一枚の苞ありて花を包み花梗は甚だ短く、二、三分なり、花蓋の管状部は細長にして一寸乃至一寸七、八分、管状部は紫色にして旗片は狭き花瓜を具ふ、雄蕊の葯は線形を爲し花糸は細細にして葯よりも長し、雌蕊の冠状片は薄くして直立し線状披針形、鈍頭又は鋭頭をなし子房は長楕圓形にして鈍なる三稜を有し花後圓き蒴を結ぶ。



【メヤアメヒエ】

エヒメアヤ 温泉郡難波村大字下難波腰折山に産す、鳶尾科に屬する多年生草木なり、小形にして叢生す根莖は細く稍扁平にして瘡形なり、葉は線形鋭尖頭にして其の質薄く禾木科植物の葉に類似す、長さは三四寸のもの多く八、九寸を越ゆるもの尠し、されど之を培養する時は著しく伸長する場合多し。

葉片には細き縦脈二、三條あれども著しからず、三月中旬より鎌合せる葉を地上に出す、四月中旬の花時に葉は尙長からず。



【望眺の峽海島來】

越智郡勢

面積戸口—面積二八方里五〇四 世帯數二二五、六九二
人口 一一八、四七七

重要生産物—米 三、一一五、四〇三圓 麥 一、五一三、六八

八圓 鹽 一、二一一、二五四圓 漆器 一七一、七八〇圓

瓦 三三七、一五〇圓 生糸 七二六、二二六圓

諸學校—縣立弓削商船學校、町立菊間實科女學校、町村

立青年學校 四七、小學校 四六、私立伊豫教員養成所、

私立小學校 一

名所舊蹟—國幣大社 大山祇神社、御陵墓傳説地、綱敷天満

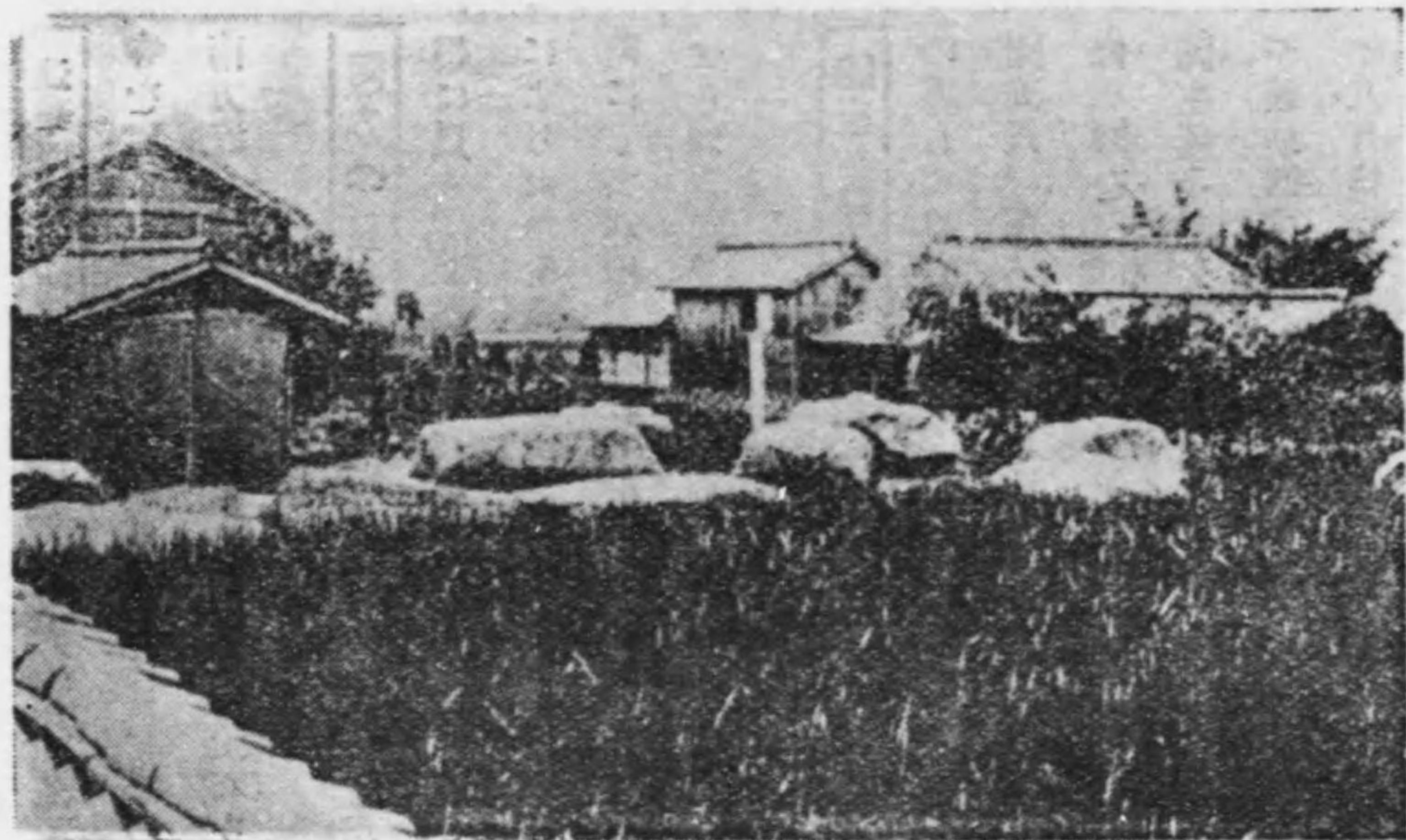
神社、脇屋義助の墓、國分寺の塔礎、法華尼塔礎、波止

濱公園、阿方の貝塚、四坂島製鍊所

鐵道—國有鐵道豫讃線 伊豫櫻井驛、伊豫富田驛、波止

濱驛、伊豫大井驛、伊豫龜岡驛、菊間驛

港—菊間港、波止濱港



【石礎塔寺分國】

國分寺の塔礎

越智郡櫻井町大字國分寺字殿に在り地積

二十七坪、國分寺の塔礎は大正十年三月史蹟として内務

大臣より指定せらる、聖武天皇天平十三年各州に勅して

鎮護國家道場を置き、國分寺を爲せしもの、一にして開

基は本性上人なり當寺は四國靈場四十九番の札所、古の

七重塔は同寺より東二町許りの所に在りしものと見ゆ田

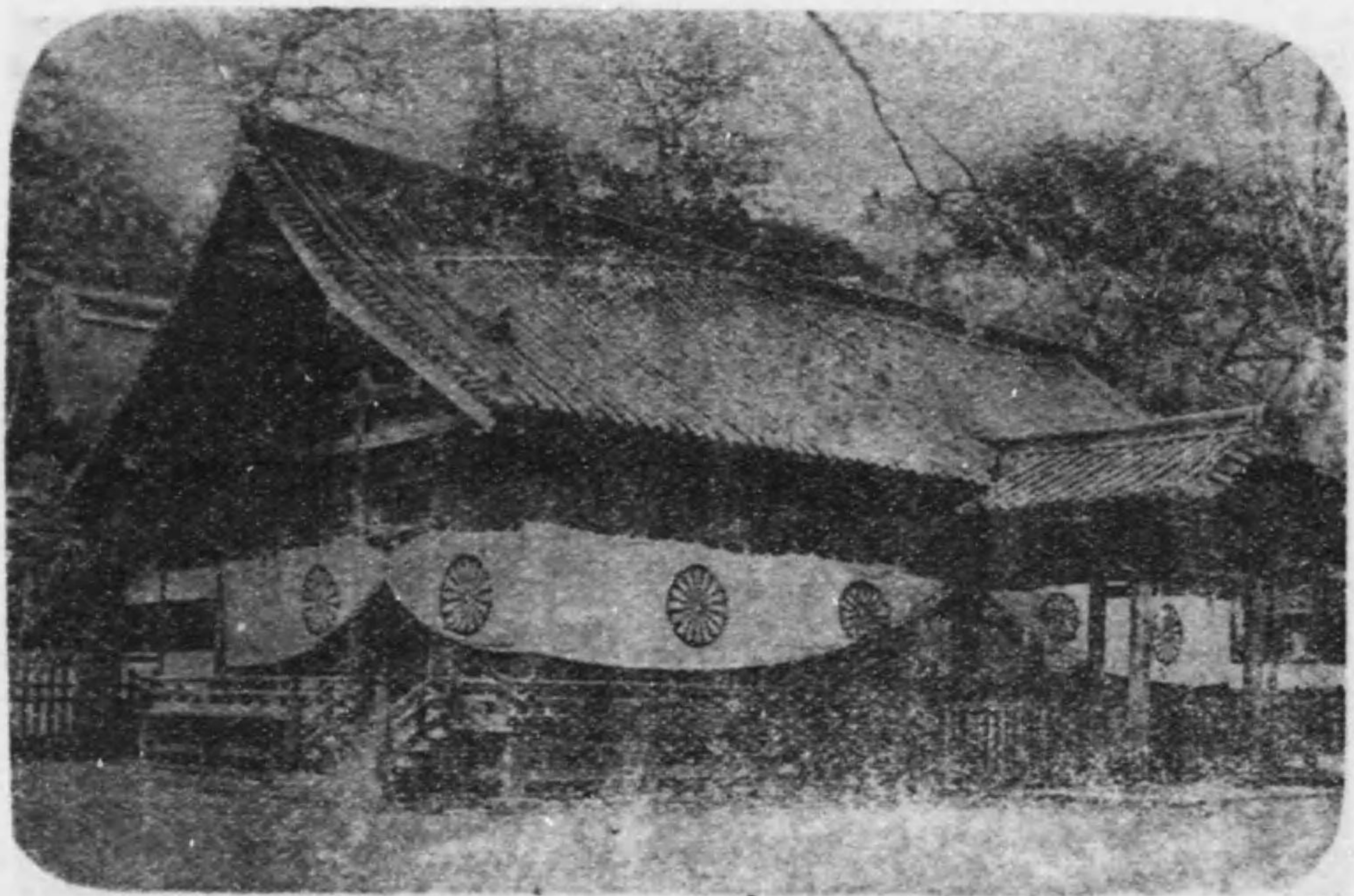
の中に大き六七尺四方の礎石數多殘れり、國分寺創設當

時の遺瓦と認むるもの其の附近に埋没せらる。

注華尼寺塔礎 越智郡櫻井町大字櫻井字池中に在りて地積二十八坪なり、聖武天皇天平十年各州に勅して國分尼寺を建てしめたるもの法華尼寺なり、塔の礎石と認むべき加工せる花崗岩雜茶繁茂せる中に點々殘存せり、其の東南方近くに柿の木自生し其の幹根に土石を堆積する中に布目瓦の破片多數散在せるを見る。

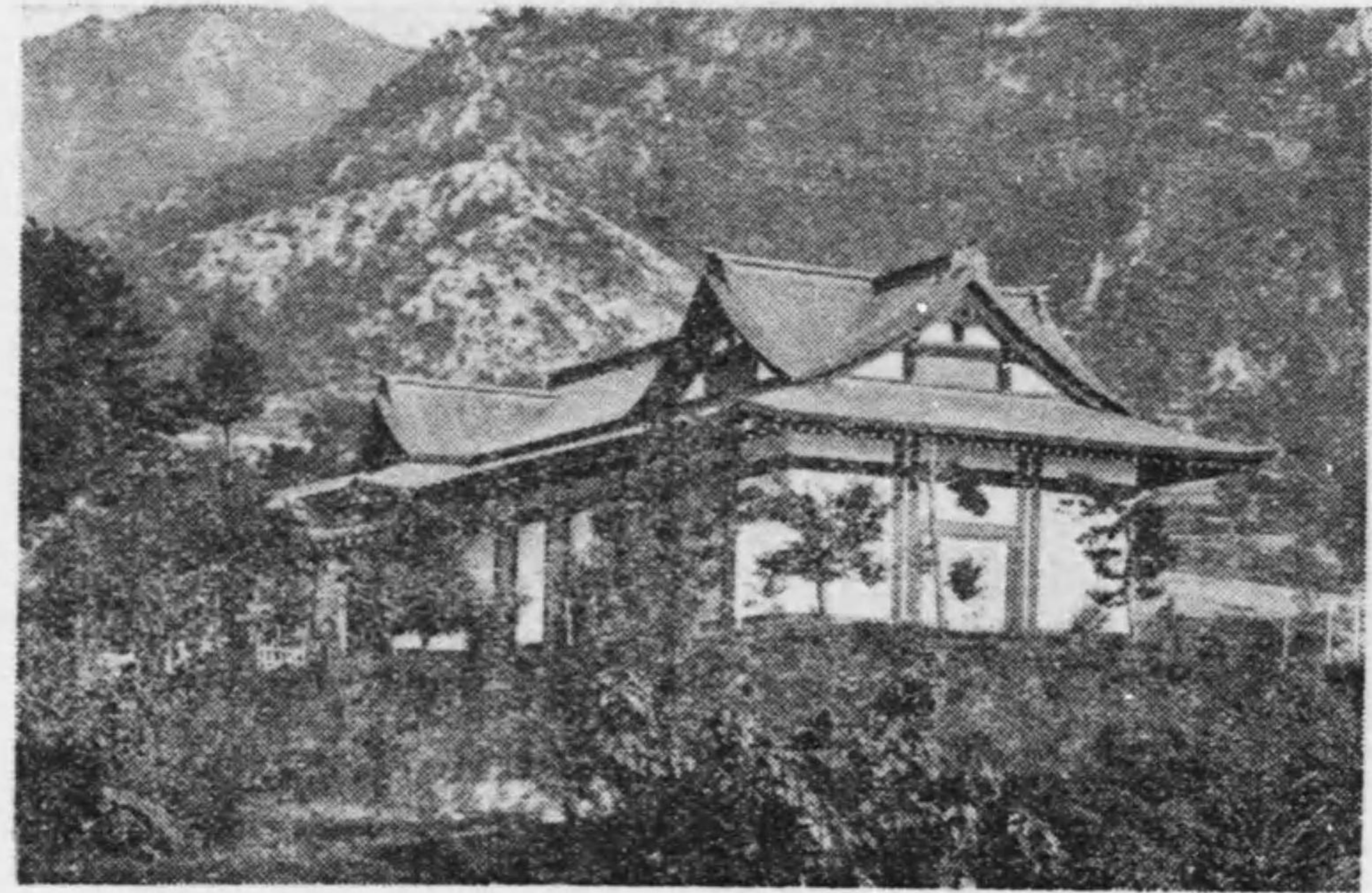
阿方の貝塚 越智郡乃万村大字阿方字池尻に在りて其の地積九段一畝二十九步海邊を距ること約二十三四町一帯に貝殻、土器、石器を藏す、今田と畑となり其の中間に里道あり田畑表面に貝殻及貝塚土器破片一帯に散布せるにより此地を從來貝殻田と稱す之を發掘すれば土器、石器、貝器、骨器、鳥獸器、魚の骨多く出づ、此の地を十餘町にして式内大社野間神社(縣社)あり近邊に古墳多々あるより察するに先史時代より有史時代にかけて文化の進歩せし地方なりしなるべし。

脇屋義助の墓 越智郡櫻井町大字國分寺谷の口に在り、地積四畝九步にして元の墓石は十四個の五輪塔なり、其の墓石と思考せらる、十四個の五輪塔は破壊して僅に面影を止むるのみ、寛文九年再建のものは碑高三尺二寸、周圍五尺、圓柱狀石二尺五寸、臺石垣方一丈、高さ二尺五寸なり、義助は通稱次郎新田義貞の弟なり、義貞と共に北條高時をじぼして尋て足利氏と戦ひ功に依りて右衛門佐を拜し昇殿を聽さる、湊川の敗戦後官軍振はず義助惡戰苦闘生死の間を出没して苦節を守る、其後功によりて刑部卿を拜す、與國三年四月伊豫の兵兵を起し統帥を奏請するや義助四國總大將として今治浦に抵り國府に居る、之より官軍威大に振ひしが五月十一日病みて卒す、明治三十六年八月特旨を以て從三位を贈らる。

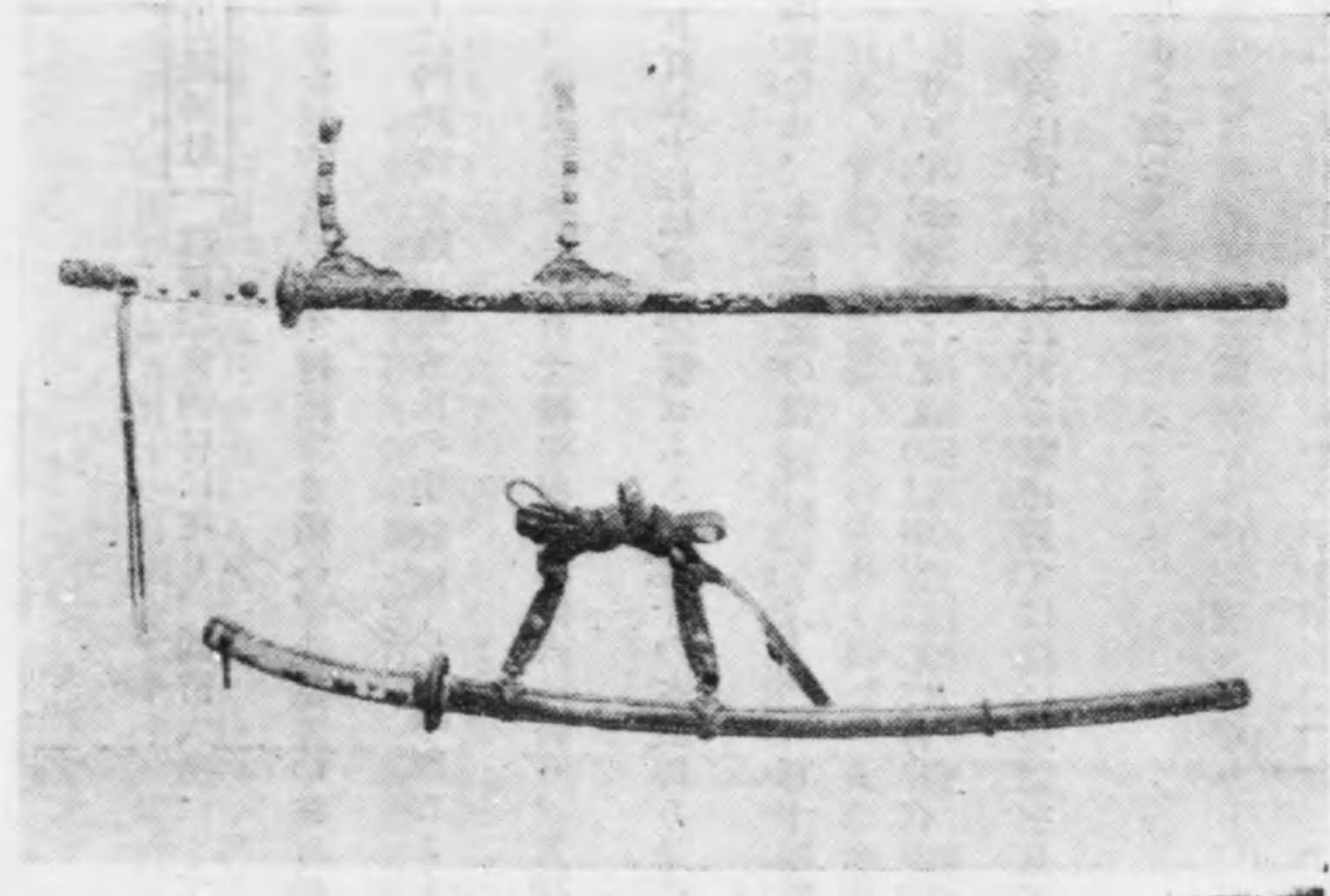


【社 神 祇 山 大】

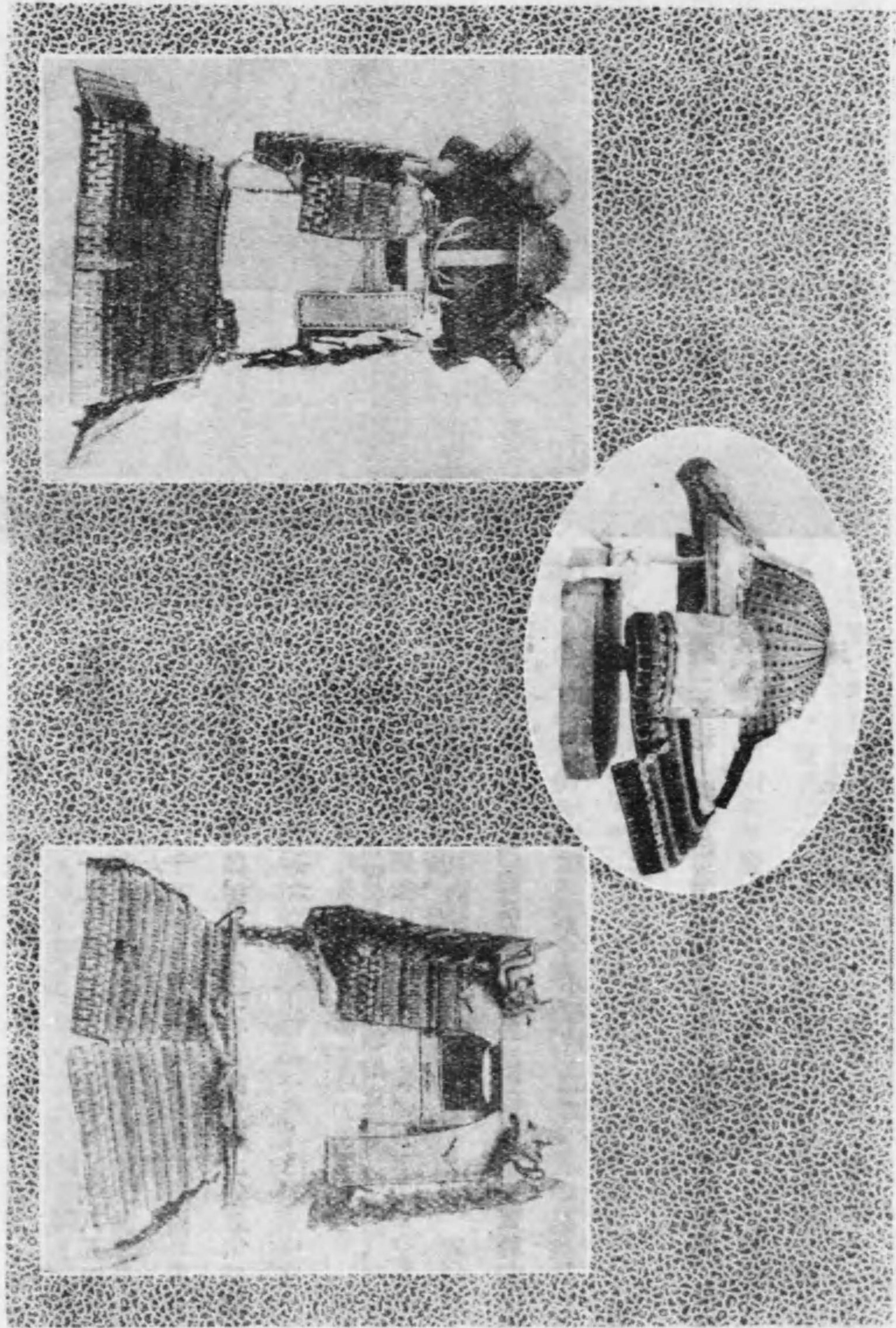
大山祇神社 越智郡宮浦村に在り、國幣大社にして大山祇命を鎮齋す、日本總鎮守と唱へ、上皇室の御尊崇篤く下武門武將を始め地方民の崇敬極めて深厚なるものあり、元亨二年(六百十餘年前)兵燹火に罹り、天授四年(五百五十餘年前)造營せらる、現今の本殿即ち是にして國寶たり、本社所藏の寶物夥からず國寶百十四點を藏す、其の内最優秀なるものは甲冑にして各年代を逐うて系統的に保有せられたる點に於ては他に比倫を見ざる處なりと云ふ。



【館寶國社神祇山大】



【刀太鎖庫兵刀太飾鈿螺寶國藏所社神祇山大】



【點三寶國藏所社神祇山大】

周 桑 郡 勢

面積戸口—面積 一九方里二九五 世帯數九、八五四

人口 五〇、〇六五

重要生産物—米 二、五一六、二七七圓 麥 六七九、二〇一圓

清酒 六五四、一六〇圓

諸官衙—壬生川警察署、農産物検査所丹原支所、種畜場、

丹原土木出張所、丹原財務出張所

諸學校—縣立周桑高等女學校、組合立小松實科女學校、

町村立青年學校 一八、小學校 二二

名所舊蹟—大館氏明の墓、興隆寺

鐵 道—國有鐵道豫讃線 伊豫小松驛、壬生川驛、伊豫三

芳驛

港—壬生川港



【叢社の幡八岡福】

福岡八幡神社の社叢

周桑郡丹原町大字今井字池ヶ脇にあり神社境内及山林合して面積八段八畝六歩を占め社叢は海拔約六十米の丘陵にして全く平野中に鬱蒼として孤在す、頂上に小平地あり社殿を構へて福岡八幡大神を奉祀し其の西北麓には生木地藏尊を奉安す、本社叢は森林學上暖帶の固有要素を有し暖帶森林の代表として學術上の考證を得ること多大なり又大に交通の便を得たるを以て學徒研究者に徒勞を省くこと多し。

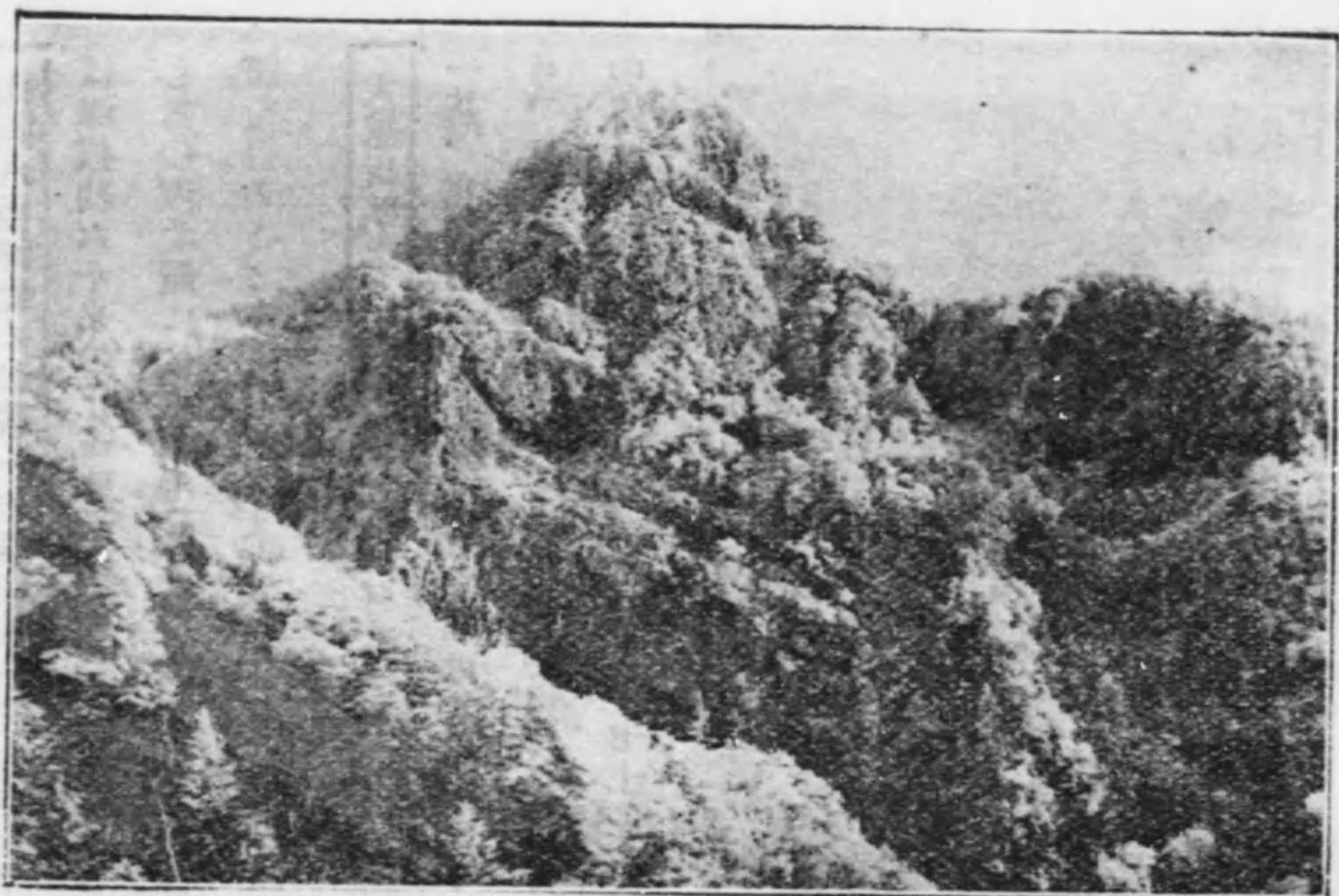
大館氏明之墓

周桑郡楠河村大字永納山の内世田山城墟梅檀寺の境内に在り地積四段二畝二十八歩にして五輪塔一基、花崗岩 高さ二尺一寸、幅六寸、厚五寸、天保八年再建 大館氏明之墓碑一基、殉死者十七人の墓碑銘一基あり、墓碑銘に大館伊豫守源氏明朝臣之墓背側に墓誌を刻するは天保八年三月氏明十七代孫大館謙堂氏晴謹誌殉死者の碑に大館氏明らに殉死せし諸士十七士の名と銘を刻するは天保八年三月西條臣馬彦銘併録せるなり、五輪塔は國



【塔之明氏館大】

分寺の脇屋義助の墓のものと同形同時代なり。大館左馬之助氏明は建武年間朝命を以て伊豫守に任じ當國に下り世田山城に據り勤王の兵を催ふに阿讃を徇へんこと興國三年脇屋義助病歿するや足利の將細川頼春來り攻む八月二十四日より包圍せられ城中糧竭き力耗へ能く拒む能はず九月三日拂曉氏明手兵十七騎を提げ城を出て、突撃し大に賊兵を卻け還て一同割腹して死す大正四年十一月十日特旨を以て正四位を追贈せらる。



【嶽 冠 西】

西冠嶽

周桑郡千足山村大平奥高瀑溪谷上に屹立す石槌山系の王座にして海拔一、九二〇米 西北面は稀有の巨岩にて冬期白銀の鏡ほこりて清靈の山容頗る崇高なり。

赤ノペラ

周桑郡千足山村字大平高瀑溪谷に在り幽溪の河床一面の赤色を呈せる平岩盤より成り依つて赤ノペラの稱あり真に幽邃靜雅言語に絶せり。

興 隆 寺

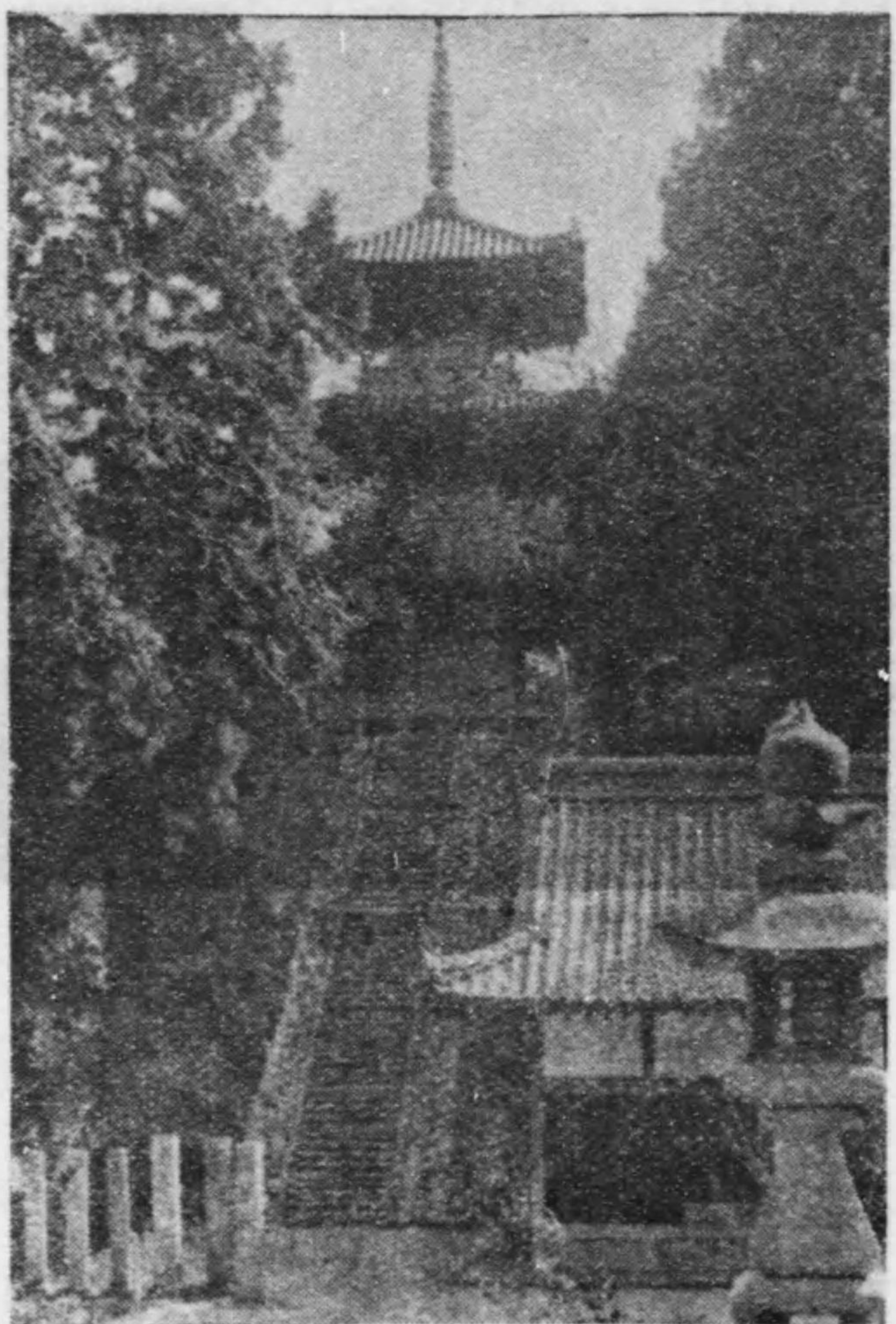
周桑郡徳田村大字古田の西山に在り佛法山興隆寺と稱し眞言宗醍醐派に屬する空鉢上人の開基にして本尊は行基菩薩の作と傳ふ延暦年間報恩大師伽藍を造營し後文治三年源頼朝本堂を建造せり、現在の本堂之にして國寶たり、鐘樓の銅鐘は弘安九年鑄造にして國寶たり、境内幽邃にして境地を流る、西山川の溪谷に架せる御由流宜橋は昔弘法大師來錫し

御佛の法の御山の法の水

流れも清き御由流宜の橋

と詠せりと傳へ其の名あり地方の古刹として四時賽者絶えず。

【興隆寺三重之塔】



新居郡勢

面積戸口—面積二五方里〇〇六 世帯數二二、二八七
人口一〇九、七五四

重要生産物—米二、六六四、六八一圓 捺染物五七二、八七

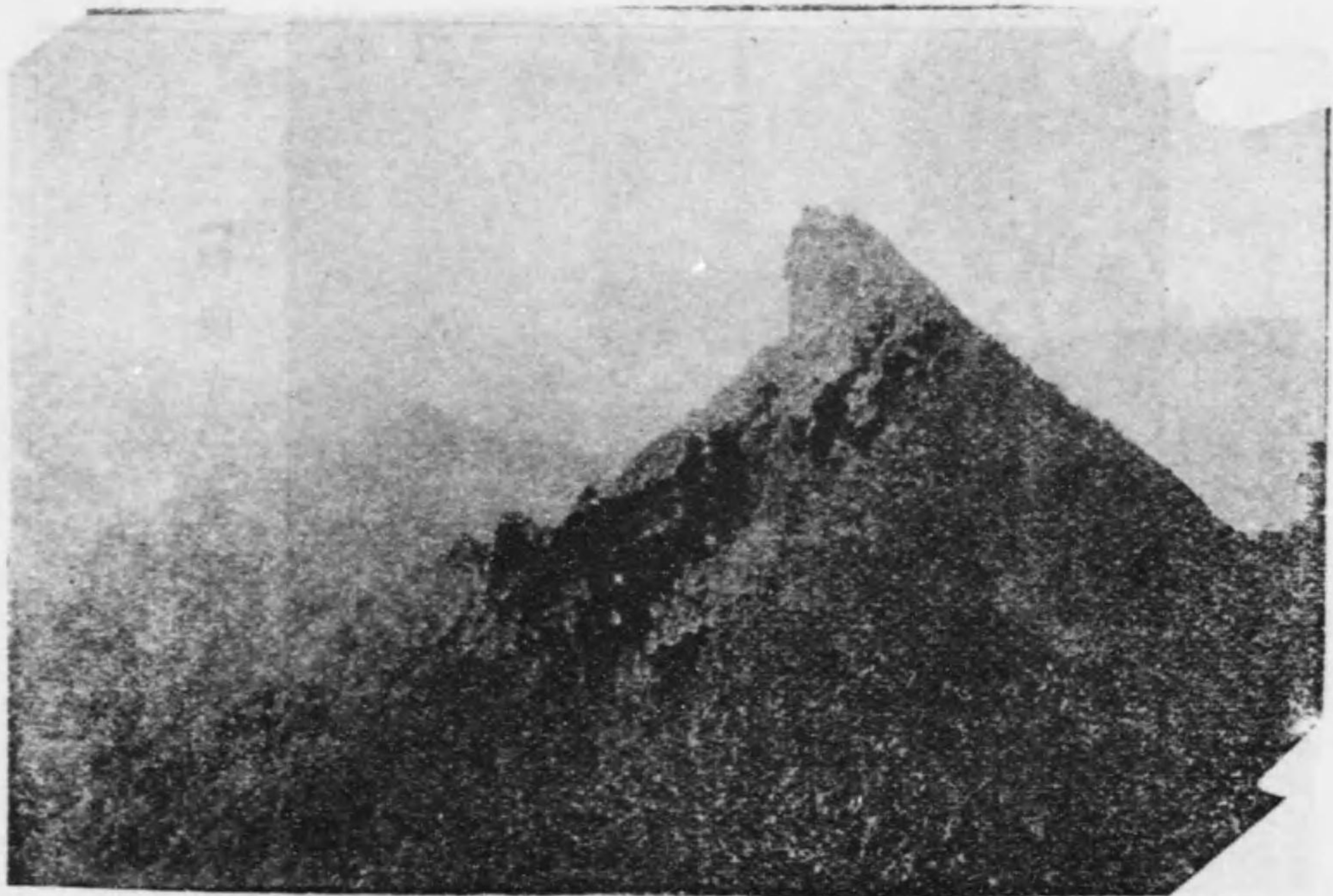
一圓 肥料一四、二九五、〇〇二圓 藥品一〇、六九八、
四七二圓

諸官衙—西條警察署、角野警察署、新居稅務署、西條營
林署、西條區裁判所、松山刑務所西條支所、西條土木出
張所、蠶業取締所西條支所、農産物検査所西條支所、西
條財務出張所

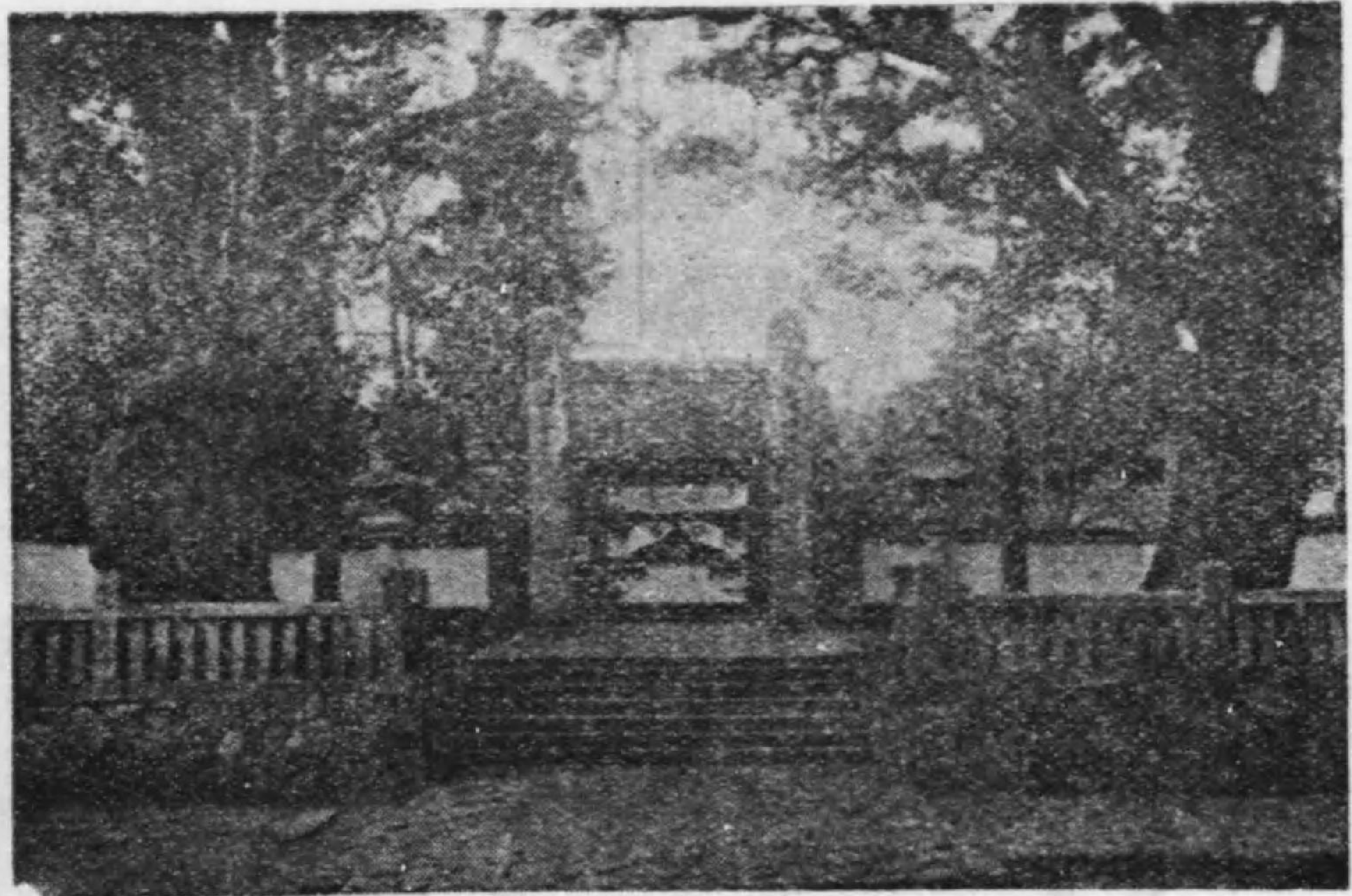
諸學校—縣立西條中學校、西條高等女學校、西條農業學
校、新居農學校、町立新居濱高等女學校、町村立青年學
校二六、小學校二九、私立小學校二、幼稚園二
名所舊蹟—石槌神社、伊曾乃神社、武丈の櫻、別子銅山

鐵道—國有鐵道豫讃線 多喜濱驛、新居濱驛、中萩驛、
伊豫西條驛、石槌山驛

港—新居濱港、西條港



【石槌山天狗嶽】



【伊曾乃神社】

伊曾乃神社

新居郡神戸村大字中野に在り、天照大神を
祭る延喜式内名神社にして成務天皇の御鎮齋に係り御由
緒最も正しく天平神護二年以來屢々御神位を進められ現
今正一位なり、崇徳天皇讃岐より伊豫の湯の潜幸の時天
王に行宮を作り一七日御參拜あり其の時宸筆の額を二の
鳥居に掛けさせ給ひしが今も尙ほ存せり、天正の亂に社
殿兵火にかゝりしを元祿年間再建す境内は幽邃森嚴にし
て神威赫灼地方民の崇敬極めて厚し。



【森ヶ者善槌石】

石槌神社

新居郡大保木村に在り、海拔六千五百三十七尺、四國最高の石槌山の絶頂に祭る、祭神石土毘古命にして、役行者始めて瓶ヶ森の山頂に神佛混淆の神社を建て石槌蔵王権現と號せしが維新の後神とし祭り石槌神社と改稱す、明治五年縣社に列す、毎年七、八月の交白衣の行者貝の音を立て金剛杖を携へ登山す、其の數毎年數萬に及び一大偉觀を呈す。

あつけしさう

新居郡多喜濱村大字黒島字三喜澤堤塘の約二百間池沼約十歩の處に生育す 三喜濱鹽田の一部を舊西條藩主松平家か竣成せしは慶應三年十二月三日なり「あつけしさう」の生せしは素より其の後に屬すべし大正元年八月岡本道良氏初て之を發見す、黍科に屬する一年生草本にして高さ數寸乃至一尺許葉なし綠色の莖は節多く多肉質にして棒状をなし多くの枝椏を生ず鹽地にのみ簇生するものなり、あつけしさう屬の植物は其の形態の奇抜なるのみならず形態學解剖學上種々面白き點あるにより植物學實驗室内には殆ど缺ぐべからざるもの、一にして歐洲に留學するものは實驗用とするのみにても毎年之を手にせざるものなしと云ふ、世界に於ける此屬の植物には數種あり其の産地は亞細亞の北部西部印度、亞弗利加の北部、北米等なり我國に於て最初發見されたるは北海道釧路國アッケシ厚岸の牡蠣島にして明治二十四年のことなり發見者は椋山清利氏とす、理學博士宮部金吾氏其の産地に因みて和名を「あつけしさう」と附せり我國の分布は二箇所にして相距つること甚だ遠し。

宇 摩 郡 勢

面積戸口—面積 三二方里二九三 世帯數 一四、八九三

人口 七三、一八七

重要生産物—米 一、六八七、九三〇圓 紙 三、三五六、三七

二圓 銅 九、九二九、七六五圓 金 三、〇五二、二七七圓

銀 一、六一六、三九六圓

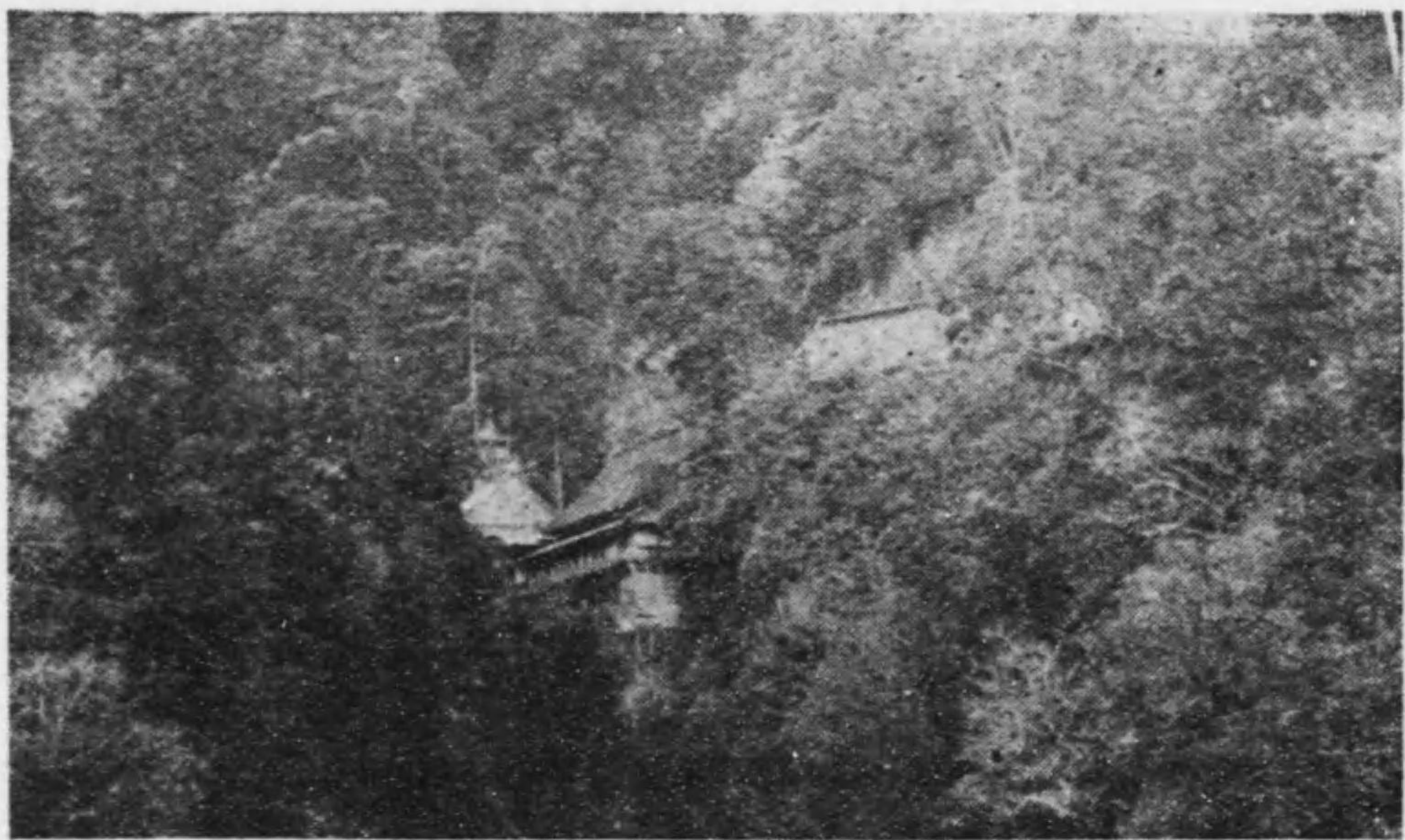
諸官衙—三島警察署、農産物検査所三島支所、三島財務出張所

諸學校—縣立三島中學校、川之江高等女學校、宇摩實業學校、町立三島實科高等女學校、町村立青年學校 三三、小學校 三六、幼稚園 二

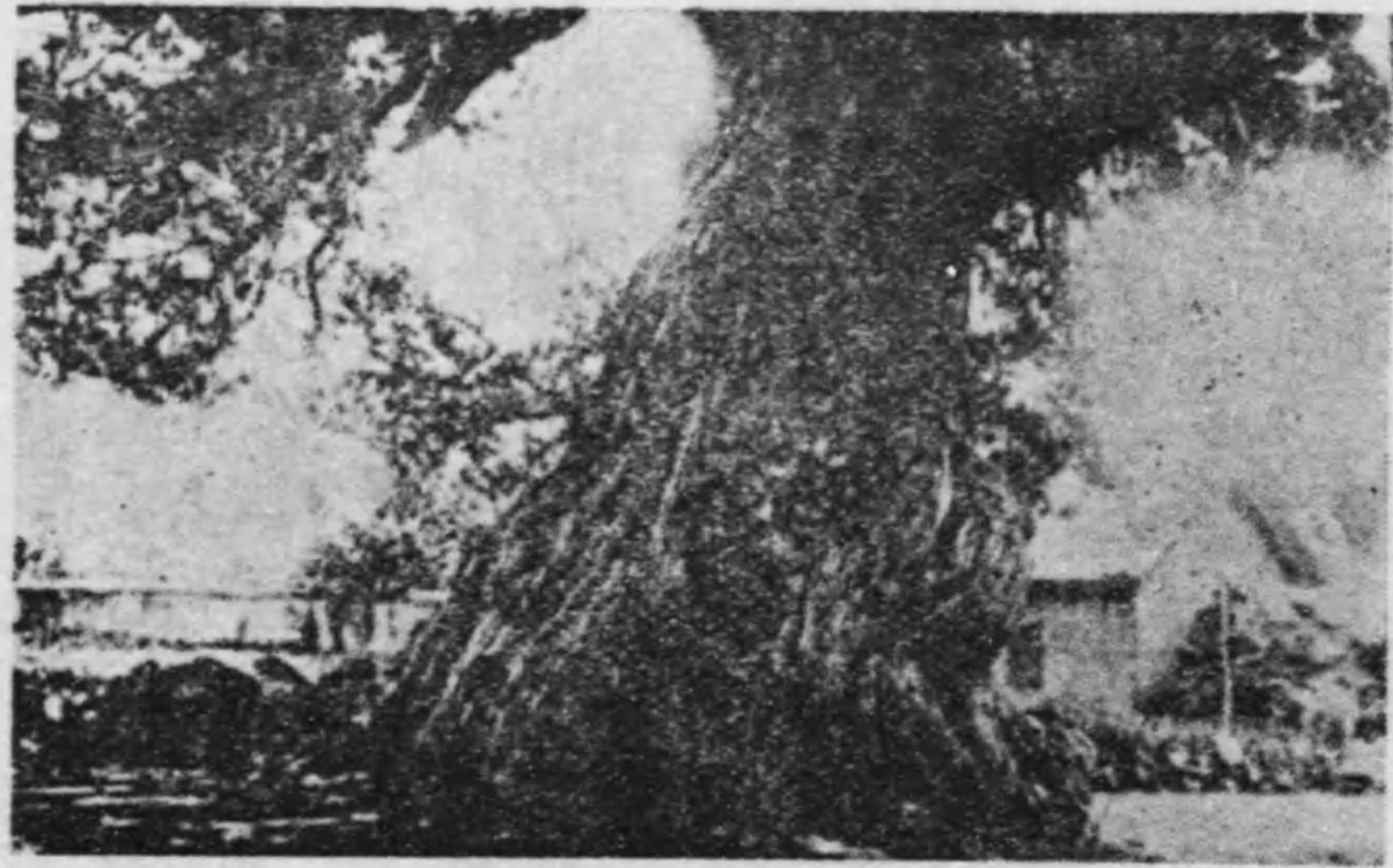
名所舊蹟—御陵墓參考地、仙龍寺、大柏（松柏村）

鐵道—國有鐵道豫讃線 川之江驛、省營バス、（川池線 起點）伊豫三島驛、伊豫寒川驛、伊豫土居驛

港—川之江港、三島港



【景全寺龍仙】



【シキヤビ】

仙龍寺 宇摩郡新立村銅山川の左岸に沿ひ東西北の三面山を以て圍まれ老杉、古木蒼鬱として晝尙暗く奇巖、怪石屹立重疊せる一大岩壁の下に在りて飛瀑響々四時ともに満山の風光最も秀麗にして幽邃閑雅の仙境なり弘法大師前後二回登躋修法後弘仁五年大師四十二歳の時自ら其の像を刻して此の地に安置したりと、現今安置する本尊是なり寺の西北約四丁にして清瀧あり懸涯百餘尺四時水の絶ゆることなく壯觀を極む。

ビヤクシン 宇摩郡松柏村大字下柏字柏横に在り、本樹の覆へる面積二畝十五歩、實に巨大なる老樹にして沃野を通ずる道路の交叉點に獨在す、而して樹幹は縦裂せる赤褐色の樹皮にて被はれ殆ど圓柱状をなし多少の傾斜を爲して直立す、地上十三尺に至りて漸く枝を分つを以て主幹は頗る明瞭に暴露せらる、其の周圍(地上より五尺にて)を計るに二十四尺七寸、高さ四十五尺、樹冠粗半球状を呈し枝葉克く繁茂せる本邦稀有の大樹なり、元來本樹の成長は極めて遅緩なるより觀て其の樹齡の多きこと推して知るべし、本樹の東北の側に小空洞あり、天明三年頃此處に小地藏尊像を安置す、そは樹齡の永からんことを祈りたるものなりと云ふ、大正十三年十二月天然記念物として内務大臣より指定せらる。



【大杉】

大杉 宇摩郡寒川村郷社石戸

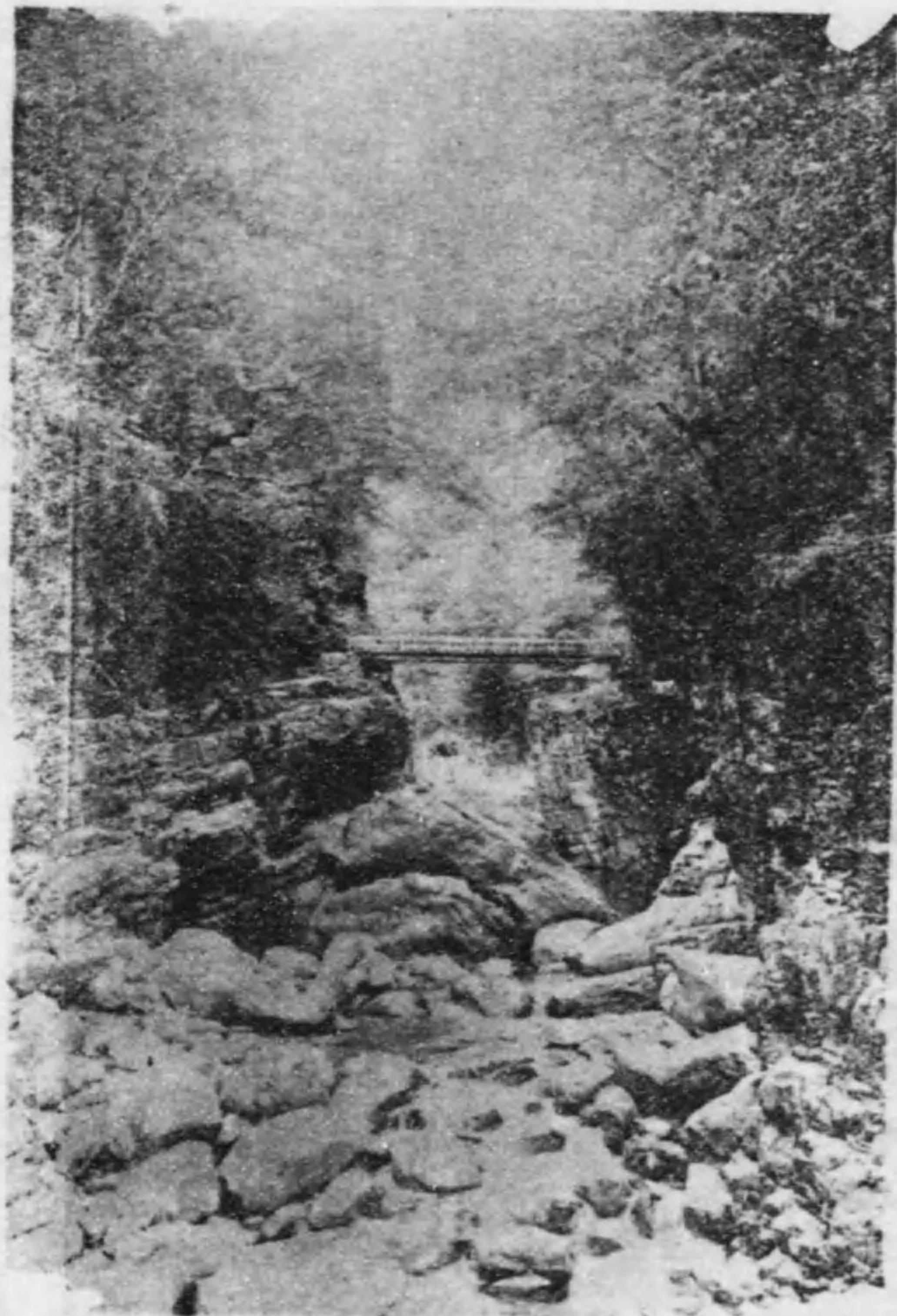
八幡神社の境内に在り樹高約三十間、初枝迄高さ一丈七尺、目通廻り三丈、根元廻り三丈三尺にして枝張周圍各一丈八尺に及ぶ、樹勢尙旺盛なるも明治三十五年頃梢端四五の枝枯損せるのみなりしに最近には煙害の爲なるや其の枯損を増せり、通俗に高野杉と稱し上古氏神寒川神社鎮座當時のものたるや由緒年代より考察するに一千餘年を経過せる老樹なり。

御陵墓考地 宇摩郡妻鳥村に在り尤恭天皇第一皇子木梨輕太子南國御下降の際當地の海岸に漂着し後此地に薨去遊ばされたる爲同村東宮山に葬りたりと傳ふ明治二十九年七月三十日御陵考地とせる。



【蓬 菜 溪】

面河溪 上浮穴郡面河村大字大味川に在り、四國の靈峰石槌山に源を發する面河川の上流延長約五千米に渉る沿岸一帯其の支流鐵砲石川を併せたる峽谷にして僅に西南に決裂ありて水を流す、斷崖絶壁隨所に屹立し、其の大部分堅緻にして粗き節理を有せる石英閃綠岩より成り、溪間至る處奇岩壁立聳峙して形態千差萬別頗る岩石美に富む、滿山千古斧鉞を加へざる老樹鬱蒼として天に聳ゆ、晝猶闇く清冽凍るが如き清流滾々として流れ、淀みては淵となり激しては瀑布を作り、深潭碧淵相交錯して景觀の變化頗る巧妙を極む、實に面河は大森林の壯美と奇岩の快絶に更に清流の明眉を加へたる幽邃壯嚴神祕の極致を盡したる溪谷の一大偉觀にして眞に天下の仙境たり、溪中勝ならざるはなし其の代表的なるものを擧ぐれば、本流に於て關門、五色河原、魚腹、蓬菜溪、紅葉河原、下熊淵、虎ヶ瀧、霧迫瀧、御來光瀧等にして鐵砲石川方面に於てはパノラマ臺、櫃ノ底、御月岩、兜岩、笠岩、布引瀧、開覽淵、奥の櫃等なり。
勝地は松山を距ること十五里餘にして久万町より面河村栃原迄自動車を通ず、關門迄通ずるも亦遠からざるべし。



【關 門】

上浮穴郡勢

面積戸口—面積五一方里八四〇

世帯數八、五六七 人口四〇、三〇八

重要生産物—米 六八九、一七二圓

木材 六〇九、〇八一圓

諸官衙—久万警察署、久万營林署、

農産物検査所 久万支所、蠶業取締所

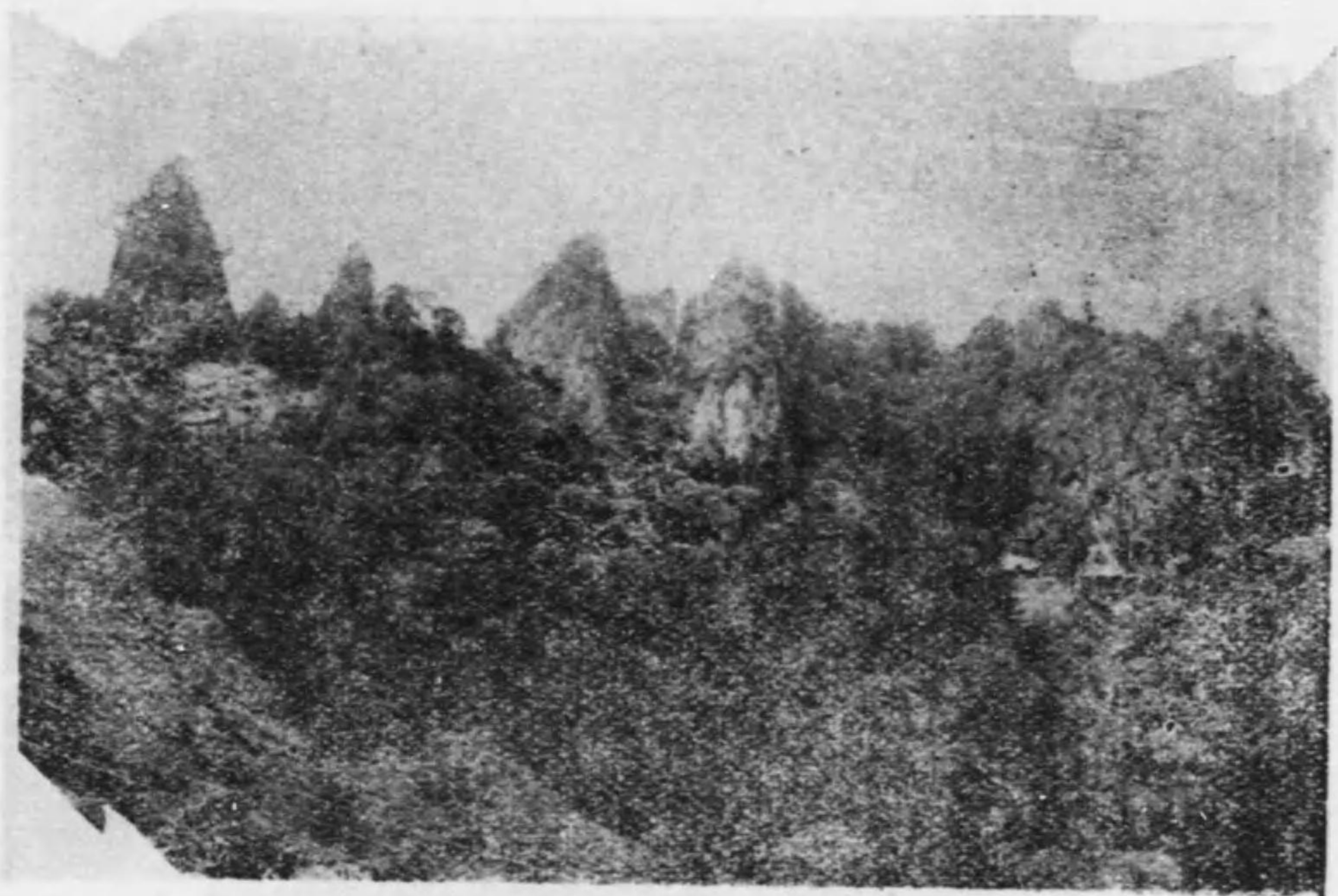
久万支所、久万財務出張所

諸學校—町村立青年學校二七、小學

校二八

省營バス豫土線久万停留場

名所舊蹟—面河溪、岩屋寺、御三戸

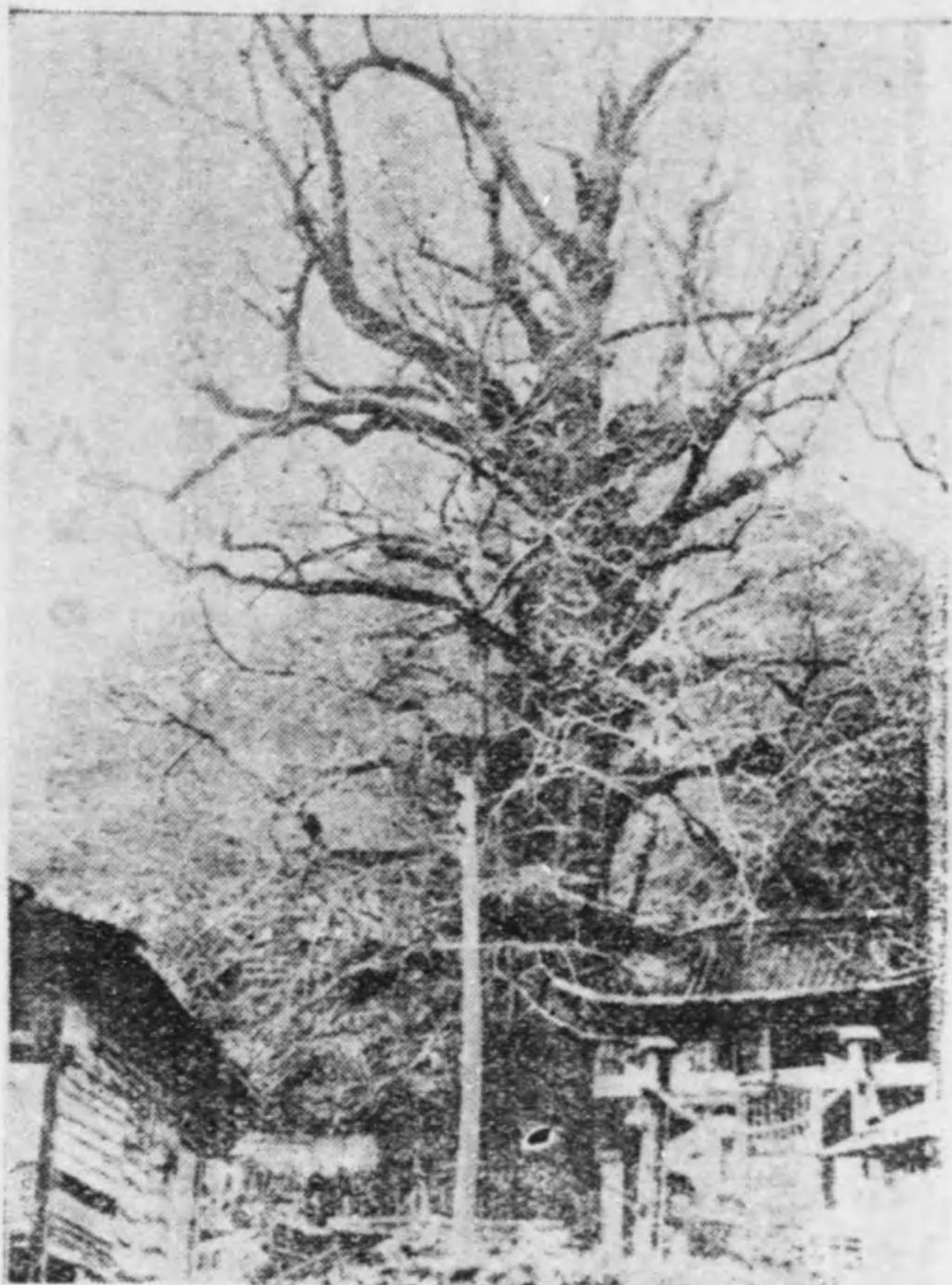


【景全寺屋岩】

岩屋寺

仕七川村大字七島に在り弘仁六年空海の開基と稱せらる、海岸山岩屋寺と號す、此地深山幽谷にして岩石突兀たる巖峰雲表に聳り斷崖絶壁の間處々に岩洞を作り奇岩怪石多し、巖壁の特に大なるものを蘆原丘、不捨嶽、白山、鈴嶽、高祖丘、古岩、龍女峰等と稱す此の外尙奇巖多く胎内潜りには十六階、二十一階の梯子を架す、又奥の院は洞窟深く觀音像を藏むるも窟中暗黒にして之を拜するもの松明を照す、古岩屋亦奇勝の地にして岩柱二三雲を凌ぎて聳立するなど實に縣下の名勝地たり、四國靈場四十五番の札所なり。

【大 公 孫 樹】



中川の大公孫樹

上浮穴郡參川村大字中川鎌土の村社三島神社境内入口西南隅に在り樹木保護區域は三十坪にして樹幹根廻四十五尺、第一分枝點南側地上五尺北側四尺此の分枝點の廻四十二尺、高さ百八尺、枝張周圍各三十五尺のもの一本なり、樹齡約一千年と傳へ樹勢尙旺盛にして樹幹所々に乳枝を生じ奇形を爲す、地方遠近の者此の乳枝を迷信し其の神社を乳の神として信仰するもの北海道、九州、中國、四國に互り賽客頗る多し。

岩洞は浮穴村小屋の南方山腹に在りて深さ四町四十八間、支洞一町三十間あり、洞内鐘乳森然として倒に垂る。

八釜の甌穴群

上浮穴郡柳谷村大字柳井川に在り、面河川の支流黒川の河床をなせる堅硬なるフリント質角岩上に大小三十餘個の甌穴を生じたるものなり、甌穴群は凡四群に分つべく第一群は川の左岸に沿うて八個一列をなし深き溝によりて相連続し、各穴間小瀑を懸く甌穴は其の瀑壺に當れり、是れ八釜の名の起りし所以なり、第二群は河床の中央にありて五個相連なり、第三群は其の右にありて七個、第四群は最右岸に近く三個相連なる、其の他孤立せる數個の甌穴あり、甌穴の最大なるものは横徑九乃至十二メートル、深さ約十二メートルなり、かく多數の甌穴が相密接して一群をなせるは極めて稀に見る所なり。

昭和九年五月天然記念物として指定せらる。



【場工器陶部砥】

伊豫郡勢

面積戸口—面積二二方里七七—世帯一三、二七七

人口六五、〇二二

重要生産物—米二、三二三、六九六圓 陶磁器二六六、〇九

九圓 漁獲物三八七、六三三圓 木材六九四、三一二圓

諸官衙—郡中警察署、農産物検査所郡中支所、郡中財務

出張所

諸學校—縣立伊豫實業學校、町村立青年學校一六、小學

校二三

名所舊蹟—義農作兵衛の墓、大森彦七の史蹟、八幡の森

鐵道—國有鐵道豫讃線北伊豫驛、南郡中驛、伊豫上灘

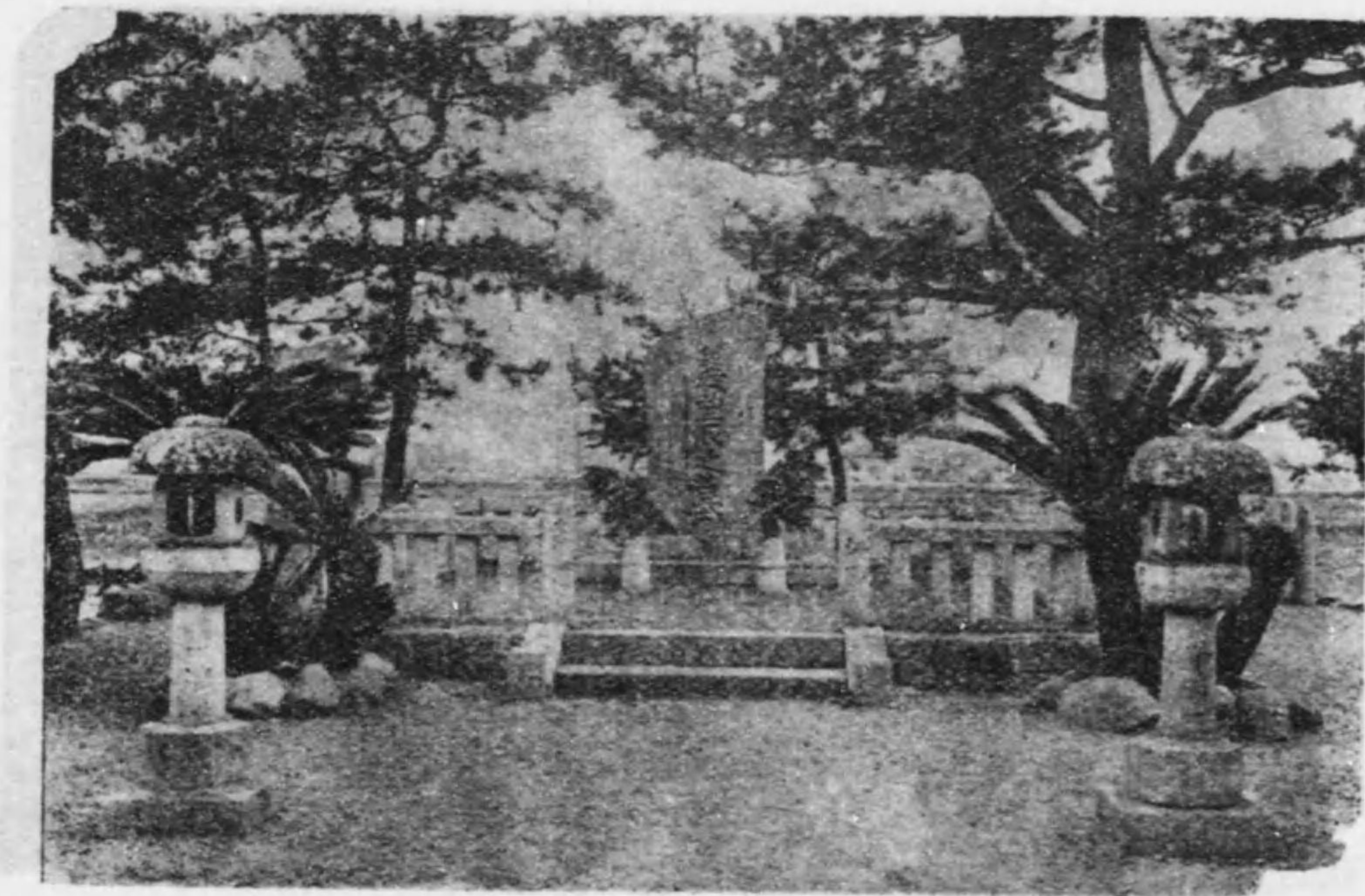
驛、下灘驛、私設—伊豫鐵道、松山郡中間

港—郡中港

義農作兵衛之墓

伊豫郡松前町大字筒井字義農に在り、墓碑は安永五年六月藩廳之を建てしものなり、記念碑は大正元年之を建設す。

農夫作兵衛は享保十七年大飢饉に際し松山藩は蝗害最も多く死亡四千七百人に達し、筒井部落のみにも八百一人を算したり、作兵衛は唯耕作にのみ努力せしが天災には勝ち難く其の父作平其の長男作市相次で餓死したり、作兵衛屈せず三歳の幼女を脊に擔て田に出て餓に迫られて昏倒し僅に隣保の人の肩に依りて家に歸りしが猶一菴の麥種を枕として遂に餓死を遂げたり、實に享保十七年九月二十三日、年四十六歳なりき、後人之を義農として崇敬す。



【碑念記衛兵作農義】

八幡の森

伊豫郡郡中村大字上吾川字宮の前に在る古墳面積は一町七段七畝歩にして伊豫岡八幡神社の境内なり、社地内に社殿、本殿、幣殿、神門什器納所及末社小祠等十二あり、古墳は社殿の周圍に七個あり内一個半壊す、而して古墳七個の内二個は完全に保存せられ原形を變せず一個半壊のもの、外何れも發掘の跡なし境内は樹木繁茂して美觀を呈す、境内末社五穀神社の中に嚴靈八森神社と稱するものあり、古墳を祭りたるものなるべし八幡神社は後世之に遷祀したるなり。

豫章記に伊豫皇子御來處を伊豫郡神崎庄と號し今靈宮と申し親王宮と崇奉す即當家叢祖の宗廟神也件の宮の南十八町山腰に皇子御陵あり臣下多く死して隨へり寶玉を陵とす天子の廟に以たり仍て今岡又は今岡王子と號す云々とあり伊豫皇子は速後上命なるべし伊豫岡と今岡又は今靈宮と嚴靈と相似たり、神崎の南十七八町の山腹南伊豫村大字上野字今岡に今岡宮あり形勝の地にして頂上に一大古墳の趾あり山腹より山麓にも多數の古墳の跡あり發掘破壊せられたれども今尙土器の破片を出し又今岡の少しく西に上野字鬼渡護の古墳あり數多の金銀環切子玉劍及普及の祝部玉類を出せり故に伊豫皇子の御陵と云ふもの何れか速斷すべからず。



【景全町洲大】

喜多郡勢

面積戸口—面積三五方里〇三四 世帯一八、五三八

人口八七、一三五

重要生産物—繭一、三四七、三五六圓 米一、三六九、六五

七圓 木材五三九、七〇六圓 生糸二、八二五、六六四圓

諸官衙—大洲警察署、内子警察署、大洲稅務署、大洲區

裁判所、大洲土木出張所、蠶業取締所大洲支所、農産物

検査所大洲支所、大洲財務出張所、蠶業試驗場

諸學校—縣立大洲中學校、大洲高等女學校、町立内子實

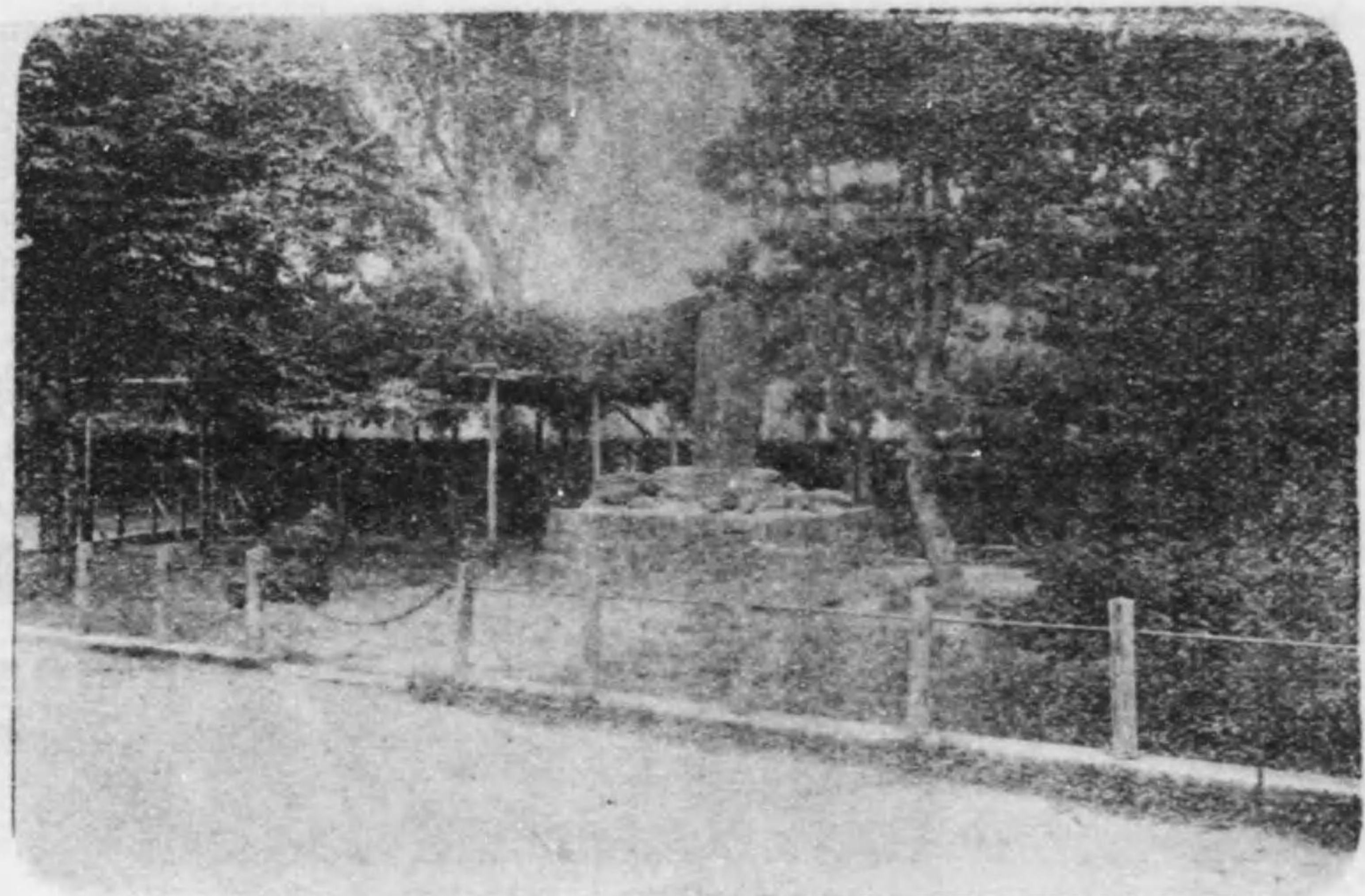
科女學校、組合立高等農業專習學校一、町立青年學

校三八、小學校三九、幼稚園一

名所舊蹟—大洲城趾、臥龍、中江藤樹邸趾、出石寺

鐵道—豫讃線喜多灘、伊豫平野間及大洲、内子間

港—長濱港

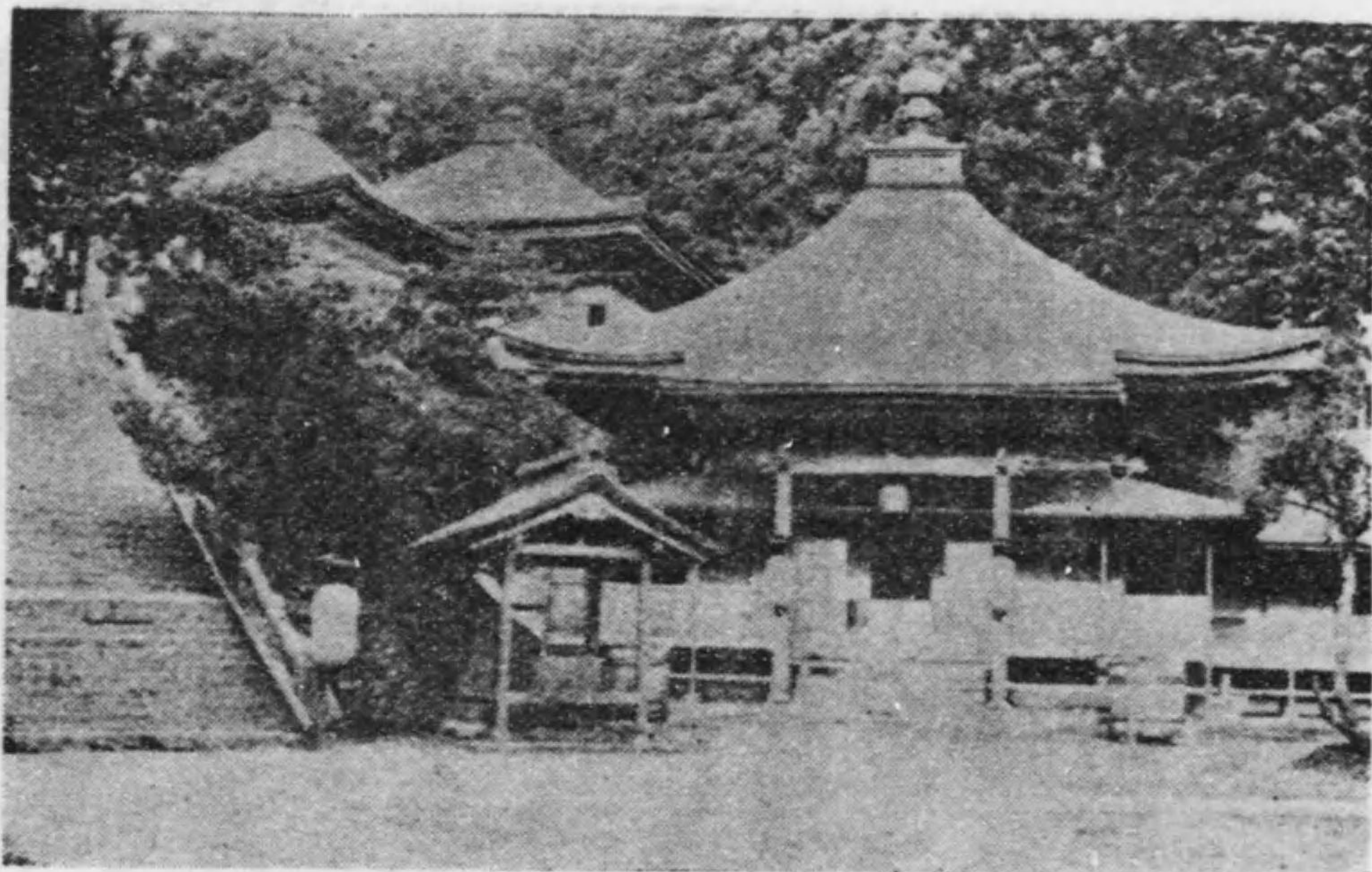


【趾邸樹藤江中】

中江藤樹邸趾

喜多郡大洲町大字大洲、縣立大洲中學校の敷地内にあり、邸趾は面積二百九十八坪之が一部を庭園となし、明治四十三年全校友會は其の中央に記念碑を建て、大正十一年先生愛用の井戸を整理して「中江の水」と稱し亦記念碑を建つ、斯くして其の遺風を偲び且該校訓育の資料とせり。

藤樹先生其の祖父吉長に伴はれて大洲に來りしは元和三年十歳の時にして之より寛永十一年二十七の時まで大洲に住し、此の地に居住せられ其の堀井戸の水は飲用に供せられしと云ふ、當時大洲の俗戦國の氣風を承け、武を尚び文を卑みければ、先生晝は武を講じ夜は書を読み、文武共に造詣する處多し、先生祖父吉長に養はれて嗣子となりし爲、食祿百石を繼ぎて泰興侯に奉仕す、されど祖母、祖父竝に生父を喪ひし先生は母を思ひて已まず、遂に意を決して官を棄て去る、實に寛永十一年先生二十七歳の時なり。

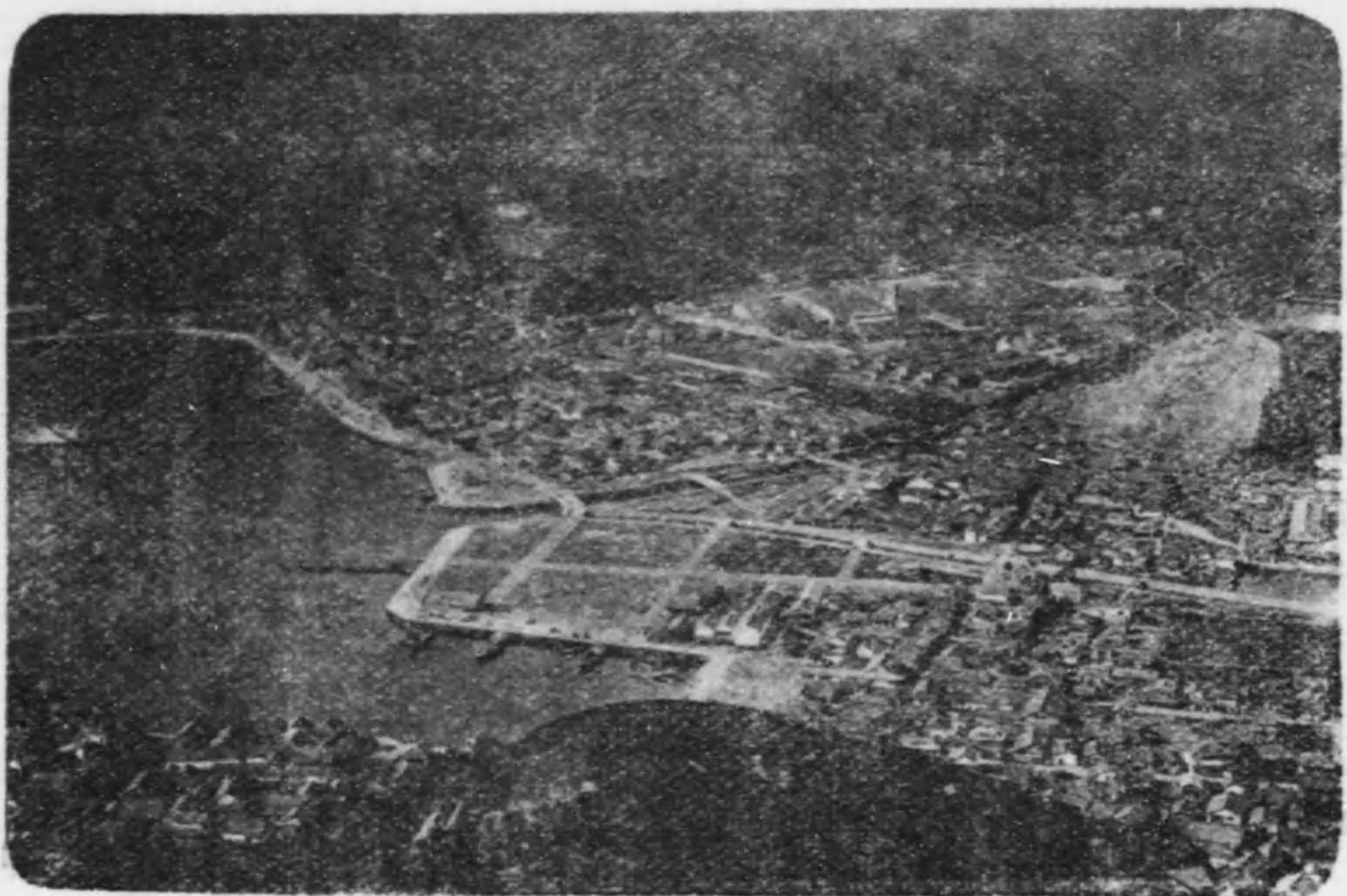


【堂摩護寺石出】

出石寺

四六

喜多郡大和村矢野の金山の絶頂に在り人皇四十四代元正天皇の御宇養老二年六月十七日の曉より此山震動するこゝに數日村民其の由を量り知るこゝに只異香暗に薫し光明赫灼たり時に一人の獵師鹿を追て此の山に入る然るに地裂け巖開けて千手觀音、地藏尊の二菩薩の靈像自然に湧出し給ふを拜し身心恍惚として爲す所を知らず念ち發心して弓矢を捨て妻子を離れ剃髮染衣して名を道教と改め本尊の禮拜供養を怠ることなく遂に草堂を建て雲峯山出石寺と號すれば世に「ハエヌケ」尊像と稱する所以なり其の後大同二年弘法大師四國巡錫の砌此山に登り山號を金山と改め自ら本尊並不動、愛染、日光、月光の脇立を彫刻して修業せられしと云ふ當時の銅鐘は國寶なり或は藤堂高虎の朝鮮役分捕品の奉納とも或は八幡船の奉納とも云ふ。



【景全港瓶三】

西宇和郡勢

面積戸口—面積 一四万里八八二 世帯數 一四、九六六

人口 七〇、二八五

重要生産物—綿織物 六、六九〇、五三五圓 繭 一、二四二、

七七一圓 生糸 一、〇六七、九四三圓 柑橘 六〇二、六二

六圓

諸學校—町村立青年學校 三三、小學校 三五、私立第二

山下高等女學校、實踐農業學校、幼稚園 一

名所舊蹟—佐田岬

港—川之石港、三瓶港

四七

佐田岬は本縣に於ける岬角中最も長く、西宇和郡三崎村外五箇村を包擁し蜿蜒として海面に突出すること實に十二里に及び豊豫海峡を距て、大分縣佐賀關と相對す海上僅に七里に過ぎず、三机村鹽成と三机に跨り三崎半島を横斷せんとする鹽成の堀切あり度長年間板島城主富田信濃守之が掘鑿を企てたれども事志と違ひて成らず却て國除の一因となれりと云ひ傳ふ、佐田岬の端部に近く三崎村あり天然記念物として内務大臣指定の赤榕樹あり。

赤榕樹

西宇和郡三崎村大字三崎字カワノモト及シミズに在り、面積二畝二十三歩の所に生育旺なり、大正十年天然記念物として内務大臣より指定せられたり。

樹高	六間	週	一丈	一本
樹高	五間	週	九尺	一本
樹高	八間	週	一丈二尺	一本
樹高	四間	週	五尺	一本
樹高	八間	週	一丈五尺	一本
樹高	三間	週	八尺	一本
樹高	二間半	週	八尺五寸	一本なり

東宇和郡勢

面積戸口—面積 二九方里六〇〇 世帯數 一二、七二七

人口 五九、一〇一

重要生産物—繭 一、七八九、一五六圓 米 一、九〇九、九六

六圓 生糸 一、七一四、八〇六圓

諸官衙—卯之町警察署、野村警察署、卯之町稅務署、鹽業取締所宇和支所、農産物検査所卯之町支所、卯之町財務出張所

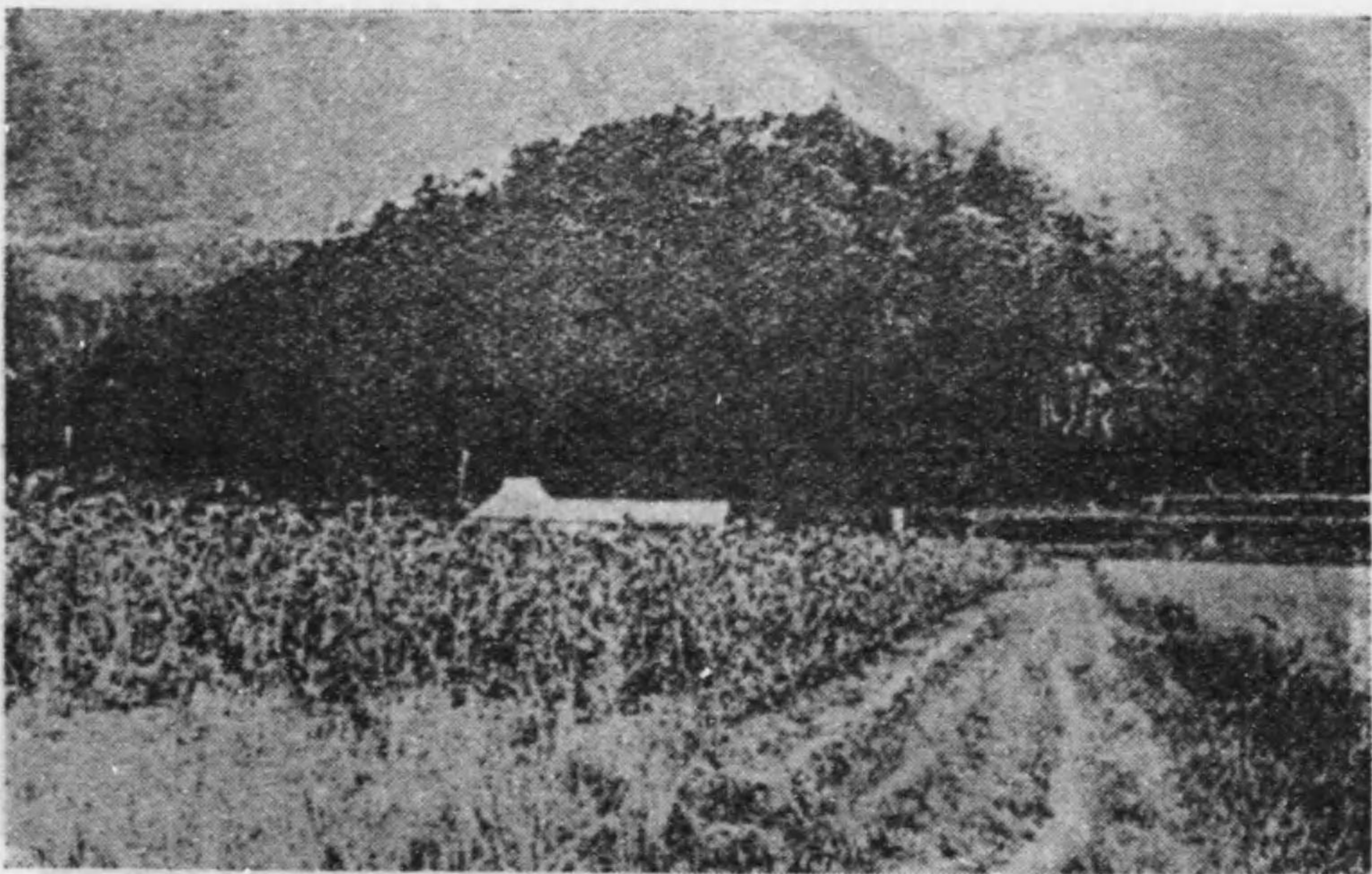
諸學校—縣立宇和農業學校、東宇和高等女學校、町村立青年學校 二〇、町村立小學校 三〇、幼稚園 一

名所舊蹟—小森の瓢塚、松葉城趾、法華津峠
省營バス 南豫線（近永、魚成橋間終點）

港—俵津港



【法華津峠】



【小森の瓢塚近望の景】

小森の瓢塚

五〇

東宇和郡石城村大字山田字粟尻に在り、三段三畝十二歩の地積を占め前方後圓式古墳にして外圓長五十四間、幅二十間、内圓長四十八間、幅十三間、高さ後圓十二尺、前方十尺の一大古墳なり、(陪塚四個内前方の左右にあるもの圓墳二個、徑六尺、高さ三尺、後圓に屬する二個は半は除去したるもの、如く形狀定かならず)此墳は戰國時代の防衛地と爲したるものと思はしく墳上削平せられ其の後數次墳上を耕して畑作なしたるものなり又墳の周圍を切り取りたるものさ見ゆ然れ共大體に於て完全なり、今や墳域草木雜生せり、宇和の主權者宇和津彦命を葬りたる所と云ふ、又一説には國木長者の墳塋なりと云ふ、國木長者は石城村字國木に住したる大富豪にして宇和町大字小野田の極樂寺を創立したる人なりと傳ふ。

松葉城趾

東宇和郡宇和町大字下松葉に在り海拔四百四十七米往古岩瀬城と稱し西園寺累代茲に居り威を南海に振ひし處山頂平坦にして數千を容るべく又前面に宇和盆地を瞰下し頗る形勝に富み行遊地として四時節を曳く者多し。

北宇和郡勢

面積戸口—面積 四八方里一八二 世帯數 一八、六
九八 人口 九四、七九一

重要生産物—繭 三、〇一九、四一九圓 米 二、〇〇
八、七五六圓 柑橘 三五八、〇四二圓 生糸 一、
八七九、一四五圓

諸官衙—松丸警察署

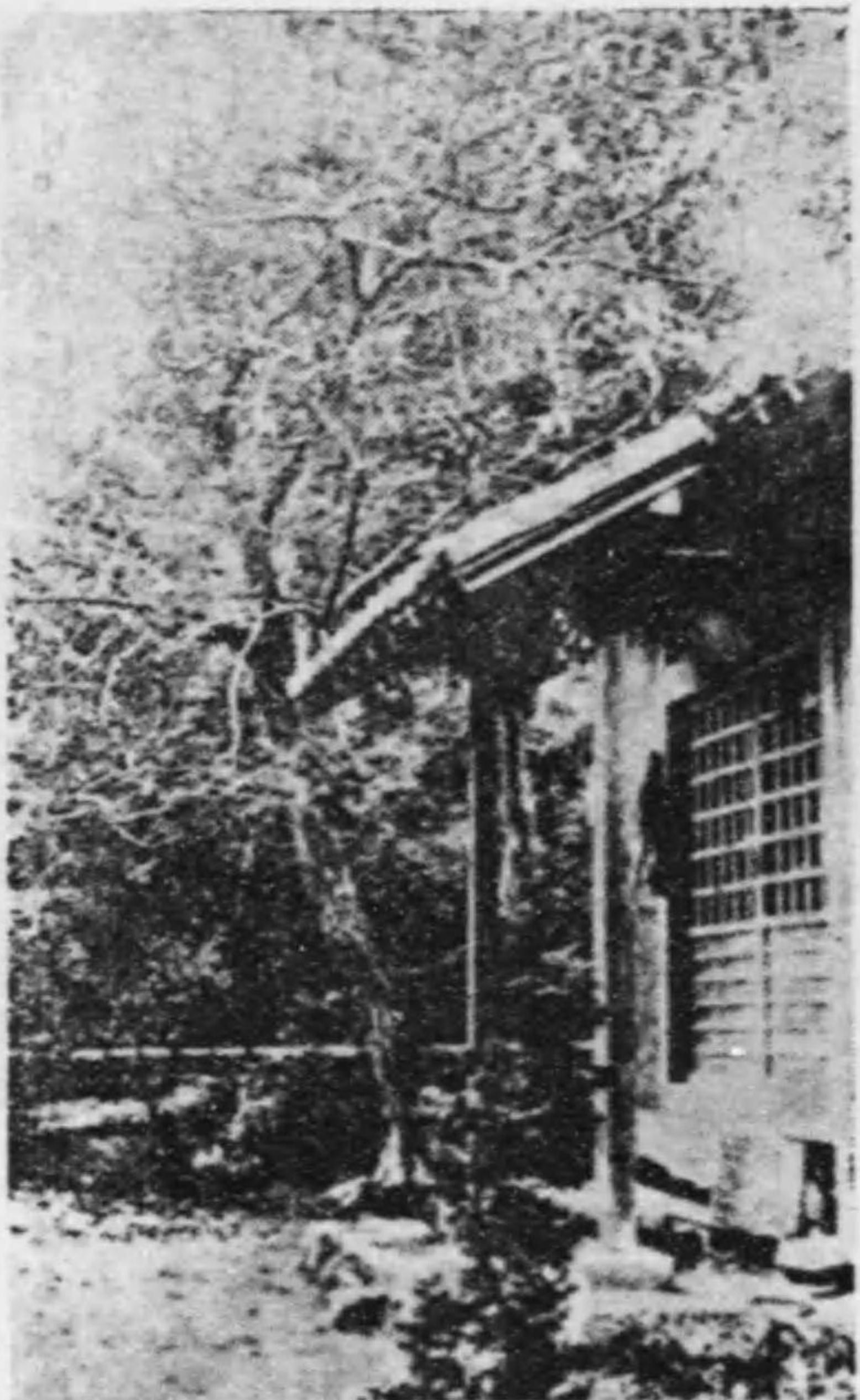
諸學校—町立吉田中學校、山下高等女學校、町
村立青年學校 三三、小學校 四七、幼稚園 一
名所蹟—藤原純友の古蹟

鐵道—國有鐵道 宇和島線(宇和島、吉野間)

省營バス 南豫線(近水、魚成橋間起點)

港—吉田港

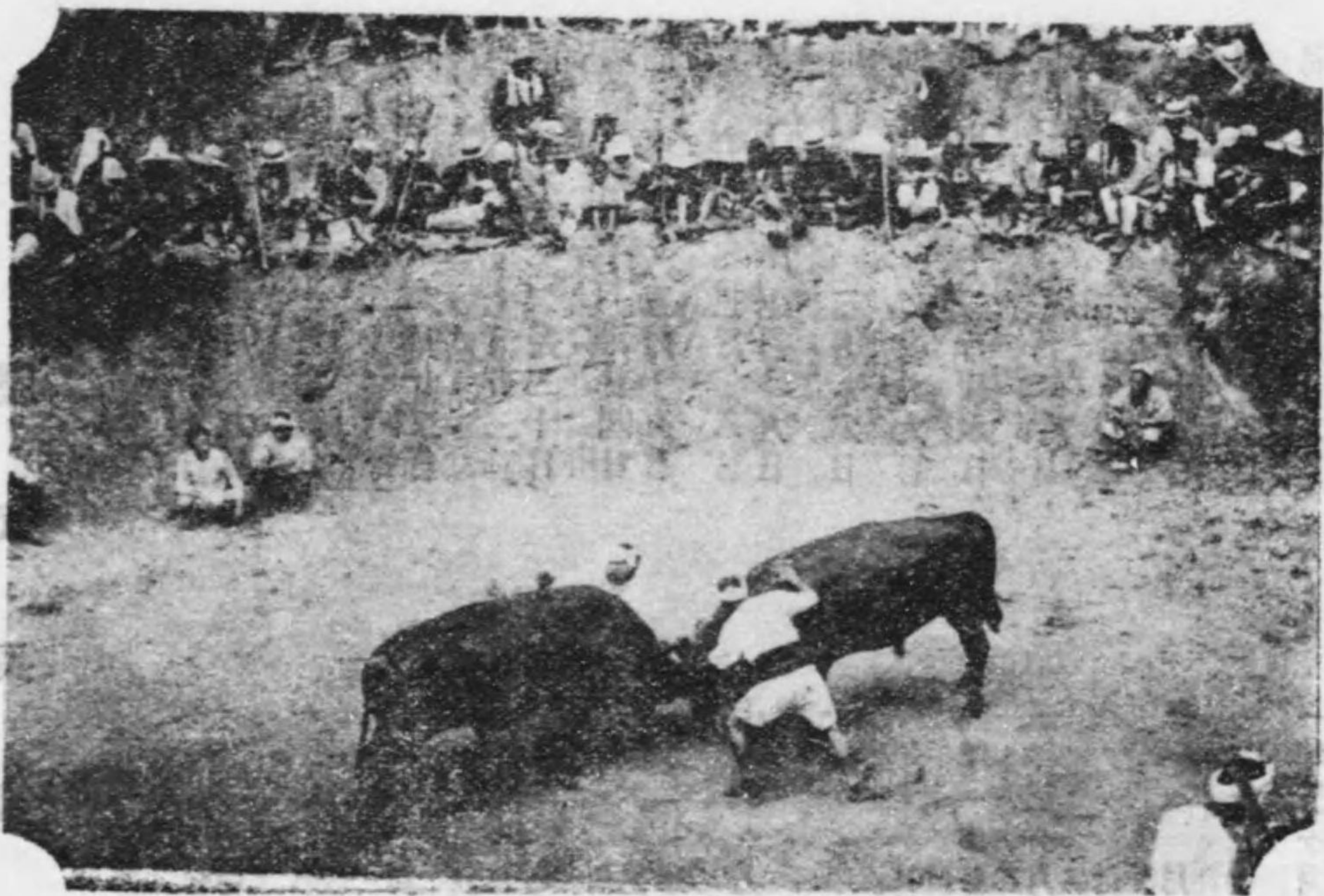
【三重柿】



北宇和郡清満村大字岩淵字風呂の奥口満願寺境内に在り、柿の木の覆へる面積十坪にして樹の周囲凡三尺、樹高五間の一本樹にして餘り果實を多産せざるもの、如し、果實の形状は稍々扁平蓋柿に屬す、種子極めて少く形不正なり。本株に成育せる果實は概ね果實内中軸をなせる珠座の上端より更に小果實（此れを第一内果實と稱す）を生ずるを普通とし或る場合には第一内果實の中軸をなせる珠座の先端に更に小果實（此れを第二内果實と稱す）を生じ時としては尙第三第四を生ずることあり、種子は不正形にして縦に數個の稜角を有し發芽力充分なり第一内果實も原始的種子を生ずる事あれ共概ね不完全なり、本種に相當すと認むるものを産する本邦分布を見るに静岡縣、島根縣、石川縣、廣島縣等あり多少似たれ共全然一致すと認むこと能はざるものなり。

藤原純友の古蹟

天慶中伊豫藤原純友が不軌を謀り北宇和郡日振島に據る、南海、山陰の諸國を掠め海陸の行路を絶ちて掠奪を擅にし勢焰最も猖獗なりしか官軍の爲に破られ橋邊保の射殺する所なりと云ふ。



【牛 鬪】

南 宇 和 郡 勢

面積戸口—面積 一五方里八九 世帯數 七、二八八

人口 三六、三八〇

重要生産物—漁獲物 一、四三八、四一四圓 米 五八〇、九

二二圓 繭 四〇五、四三四圓

諸官衙—御莊警察署

諸學校—縣立南宇和農業學校、町村立青年學校 一七、

小學校 二二

名所舊蹟—觀自在寺

港—深浦港、平城港

歷代長官

任命年月日	在職年月	官職	氏名
明治四年十一月十五日	一年四ヶ月	石松縣參事	本任
明治五年二月九日	一ヶ月	宇和島縣參事	本任
明治四年十一月十五日	一ヶ月	宇和島縣參事	平岡
明治五年六月廿三日	八ヶ月	宇和島縣權令	間島
明治五年七月廿三日	二年五ヶ月	宇和島縣權令	江島
明治六年二月二十日	三年六ヶ月	愛媛縣參事	江村
明治七年十一月廿四日	七年一ヶ月	愛媛縣權令	岩村
明治九年七月十九日	一ヶ月	愛媛縣知事	關新
明治二十年三月八日	一ヶ月	同	關新
明治廿一年二月廿九日	一年十ヶ月	同	藤村
明治廿二年十二月廿六日	四年一ヶ月	同	白根
明治廿七年一月二十日	三年三ヶ月	同	藤間
明治三十年四月七日	八ヶ月	同	小牧
明治三十年十一月十三日	三ヶ月	同	寶牧
明治卅一年一月廿二日	一ヶ月	同	篠崎
明治卅一年十二月廿二日	一年五ヶ月	同	大庭

任命年月日	在職年月	官職	氏名
明治卅三年四月廿七日	三年九ヶ月	愛媛縣知事	菅部
同卅七年一月廿五日	一年十ヶ月	同	菅部
同卅八年十一月十七日	三年九ヶ月	同	安藤
同四十二年七月三十日	三年六ヶ月	同	伊深
大正元年十二月三十日	三年四ヶ月	同	深町
同五年四月廿八日	十ヶ月	同	坂田
同六年一月廿九日	二年三ヶ月	同	若林
同八年四月十八日	二年二ヶ月	同	馬渡
同十年五月廿七日	三年一ヶ月	同	宮崎
同十三年六月廿四日	一年三ヶ月	同	佐竹
同十四年九月十六日	一年九ヶ月	同	香坂
昭和二年五月十七日	一年一ヶ月	同	尾崎
同三年五月廿五日	一年六ヶ月	同	市村
同四年十一月八日	十ヶ月	同	木下
同五年八月廿六日	一年四ヶ月	同	笹井
同六年十二月十八日	七ヶ月	同	久米
同七年六月二十八日	二年七ヶ月	同	一場
同十年一月十五日	現任	同	大場

昭和十二年三月廿一日印刷
 昭和十二年四月七日發行

愛媛縣總務部統計課

印刷所 松山市一番町七番地ノ七
 愛媛縣印刷所

印刷者 松山市矢矧町六番地
 田所 春繁

14.4
575

